

茨城の漁業発達史

第2報 明治期における茨城漁業

杉 山 節・二 平 章

A History of Fisheries in Ibaraki Districts
2. Fisheries in the Meiji Period

Misao SUGIYAMA* and Akira NIHIRA

目 次

第1章 明治期における茨城県漁業の概観	3.2.3 底曳網漁業
第2章 漁業制度の近代化と茨城県漁業	3.2.3.1 ギス網漁業
2.1 小物成等（本年貢以外の雑税）の廃止	3.2.3.2 打瀬網漁業
2.2 茨城県における漁業税則改正の動向	3.2.4 かつお一本釣漁業
2.3 水面借区制	3.2.4.1 かつお漁業の創業
2.4 潟沼の漁場紛争	3.2.4.2 茨城県の全国的地位
2.5 漁業組合の設立	3.2.4.3 漁獲高の推移
2.6 維新期以降の漁業制度の進展	3.2.4.4 漁期
2.7 漁業奨励の施策	3.2.4.5 乗組員の労働
a) 大仲制度の確立	
b) 船代天引制の確立	
c) 船頭制の確立	
第3章 明治期の主な漁業種類	3.2.5 まぐろ流網漁業
3.1 沿岸漁業	3.2.5.1 まぐろ流網漁業の発達
3.1.1 鹿島浦の地曳網漁業	3.2.5.2 磯崎与茂七の功績
3.1.1.1 奥野谷浜の地曳網漁業	3.2.5.3 平磯町のまぐろ流網漁業
3.1.1.2 柳川家と須田家の地曳網	3.2.5.4 流網の魚網
a) 柳川家の地曳網	3.2.5.5 流網漁船の勢力
b) 須田家の地曳網	3.2.5.6 漁獲量
3.1.1.3 須田家の漁場喪失の経緯	3.2.5.7 漁場
3.1.1.4 地曳網の張数と漁獲高	3.2.5.8 流網漁業の洋上作業
3.1.1.5 地曳網漁業の漁夫構成	
3.1.1.6 網主の組織化	
3.1.1.7 鹿島浦における地曳網漁業盛衰のまとめ	
3.1.2 県央・県北地方の地曳網漁業	第4章 漁船動力化のはじまり
3.2 沖合漁業	4.1 全国における漁船動力化の趨勢
3.2.1 改良揚縄網漁業	4.2 明治43年のまぐろ流網船の大量遭難
3.2.1.1 改良揚縄網の導入	4.3 再建資金の貸付施策
3.2.1.2 いわし漁の漁期と漁場	4.4 貸付施策による漁船動力化の進展と問題点
3.2.1.3 漁夫の雇用と報酬	
3.2.1.4 明治期のいわし類漁獲高	
3.2.2 さんま流網漁業	第5章 水産加工業の概観
	謝辞
	文献
	年表

*元水戸短期大学、故人（1999年4月28日没）

第1章 明治期における茨城県漁業の概観

明治期の茨城県漁業は、すべての面で基本的には江戸時代の踏襲で、近代化への摸索すなわち過渡期であった。しかし、その傾向は本県ばかりでなく全国的であったので、茨城県の漁獲高は全国的に上位を占めていた。例えば、明治24年（1891）の「水産事項特別調査」¹⁾（明治25年11月農商務省訓令第33号で、道府県に実施させたもので、この調査は戦前における画期的な大調査であった。）によると、明治24年の茨城県の水揚額順位は第5位（98万5千円）、水産物販売高も第4位（生魚介67万9千円、塩魚介48万6千円、肥料13万4千円、藻類1万4千円、その他1千円、合計131万4千円）であった。

表1に明治24年の水産物の種類別生産量を示した。

表1の水揚額は淡水産物を含めた数値であり、また、茨城県よりも上位の県は、水揚額では北海道・千葉・長崎・山口県の順で、水産物販売高では北海道・千葉・長崎県の順位であった。種類別生産物では、干鰯は千葉・長崎県の順、かつおは千葉、鰹節は千葉、鹿児島県の順であった。

その後の茨城県の漁獲高は表2のように推移した。表2でいわし類は、明治36年まではまいわしだけの漁獲量となっており、さんまは、明治38年までは少量で明治39年から記入されている。金額は、豊凶により価格が左右されるので漁獲量に比例的でない。また、漁獲高については、日露戦争の影響が見て取れる。

表1 明治24年における茨城県の水産物生産額

（単位：千円、%）

品名	生産額	順位	全国比	品名	生産額	順位	全国比	品名	生産額	順位	全国比
いわし	239	4	6.7	さんま	20	5	5.2	いわし粕	71	3	9.0
かつお	269	2	19.4	たこ	24	3	7.6	干鰯	43	3	6.2
まぐろ	40	8	4.6	さけ	17	7	1.8	鰹節	169	3	11.8
たい	82	6	5.5	あわび	54	1	18.5	乾鮑	83	1	28.0
ひらめ	10	5	5.9	さめ	11	9	4.5	ふかひれ	3	7	5.3

出所：「現代日本産業発達史」第19²⁾

表2 明治34～大正4年における茨城県の漁獲高（海面）

単位：数量（千貫）、金額（千円）

年	鹹水產物総量	まいわし		せぐろいわし		かつお		まぐろ		さんま	
		数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
明治34	1246	1238	151			1181	414	545	301		
35	982	867	108			1054	425	189	110		
36	1060	977	123			814	375	319	184		
37	836	894	99	47	4	893	355	112	69	74	21
38	952	223	43	80	24	981	437	204	119	9	3
39	892	349	70	154	26	742	355	119	80	46	20
40	1930	934	242	1268	320	1323	664	194	179	253	144
41	1788	491	107	811	130	1600	911	135	148	690	184
42	1982	297	74	167	28	2509	1035	134	159	1788	390
43	1320	373	71	395	128	715	369	133	165	736	148
44	1154	182	32	433	63	776	432	114	139	373	113
大正1	1498	403	83	775	112	592	358	112	152	2536	423
2	2080	801	90	1717	199	535	336	135	150	3442	663
3	2012	1098	117	1680	169	723	414	192	222	2307	426
4	2210	589	78	815	80	2166	690	167	181	1789	500

出所：「茨城県史料・近代統計編³⁾」

明治中期以降の水産物の茨城県経済に占める比率は低く、「茨城県史料・近代統計編」^[3]によると、明治29年5.8%，30年7%，35年4.9%，37～38年3.3%，40年5.3%と3～7%程度であり、農産物の4～9%に過ぎなかつた（注：水産物には淡水産物を含む）。

「茨城県統計表^[4]」によると、明治17年（1884）の沿海漁業の従業者総数は14,744人（専業4,620人、兼業10,124人）で、その地区別分布は、東茨城郡4,613人、那珂郡3,637人、久慈郡936人、多賀郡3,408人、鹿島郡2,150人と表示されている。そして専業比率は、東茨城郡22.8%，那珂郡49.5%，久慈郡18.7%，多賀郡21.4%，鹿島郡40.1%で、平均30.5%となる。このように専業比率が低いのは漁業だけでは生計の維持が困難だったからである。また専業者の29.0%は女性が占めていたが、漁船には女子は乗せなかつたことから、これは採貝藻従事者と男子の陸上での補助的従事者であろう。兼業者の比率は久慈郡が最も高く全従事者の81.3%，次いで多賀郡78.6%（うち女子は兼業者の36%），東茨城郡77.2%（うち女子50%），鹿島郡59.9%，那珂郡50.5%（うち女子36%）で県平均69.5%（うち女子は兼業者の33.9%）であった（注：久慈、鹿島両郡の女子の兼業者数は0と表示されている）。

明治25年の海面漁業従業者数を表3に示した。明治17年と比較し、総数が約6千人、専業率が約4%増えている。女子は12%減少している。また、表3で、鹿島郡の女子の兼業者が多いのは地曳網漁業の曳子に従事するからであり、東茨城郡と那珂郡で専業者が兼業者より多いのは三浜地方の漁業の発展のためである。

明治期における茨城県の漁業の特徴を概括すると、次のようになろう。

ア) 制度面では、太政官布告、漁業組合準則、漁業法の公布を柱とする国の施策によりかなり近代化が進んだ。

イ) 漁法、漁場、漁具・漁船の装備はある程度は進歩

したもの、基本的には江戸時代の沿岸漁業の延長であった。したがって沖合漁業は未発達であり、まして遠洋漁業は模索の段階に留まっていた。

ウ) その結果、茨城県の漁獲高は表2に見る通り、多少の変動はあっても明治期を通しては停滞的であった。とはいって、茨城県でも明治末期頃になると漁船を大型化して沖合漁場に進出し、遠洋漁業化のきざしが見られるのだが、他の漁業先進県の近代化に追い着けず、明治30年代からは全国順位が低落する傾向をたどった。それは、茨城県沿岸の豊かな漁場に執着していたからだといわれる。なお、船型の大型化といっても、明治44年までの民有船は20トン未満の帆船であった。

第2章 漁業制度の近代化と茨城県の漁業

2.1 小物成等（本年貢以外の雑税）の廃止

明治新政府は、維新後、従前の貢租諸役は雜役以外はそのまま租税の形で承継し、それによって間接的に漁場の占有的利用関係を維持し、漁場利用の混乱を避けてきたが、明治8年（1875）2月20日、太政官布告第23号を布達して封建遺制の小物成、浮役等の雑税を廃止した。その条文は次のとおりである。

（太政官布告第23号）

「從來雜稅ト称スルハ旧慣ニ因リ区々ノ収稅ニテ輕重有無不平均ニ付別紙種目ノ分本年一月一日ヨリ相廢シ候尤右ノ内追テ一般ニ課稅スヘキ分モ可有之候得共差向収稅無之テハ營業取締差支候類ハ當分地方ニ於テ収稅ノ筈ニ候条此旨布告候事

但從前官有地借用右代料トシテ米金相納メ候分ハ是迄ノ通可相心得候事」

しかし、これに関する本県の雑税廃止令が見つからないので、事例として千葉県のものをあげてみよう。千葉県では明治7年1月に雑税廃止令を布達している。

（千葉県の小物成廃止令）

今般漁稅改正ニ付其村々之内高結並高結ニ無之漁稅、明治6年ヨリ以来免除候得共壬申年（明治5年）分ハ上納可致候 尤モ地ニ屬シ候諸稅ハ追而相達候迄從前之通上納之儀ト可相心得候 依之左之通仕訳相達候

船役永 浦運上 船役高永 海高永

海役永 浦役 浦高永 浦高

海高 浦役永 海高錢 浦年貢

浜高 海石高

右高結稅納免除之分

干鰯メ粕運上 干鰯永 干鰯口錢

表3 明治25年の海面漁業従業者数（単位：人）

郡	総 数	専 業		兼 業	
		男	女	男	女
東茨城郡	3,322	2,472	24	820	6
那珂郡	2,598	1,550	-	1,048	-
久慈郡	919	213	-	706	-
多賀郡	3,358	1,488	165	1,608	97
鹿島郡	10,504	777	474	5,795	3,458
合 計	20,701	6,500	633	9,977	3,561

出所：茨城県統計表^[4]

鰯十分一運上 諸魚五十分一運上
 地水買永 魚商人役 釣船役 鰯釣留運上
 五十集商運上 魚買付運上 磯受金
 釣留船永 小買株永 海老網運上
 生魚商壳冥加 看買留役 鮮魚小売運上
 魚小売冥加 外網漁釣漁税等從前上納之分改正税
 上納ニ付免除

右高結ニ無之税納免除之分

干鰯地代、網干場役、干場役、鰯メ小屋、
 網納屋場、芝網場役、船入場、納屋敷代、
 船引場、鰯干場、浜高塩場、網小屋場、漁
 物置、魚油絞所、芝浜水、小仲間敷地
 右ハ地ニ属シ候分追テ相達候迄從前之通可致上納候
 右之通相達候事

明治7年1月10日

千葉県令 柴原 和
 房総海岸付村々 戸長

(資料：「茨城県水産誌⁵⁾」)

以上のようにして、千葉県では高結と非高結の漁業税が明治6年より廃止されている。

2.2 茨城県における漁業税則改正の動向

茨城県では、明治8年2月に太政官布告第23号を承けて同年1月から雑税（漁業税）を廃止し、翌明治9年7月の太政官達第74号により、海面拝借料が県税になったのを機会に、「茨城県捕魚採藻税則」を制定して定額方式で漁業税を賦課した。

この定額方式は、明治10年（1877）3月の「茨城県漁業税則」の改正に伴ない、漁獲高を基礎とする定率方式

に変わり、鰯は30分の1、その他の魚介類は一律20分の1の税率になった。これは江戸時代の分一税率（鹿島浦ではいわし30分の1、水戸・守山藩は一律20分の1、棚倉藩は船役がないので、一律15分の1）に合せたのである。ところが早速、魚種による差別は不公平であるとの漁民からの批判が出たので、県は明治15年（1882）に鰯40分の1、その他の魚類は30分の1に税率を引き下げた。税額（予算額）を表4に示したが、漁業税は本県の予算額に対して微少であった。

なお、この定率課税方式もその後間もなく「茨城県漁業採藻税則」に改正され、再び定額課税方式に戻った。それは、徵稅事務を取扱う漁業取締役（注：明治10年3月に県から任命され、税金取り立てを役務とする、各村毎に漁業者から選任された複数の者）の事務が困難で支障があったからだろうといわれている⁷⁾。

2.3 水面借区制

明治新政府は、雑税廃止令布告の10か月後である明治8年（1875）12月19日に太政官布告第195号を以て水面官有を宣言し、漁場占有利用権の一時的な棚上げと、水面借区制施行に伴う新たな申請および借用料徴収を条件とした許可を強行した。この布告はまさに画期的な漁場制度で、我が国の漁業史上有名な施策であるのでその条文も次にあげておく。

「從來人民ニ於テ海面ヲ区画シ捕魚採藻等ノ為所用致候者モ有之候處右ハ固ヨリ官有ニシテ本年二月第二十三号布告以後ハ所用ノ權無之候條從前之通所用致度者ハ前文布告但書ニ準ジ借用ノ儀其管轄庁へ可願出此旨布告候事」

表4 茨城県における明治年間の漁業税、採藻税、船税（予算額）

年次	予算額 (円)	茨城県予算額 (円)	漁業税 (円)	(比率) (%)	採藻税 (円)	船税 (円)	備考
明治12年	256,631	9,000	3.5				いわし30分の1、その他20分の1の税率
13年	301,435	17,674	5.8	17			
14年	439,124	20,842	4.8	17			金融引締
15年	490,123	20,855	3.9	16	2,720		いわし40分の1、その他30分の1の税率
16年	504,048	13,696	2.7	8			
17年	465,155	13,468	2.9	9	5,276		農村不況ピーク
18年	380,136	8,827	2.3	9	4,526		
19年	467,928	7,227	1.5	25	4,604		漁村不況ピーク、魚価暴落
20年	490,111	9,682	2.0	24	4,552		

出所：「茨城県議会史⁶⁾」

さらに、この太政官布告第195号と同時に、明治8年12月19日に太政官達第215号が通達されて、借用額の処理について下記のように指示された。

太政官達第215号（明治8年12月）の条文

「採魚採藻ノ為海面所有ノ儀ニ付今般第195号ヲ以テ布告候ニ付テハ右借用願出候者ハ調査ノ上差許シ其都度内務省へ可届出此旨相達候事

但是迄當分ノ収税致來候分ハ其税額ヲ以テ借用料ニ引直シ可申事」

この要旨は、許可要件として、特に借用料納入が条件だから、従前の税金納入が適格である者と解される。また、許可した者は内務省に届けることの管轄庁（府県）に対する指示であった。

この海面官有制（海面借区制）は、封建制打破の画期的な近代立法であり、政府の漁場利用の適正化や漁業調整を進める上で有効な施策ではあった。しかし、沿岸漁民は従前の排他的独占的漁業権を侵害するものと主張し、借用料徴収に対して猛反対を展開した。そこで政府は混乱を避けるため、翌年の明治9年7月に太政官達第74号をもって、さきの太政官達第215号の「但書」を廃止し、①借用料に見合うものとして府県税を賦課し、②営業取締り等の行政措置はなるべく従前の地方的慣行によることとして妥協をはかった。その通達をあげておく。

太政官達第74号（明治9年7月19日）

「明治八年十二月第二百十五号ヲ以テ捕魚採藻ノ為メ海面所用ノ儀ニ付相達置候処詮議ノ次第有之右但書取消シ候条以来各地方ニ於テ適宜府県税ヲ賦シ営業取締ハ可成従来ノ慣習ニ従ヒ处分可致此旨相達候事」

これら一連の国の施策を受けた茨城県の行政措置には、明治8年12月布達の「採魚採藻営業拝借願」（知事宛提出）と同9年布達の「捕魚採藻営業税則」（略称：漁業税則）及び同10年3月布達の「改正漁業税則」等がある。

このような中央集権主義から地方分権主義への政府の方針転換の結果は、府県差を大きくするばかりか、内容的には前期性を濃厚に温存して時代に逆行し、ひいては各地に漁場紛争を発生させた。それは、当時の地元民の漁場觀が排他的で地元主義であったからである。地先漁場地元主義の慣行は、前述の通り江戸時代に発生したが、領主が特殊な場合（入札請）を除き明確に地元民に付与した占用利用権ではなかった。それが政府の方針転換で府県の規則により、排他的な占用漁業権として制度上確立するようになった。この漁業権觀はやがて明治漁業法に引継がれて、我が国独特の漁業制度として第2次大戦

後まで支配した。

2.4 潟沼の漁場紛争

また、これとの関連で生ずる問題に入会権の行使があった。江戸時代慣行の入会権も府県規制で踏襲されたから、これに関して紛争を惹起することになった。その紛争事例として、有名なものに涸沼の漁場紛争がある。

前報において、涸沼湖畔の村々は各地先漁場の漁業権的な採捕権を主張する一方、相互に入会権を認め合って、半農半漁の比較的豊かな生活を維持していたことを述べたが、入会権をめぐって村落間で対立することがあった。そのうち、松川藩領内の成田村松川と神山村のうなぎ漁場争奪について、「大洗町史⁸¹」などを参考に述べてみよう。

明治維新を契機に、旧慣打破の気運がたかまるにつれて、神山村漁民は明和2年（1765）に成田村松川漁民に譲渡した神山村字下田川のうなぎかき取り権の返還を要求した。ところが松川漁民は従来からの慣行を盾としてこの要求を拒絶した。そこで神山村の漁民は裁判所に提訴などをし、ようやく明治6年に両村の村役人の調停により、明和2年以来の慣行を原則に、松川側の多少の譲渡により示談が成立した。

その2年後の明治8年（1875）12月の太政官布告第195号、同達第215号により涸沼は官有地となり、入漁については水面借区制が敷かれた。そこで成田村松川の漁民は明治9年3月に「涸沼浦捕魚営業拝借願」を県に提出し、許可されて、字下川と字沖川の借用水面計160町の借用料12円86銭余、外にうなぎ等雑魚料28円と鳥綱料1円50銭、合計42円36銭余を納入することになった。このように、神山村字下川と字沖川は成田村字松川の漁業請地となった。ところが、神山村は前月に漁業免許鑑札を県より受けたため、松川漁民の請地（字下田川）に出漁し、両村の漁民間に衝突事件が発生した。この抗争は裁判事件となるなど激しかったが明治19年（1886）9月に県の斡旋によりようやく下記の内容の示談が成立した。

一、拝借地字下タ川ヲ十分シ其ノ三分則北ノ方ヲ神山村漁場ト定メ其七分南ノ方ヲ松川ノ漁場トシ界程ヲ定メ置キ両村共同等ノ使用権ヲ以テ拝借年期間魚漁スヘキ事

一、当期限後一季分五ヶ年拝借出願ノ場合ニ際シ前条ノ割合ニ候ハバ神山村ニ於テ差支ナキハ勿論何等苦情不申立候尤モ沖川ニ於テ普通賃立漁業ヲ為スニハ神山村成田村松川共互ニ勝手タルベキ事

但シ下タ川境界杭ヨリ三十間以外ニ於テ漁業スル事
明治十九年九月

こうして、明治19年（1886）に神山村は地先の漁業権

を取り戻した。

さらにもう一つの事例として、シジミ漁業の入漁権をめぐる紛争がある⁽⁸⁾。これは稻荷村字島町の住民が、神山村字沖川（成田村松川の権利地）にシジミの採取のため入漁を明治42年1月に申請した事件である。これを知った神山と松川の漁民は、「沖川漁場は、江戸時代から明治9年3月までは松川漁民の漁業権地、それより36年末までは神山村と松川漁民の拝借請地、42年2月以降は神山村と松川漁民の漁業免許地でその間に島田住民の入漁慣行がなかった。」と主張して島田住民の入漁を拒否した。ところが、明治37年1月から同42年1月までは、神山村と成田村松川の者だけが、沖川漁場を占有していたかは県段階では決定不可能で農商務大臣扱いに移された。ともあれ、明治末期までには、涸沼全域が入会漁場となつた。

以上の二つの事例に見るように、明治期の漁業政策の矛盾、すなわち水面官有を前提とした海（水）面借区制と、借区した漁場の占有利用関係の旧慣尊重主義との新旧体制上の矛盾から、漁場紛争が派生したものと見られる。旧慣尊重主義は、さきの明治9年の太政官達第74号の通りであるが、後発の明治漁業法（明治34年制定）においても、漁民および帝国議会の意向で政府提案が幾度も修正され、基本的には江戸時代からの漁場占用利用関係における旧慣は維持されてきた。完全に近代的な漁業体制に移行したのは、昭和24年12月に成立公布された現行の漁業法からであった。

2.5 漁業組合の設立

もう一つ明治新政府が断行した施策に漁業組合の設立があった。まず茨城県の経緯から見よう。

茨城県は明治18年9月に茨城県令甲第90号をもって、「漁業組合要項」を布達し、漁業組合の設立と知事の認可を受けるよう指示した。これは、「同業組合準則」（明治17年農商務令）に添つたもので、その性格は船主中心で経営上の問題が重視され、漁場利用関係は軽視された。その内容をあげれば、①水夫の雇用と解雇、②漁区と干場の設定、③魚群の発見、出航の順序、沖合での操業上のルール、④漁期制限、⑤遭難共済、⑥漁具制限、⑦貯蓄の方法は必置事項とされた。

しかし、この「漁業組合要項」により設立された漁業組合はなかつた。それは、その8か月後の明治19年5月に、農商務令第7号「漁業組合準則」の布達に伴い、県は明治19年7月県令甲第64号を以て、この「漁業組合準則」によることとして、さきの「漁業組合要項」を廃止した。

漁業組合準則（明治19年農商務令第7号）も、明治政府の漁業近代化の施策として有名なのでその全文を以下

に示す。

漁業組合準則

第1条 漁業ニ從事スルモノハ適宜区画ヲ定メ組合ヲ設ケ規約ヲ作リ管轄庁ノ認可ヲ請フヘシ 但漁業者僅少ニシテ他ノ漁場ニ関係サル地ハ管轄庁ノ見込ヲ以テ組合ヲ要セサルコトアルヘシ

第2条 組合ハ營業ノ弊害ヲ矯正シ利益ヲ増進スルコトヲ目途トスヘシ

第3条 組合ハ左ノ二種トス

第一類 捕魚採藻（遠海漁業若シクハ大地曳台網捕鯨鮭漁昆布採取ノ類）各其種類ニ從ヒ特ニ組合ヲナスモノ（筆者注：業種別組合）

第二類 河海湖沼沿岸ノ地区ニ於テ各種ノ漁業ヲ混同シテ組合ヲナスモノ（筆者注：地域別組合）

第4条 前条第二類ノ漁業ニシテ漁場ノ相連帶スルモノハ必ズ一組合トナスベシ

第5条 組合ノ規約ニ掲クヘキ事項ハ左ノ如シ

一 組合ノ名称及事務所ノ位置

二 組合ノ目的

三 役員選挙法及役員ノ権限

四 会議ニ關スル規定

五 加入者及退去者ニ關スル規程

六 違約者処分ノ方法

七 費用ノ徵収及賦課法

八 捕魚採藻ノ季節ヲ定ムル事

九 漁具漁法及採藻ノ制限ヲ立ル事

十 漁場区域ニ關スル事

十一ソノ他必トナス事項

第6条 組合規約ヲ更正シ若シクハ其組合ヲ分立合併セムトスルトキハ管轄庁ノ認可ヲ請フヘシ

第7条 組合ハ連合会ヲ設ケ其規約ヲ作リ若シクハコレヲ更正セムトスルトキハ管轄庁ノ認可ヲ請フヘシ

第8条 二府県以上ニ涉ル組合及連合会ノ規約ハ交渉管轄庁ヲ經テ農商務省ノ認可ヲ請フヘシ

但シ規約ヲ更正シ若シクハ其組合ノ分立合併セントスル時モ亦本条ニ準スヘシ

第9条 二府県以上ニ涉ル組合ハ便宜ノ地ニ事務所本部ヲ設ケ其ノ他ハ毎府県ニ事務所支部ヲ置クヘシ

但シ支部ハ組合ノ事情ニ依リ必要ナラザル場合ニ於テハ之レヲ置カサルヲ得

漁業組合準則が目指した点としては、次のことがあげられる。

ア) さきに述べた地先漁場地元主義は、江戸時代に成立した慣行であり、藩は強権力をもってその漁場利用を

取締まってきたが、明治期になると漁場管理が弛緩し、かつ潜在していた矛盾が露呈して、先に見た涸沼の漁場紛争のような事件が多発するようになった。そこで政府は、漁業組合準則第4条で「第二類ノ漁業ニシテ漁場ノ連帶スルモノハ必ズ一組合トナスベシ」とし、

更に第7条に「組合ハ連合会ヲ設ケ……」、第8条に「二府県以上ニ涉ル組合及連合会……」とあるように、地元町村に限定しないで、それを超えたより広域範囲の組合・連合会の編成を可能にし、それによって漁場占有利用関係の調整をはかった。

イ) 準則漁業組合のもう一つの主要目的に資源管理があった。それは、漁期、漁具、漁法、漁場区域、その他操業上の内部規定の作成、あるいは府県の取締方針に協力させることにより、広域的な漁業資源の保持を漁業組合に任せた。このことは第2条の組合目的に「営業ノ弊害ヲ矯正シ（注：組合の自主的規制）利益ヲ増進スル」

（注：組合員の資源管理により長期安定の生産維持）との規定から分かる。

以上の2点を集約すると、「組合に広域的な漁場の設定と、その共同管理を義務づけて、平和的操業と資源保護による長期安定の生産の維持」を主眼としたことは明らかである。

また、具体的事業には次の様なものがあった。例えば、明治22年の平磯漁業組合規約第4条には漁具・漁法の改良、植樹、加工品の改良とその販路の拡張、博覧会、共進会に出品し奨励すること、外部から水産業熟練者を招聘したり、あるいは組合員を他府県に派遣して業務を研究することがもらっていた。

広域的な準則組合編成の典型的事例は、その頃から斜陽化を始めた鹿島浦地曳漁業組合（明治24年12月県認可）に見られる。この組合設立については次のようなきさつがあった。当時、前記の鹿島浦地曳漁業組合とは別に、高松村から東下村にわたる6か村の地曳網主67人が鹿島浦南部地曳漁業組合を設立しようとして、明治24年に認可申請をした。ところが県はこの申請を許可せず、代わって鹿島浦全域にわたる鹿島浦地曳漁業組合を同年末に認可している。それは、さきの県布達の漁業組合準則第4条「第2類の漁業で、漁場の連帶するものは必ず一組合とする」の趣旨からであったと思われる。

鹿島浦地曳漁業組合の編成は「波崎町史料Ⅱ^⑦」に次のようにある。

第1小区 東下村、第2小区 矢田部村、第3小区
若松村、第4小区 軽野村・中島村、第5小区 高松村、第6小区 波野村・中野村、第7小区 大同村、
第8小区 白鳥村、第9小区 新宮村・上島村・諏訪村ノ内 大字柏熊、第10小区 夏海村・大谷村・諏訪村ノ内大字勝下滝浜

この範囲を現在の地名に当てると、南端は波崎町、北端は旭村になる。

「波崎町史料Ⅱ^⑦」、「神栖町史^⑨」などによると、網主総数170人、初代組合長は柳川宗左衛門（若松村）である。また、規約内容は形式は組合準則通りだが、実質は網方議定書に見られる前時代からの慣行であったといい、特に強調されたのは、組合の目的の「同心協力從来ノ弊習ヲ矯正シ……」であった。すなわち、漁場争奪を防止して平和的操業を営むこと、水主の引抜きの禁止であった。それは、組合編成の広域化に伴って一層重要なになったからであろう。漁場争いの防止については、第5条に、「甲者先ツ網ヲ張リ乙者其前口ヲ張ルベカラズ……」、「乙者甲者ノ網ヲ抱キ甲網ヲ破損セシメタルトキハ賠償トシテ左ノ割合ニ応シ獲魚ヲ甲者ニ渡シ猶該網修繕落成マテ代リ網ヲ渡シ置キ……」、「漁船ニハ漁具ノ外鎗瓦其他凶器ニ類スル物品ヲ積載スベカラズ（注：流血事件発生の予防の為）」とあり、平和的操業上の作法が組合規約にまでもらっていた。また、同条に、水主雇用については、「水主ヲ雇入レントルトキハ幹事ヲ経テ事務所ニ就キ雇主ノ有無ヲ調査シサキニ雇主アリテ解傭ノ届ケナキ者ハ一切雇入ヲナスベカラズ」と定めて水主の引抜きを防止した。

つぎに、平磯漁業組合の例を示す。平磯村（磯崎を含む）と前浜村は合同して単一組合を結成し、明治22年2月9日に県の認可を得ている。ただし、名称は平磯漁業組合と称した。この組合の創立は三浜地方では最も早く、後発の湊町や磯浜町のモデルにされた。

準則組合の事例として、平磯村・前浜村漁業組合規約書をあげておく。

要綱

平磯村・前浜村 漁業組合規約書（要約）

（明治22年1月31日届、22年2月9日知事認可）

組合ノ名称及組織

第一条 当組合ハ平磯漁業組合ト称ス

第二条 組合ヲ區別シテ小組合十組トナス

第三条 （省略）

組合ノ目的

第四条 当組合ハ営業上ノ弊害ヲ除キ専ラ改良ヲ謀リ漁業ヲ盛大ナラシムルヲ目的トシ左ノ各項ヲ実施ス

ルモノトス

第一項 漁具及漁法ヲ改良スルコト

第二項 海岸ノ樹木ヲ栽植スルコト

第三項 （研修、条文省略）

第四項 製造品ヲ精良ナラシメ販路ノ拡張ヲ謀ルコト

第五項 博覧会共進会等ニ出品シ之ヲ奨励スルコト

役員選挙法及権限（省略）
 会議ニ関スル規程（省略）
 加入者及退去者ニ関スル規程（省略）
 違約者処分法（省略）
 漁具ノ制限（省略）
第三十六条 当組合ニ於テ使用スル漁具ハ当分左ノ十一種トス
 雜魚釣，繩釣，流シ網，手縄網，建網，地曳網，坂網（注：八坂網であろう），鰐釣，鰐釣，秋刀魚網，章魚釣
 舟子解雇ニ関スル規程
第三十七条 舟子雇替ノ季節ヲ左ノ三期二区分ス
 春職 陰暦十二月二十八日ヨリ翌年五月十日マデ
 夏職 同 五月十一日ヨリ九月十八日マデ
 秋職 同 九月十九日ヨリ十二月二十七日マデ
第三十八条 左ノ期限ニハ必ス舟子ヲ解雇スヘキモノトス
 春職 陰暦 前年正月二十日以前
 夏職 同 同 七月十三日以前
 秋職 同 同 十月二十日以前
 但雇主舟子ト熟談ハ本条ノ限りニアラズ
第三十九条 （解雇証ノ付与）（省略）
第四十条 （雇替の際の舟子の年齢制限）（省略）
第四十一条 新タニ雇入ヲ為ス舟子前ノ雇主ヨリ負債アルトキハ後ノ雇主ヨリ之ヲ償却 スルモノトス
 遭難者救助ニ関スル規程
 群魚発見ニ関スル規程
第四十七条 組合員漁業上魚群ヲ発見シタルトキハ其發見船ヲ首トシ相次デ順序ヲ弁シ 漁業ヲ為スヘシ
 必ス疎暴ノ拳動ヲ為シ亦ハ妨害ヲ与フルヘカラス
 雜則
第四十八条 （漁業組合事業としての万祝衣支給による表彰規定）（条文省略）
第四十九条 組合事務所ニハ左ノ帳簿ヲ備ヘ置キ詳細ニ登記スルモノトス
 組合員名簿
 漁夫名簿
 漁具種類取調帳
 水揚金高取調帳
 出納其他必要ノ諸帳簿
 漁業日誌
 以下第56条まで省略
 平磯村・前浜村 漁業組合規約細則（要約）
 事務処理等ニ関スルコト（第八条まで）（省略）
 雜則ニ関スルコト
第九条 事務所ヘ収入スヘキ金員滞納者アルトキハ其小組合中ニ於テ連帯代償ノ責アル モノトス

第十条 漁業収穫金船主ト舟子トノ配当割合左ノ如シ
 （省略）
第十二条 每年左ノ日ヲ以休業日トス
 但当日ハ總テ出船スルコトヲ得ス
 陰暦 正月二十日，同三月七日，同六月二十四日，同六月二十五日，同九月十九日，同十一月二十八日
第十二条 同業者ノ間ニ生シタル争論ハ事務所ヘ申出其取計ヲ受クルモノトス
 （以下略）

このように県内の準則組合は、明治19年に発足した久慈村沿海組合、磯浜村および石神・久慈・水木村の鮭川地曳網、湊村の川鮭漁、福田村等の沼漁業、採藻組合の5組合¹⁰ を皮切りに、明治31年5月には単位組合が18、連合会が1になった。単位組合のうち業種別組合は坂上村採鮑業、高鈴村採鮑業、大津町・平潟町採鮑業、高鈴村潜水器械業、豊浦町採鮑業、日立村採鮑業、久慈町鮭地曳網漁業、湊町地曳網漁業、鹿島浦地曳網漁業の9組合、地域別組合は平潟町、大津町、豊浦町、河原子町、会瀬町、久慈町、湊町、平磯町、磯浜町の9組合と沿海漁業組合連合会が設立された¹¹。なお、明治33年(1900)当時の地域別の漁業組合の現況を表5に示した。

また、この前後における茨城県のその他の施策には次のようなものがあった。

- 明治18年 潜水器使用の採鮑に禁漁期を設ける。
- 鮭鱈漁業取締規則を制定する。
- 明治21年 湖沼川漁業採藻取締規則を制定する。
- 明治23年 潜水器使用の採鮑を禁止する（25年潜水器の数は、県合計20台に緩和する）。
- 明治26年 県営で改良型漁船2隻を新造し、平磯漁民に貸与してさめの延縄の試験操業をさせる。
- 明治28年 水産巡回教師2名を置き、指導奨励をさせる（33年廃止）。
- 明治31年 水産会設置規定（茨城県令第15号）制定。
- 明治33年 茨城県水産試験場規則を制定して、磯浜町に設置する。
- 明治34年4月漁業法公布、35年7月施行（明治旧漁業法という）。

表5 明治33年（1900）の漁業組合の現況（地域別組合）

漁業組合	漁業種類	営んだ漁業種類別組合員数（人）										33年組合員数（人）	32年度漁獲額（百円）	
		揚縄網漁	鰯釣漁	鮪流網漁	都突網漁	地曳網漁	八坂網漁	刺網類漁	鰐網漁	雜漁網漁	潮打網漁	白魚網漁		
湊 漁業組合		8	23	19	3	0					42		62	806
平 磯	々 々	11	56	70							77		232	3000
磯 浜	々 々													
久 慈	々 々													
水 木	々 々		8	9							9		17	74
河 原 子	々 々													335
会 濱	々 々		10	5							31		46	215
豊 浦	々 々		15	10							5	76		102
大 津	々 々	2	28	5		2	8	14	17	27				62
平 渕	々 々													458
鹿島浦地曳	々					160								160
波 崎	々 々		15											84
合 計		36	140	118	3	162	8	19	17	262			796	7772

出所：「茨城県水産会報」第7号¹²

2.6 維新期以降の漁業制度の進展

ここで、維新期以降の漁業制度の進展の経過を整理してみる。まず、政府は海面官有宣言（明治8年）によってこれ迄の漁場利用権を棚上げし、改めてその漁場を貸与するという中央集権的な措置をとった。次いでその実施方法として、政府は府県に、捕魚採藻取締規則、漁業税制の作成、漁場利用の許認可を旧慣尊重の条件を付けて委任した。一方、政府は漁業組合準則を布達して漁業組合を組織させ、漁場利用の調整と漁業資源の管理を担わせた。ところが、このような地方分権主義の施策の結果は、各都府県間に矛盾を生じるなど整合性を欠き、しかも著しく旧慣尊重に傾斜して後退的傾向が見られるようになった。

そこで、政府は行政水準を全国的に統一し、しかも近代的な漁業法を制定する必要に迫られることになった。このような背景のもとに誕生した法律が明治旧漁業法である。この法案作成は明治24年から着手され、以後難行の末ようやく34年に至って成立した。

この法律の特徴は、以下の様に整理できる。

ア) 漁業権の定義：漁業権を「漁具ヲ定置シ又ハ水面ヲ区画シテ漁業ヲ為スノ権利」と規定した。そして、一定の海域において、漁業を排他的、独占的に営む権利を保障し、その取得は行政庁（大臣・知事）の免許によらしめた。維新後の従前の漁業権取得の条件は、知事宛の「捕魚採藻拌借願」の提出、漁業県税の納入、準則組合への加入であったが概念上はとかくあいまいであった。

それが、この法律で初めて法文上一応明確に整備されることになった。

イ) 漁業権の種類の整備：漁業法施行規則（明治35年農商務省令第7号）によると①定置、②区画、③特別、④専用（慣行専用、地先専用）の4種に類別された。

定置漁業権は、漁具を定置して漁業を営む権利で、台網類・落網類・拵網類・建網類・出網類・張網類・いりやな類の7種に細分されていたが、茨城県に該当するものは海面漁業では見当らない。区画漁業権は、水面を区画して漁業をなす権利で3種類に細分しているが、いずれも養殖業なので、茨城県の海面漁業にはない。特別漁業権は、一定の場所または水面において行う漁業をなし得る権利で9種類に細分されており、うち茨城県該当のものは地曳網、船曳網、囊待網、敷網の4漁業種であった。専業漁業権は前記の3漁業種以外の漁業権で、水面を占用して営む権利であるが、漁業法第5条の規定「前条ノ免許（注：定置・区画漁業及びその他の漁業で主務大臣が指定するものの免許）ハ漁業組合ニ於テ其ノ地先水面ヲ専用セムトスル場合ヲ除クノ外從来ノ慣行アルニ非サレハ之ヲ与ヘス」により、地先専用漁業権と慣行専用漁業権に分けられた。そして、同条により地先専用漁業権の免許を受けられたのは漁業組合だけとし、慣行専用漁業権は慣行業者に限定した。また、漁業組合は地先占用漁業権の免許を受けても漁業自営は禁止で、組合員に入漁権として与えることにされた。

以上の様に、明治旧漁業法は、江戸時代に成立した地

先漁場地元主義慣行の漁業権（慣行的な既得権）を、総有制の専用漁業権と私有制の定置、区画、特別の各漁業権に、形式上近代法的に再編成したのである。そのねらいは、漁場支配に関して総有（地元小漁民層）と私有（定置、区画、特別の大規模漁業者）との調整妥協をはかったのであろう。しかし、地先漁場地元主義の観念は根強く、新たな資本進出を阻害したり、既存の有力な漁業者が、そこの漁場を独占排他的に利用する傾向が強かつたので、半封建的な漁業法と評価された。

ウ)漁業組合の制度改正：漁業法及び漁業組合規則（明治34年農商務令第8号）により組合加入範囲を1地区1組合（1部落が原則）とし、漁業組合は主たる漁業権の所持者であっても、漁業の自営は禁止され、その他の経済行為を含めて営利活動を行う場合は、新たな水産組合をつくってそれに行わせることになった。

明治35年5月には、農商務省令第7号漁業法施行規則第56条に該当する茨城県の漁業種別を藻手縄網漁業、鰻手縄網漁業、藻曳網漁業、根引網の装置をなしたる細美網漁業、潜水器漁業、潜水器採鮑業、空釣縄漁業（注：これは、漁業法上の地先占用漁業権漁業である）として同年10月15日茨城県告示第364号をもって布達した。

明治36年6月には、茨城県漁業取締規則（茨城県令第34号）を布達した。

茨城県漁業取締規則抜粋

第2条 漁業法施行規則第五十条ニヨリ、許可ヲ出願スル者ハ、漁業ノ名称及場所、時期、漁獲物ノ種類ヲ記載セル願書ヲ提出スベシ。

第3条 左ニ掲クル漁業ヲ為サントスル者ハ知事ノ許可ヲ受ケベシ。但シ専用漁業権ノ免許ヲ受ケタル漁業ニシテ其ノ漁場内ニ於テ為ス場合ハ此ノ限りニ在ラズ

1. 於栄
2. 建網（定置漁業ニ属セサルモノ）
3. 川地曳網（特別漁業ニ属セサルモノ）
4. 大徳網（同上）

第7条 定置漁業区画漁業及特別漁業第三乃至第六種ノ漁場（筆者注：地曳網、船曳網、囊待網、敷網漁業）ニハ漁業権者ニ於テ漁業ノ免許ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ左記ノ事項ヲ記載セル標識ヲ建設スヘシ

1. 漁業ノ種類及名称
2. 漁場ノ区域
3. 漁業権者ノ住所氏名又ハ名称

第8条 （漁獲禁止）（条文省略）

- あわび（殻長3寸5分以下）
- 蛤（殻長1寸5分以下）
- 姥貝（殻長2寸以下）

鰻（体長7寸以下）

こい（体長5寸以下）

鮭鱈（体長8寸以下）

（以下略）

第9条 （禁漁期間）（条文省略）

わかさぎ（1月21日～2月末日）

あゆ（1月1日～5月31日）

白魚（2月21日～4月20日）

あわび（11月16日～5月31日又は11月1日～4月30日）

いせえび・かまくらえび（7月1日～8月31日）

（以下略）

第10条～第14条 （内水面漁業に関することなので条文省略）

第15条～第17条 （鑑札に関すること）

第18条～第19条 （非営利的漁業に関すること）

第20条～第21条 （罰則に関すること）

第22条 （施行日）本令ハ発布ノ日ヨリ施行ス

第24条 （本令施行により廃止されるもの）

明治13年乙第126号

同 9年県令甲第64号

同 21年県令甲第81号

同 同 県令甲第90号

同 25年県令第75号

同 26年県令第24号

同 31年県令第33号

其他從前ノ令達ニシテ本令ニ抵触スルモノハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廃止ス

このような、漁業取締規則の制定によって、従前の規定が統合、整理されたのであるが、その後の同規則の歩みは、明治37年2月、37年8月、39年10月、42年11月、43年10月、44年12月、45年2月と明治期において追加又は改正を経ている。

明治37年7月には水産講習所を水産試験場内に設置し、同41年に廃止している。

明治43年4月には漁業法が公布された。この法律は旧漁業法（明治34年4月制定、35年施行）の改正法で一般に「明治漁業法」と呼ばれている。まず、制定の時代的背景から見よう。

明治時代における漁業制度は、太政官布告の海面借区制（海面国有制）（明治8年）、漁業組合準則（同19年）、漁業法（明治旧漁業法）（同34年）、漁業法（明治漁業法）（同43年）の過程を経て確立した。そして、旧漁業法はわずか35条の短いものであったが、これを拡充して73条としたのが明治漁業法と呼ばれる改正法である。時代的背景としては、国内的には憲法感覚が滲透して民主化が進み、かつ資本主義経済が発展したこと、国際的には日

清戦争、日露戦争の勝利によって遠洋漁場が拡張したことであった。それらへの対応が旧明治漁業法改正の要因である。

明治漁業法（改正法）の漁業種類の許可面上の分類は旧法と同じであるが、念の為あげれば下記のように整理される。

沿岸漁業：採貝藻、定置、地曳網、船曳網漁業等で専用漁業権漁業は大臣免許

その他の漁業権漁業：定置、区画、特別の各漁業権漁業で知事免許

沖合漁業：揚縄網、打瀬網、底曳網漁業等で知事許可

遠洋漁業：トロール、母船式漁業等で大臣許可（茨城県にはなかった）

このように分類したとき、特に問題になったのは沿岸漁業であった。それは、旧明治漁業法のところで書いた通り、地先・慣行漁業権漁業は江戸時代の地先漁場地元主義の慣行が制度化したものであり、その観念は明治漁業法（改正法）でも踏襲され、かつ操業海域が狭隘であったからである。明治末期に沿岸漁船の大型化に伴って沖出し距離が拡張した結果、沖合漁業との競合の問題が生じたことと、沿岸漁業者の内部にも階層分化が進んで、有力な者が入会漁場の支配を独占し、新規開業者や他村の組合員の入漁を阻むようになった。また、漁業権を貸し付けて賃貸料をとる不在権者や空権者も生じた、ただし明治漁業法でも、漁業権の貸付は認められていた。そこで、さきの旧漁業法と同様に改正法も半封建的漁業法と評価された所以であった。

このような、半封建的性格を内包する明治漁業法が、抜本的に改革されたのは、昭和24年12月に公布された新漁業法である。

さて、次に明治漁業法の改正上の要点をあげておこう。これについて、「明治漁業開拓史」¹³は、第26回帝国議会に於ける農商務大臣の提案理由の説明に基づき、詳しく述べているので、それを参考にして略記する。

改正の要点は、

ア) 漁業権を物件と見なして、それを担保に融資を受ける場合に利用できるようにしたこと。旧漁業法では、漁業権を物件とみなされて相続、譲渡、貸付けは認められていたが、担保に利用することはできなかった。しかし、明治末期頃になると沖合・遠洋漁業の振興に伴い漁船の大型化、装備の近代化が進み業者の資金需要が増大したので、それへの対応をはかったのである。

イ) 漁業権が物件化された関係で、旧漁業法になかった入漁権が、明治漁業法で制度化され、漁業権と同じく物件と見なされるようになった。ただし、担保物件とすることはできなく、また貸付けも認められなかった。

ウ) 漁業組合関係では、同法43条で「組合員ノ漁業ニ関スル共同ノ施設ヲ為スヲ以テ目的トス」と改正され、44

年2月の農商務省訓令「漁業組合及漁業組合連合会ノ共同施設事項ニ関スル件」で、その具体的な内容が次のように指示された。①漁港・貯水場・船揚場・乾場・魚市場などの設置、②人工魚礁の築設等、③魚付林などの設置と保護、④暴風雨警報、⑤遭難救助及び遺族救済、⑥共同販売、⑦共同加工、⑧共同購買、⑨共同運搬、⑩漁業資本の供給、⑪貯金の奨励、⑫組合員の訓育及び啓発の12項目。

しかし、茨城県の実情は、明治漁業法施行に伴う漁業組合規約の改正条文によると、共同施設事業の内容は、①共同販売事業、②信用事業、③遭難救恤事業、④貯金の奨励、⑤表彰事業、⑥共同販売所設置位であった。それは、零細規模のため資金が乏しかったからである。

エ) 漁業取締が強化された。輸入漁業の汽船トロール・汽船捕鯨業、大型漁船による遠洋化など、明治末期の漁業の進展に伴い、漁業の取締りと罰則（罰金）が強化されたのであるが、その人的手段として専門の監督官の外に海軍将校、警察官、港湾・税関官吏にも漁業監督の権限を与えた。

要するに、明治漁業法は旧漁業法を基本的には踏まえながら、その上に立って漁業の資本主義化・近代化という時代の進展への対応をはかったのである。しかし、旧漁業法の内包する矛盾を解決するまでに至らなかつたことは前記の通りであり、ほぼそのままの形で昭和8年の部分的改正（漁業組合の自営）を経て、昭和24年の抜本的改正まで我が国の漁業制度の根幹をなした。

明治44年6月には勧業基本金貸付規定の改正が行われている。

茨城県がこの規定を改正した動機は、明治43年3月のまぐろ流網漁船の大量遭難によるかつお・まぐろ漁業の壊滅的打撃であった。この措置により漁船の改良と動力化が推進された。規定の大要を、「茨城県水産誌⁵」により付記する。

第一条（資金貸付を受けられる場合）

- 一 日本形漁船ニシテ左ノ構造ヲ備ヘタルモノヲ新造スルトキ
 - (イ) 船体構造三分ノ二以上水密甲板ヲ張リ船室ヲ設クルコト
 - (ロ) 船首ニ堅材ヲ用ヰ且ツ船首尾ニ肘材ヲ取付クルコト
 - (ハ) 必要ノ箇所ニ相当ノ肋骨ヲ入レ戸立ハ敷及棚ニ堅固ニ取付クルコト
- 二 補助機関ヲ据付ケタル漁船ヲ新造シ若ハ購入シ又ハ在来漁船ニ補助機関ヲ据付クルコト
- 三 改良漁具ヲ購入シ若ハ新造スルトキ
- 四 漁獲物共同販売所、共同製造所、共同貯氷所其ノ他之ニ類似スル共同事業ノ施設ノ為メ資金ヲ要

スルトキ

五 其ノ他知事ニ於テ必要ト認メルトキ
第二条 (資金の貸付を受けられる者)
 一 本県内ノ漁業組合、水産組合又ハ水産業ヲ目的
 トスル産業組合
 二 本県内ニ引続キ五箇年以上住所ヲ有シ且引続キ
 五箇年以上漁業ニ從事シ現ニ漁業ニ從事スル者
第6条 貸付金ノ償還期限ハ五箇年以内トス
 貸付金ノ利子ハ一箇年五分トシ貸付ノ翌月ヨリ償還
 ノ月迄月割ヲ以テ之ヲ計算ス (以下略)

なお、この貸付規定には次のことが含まれていた。相当の担保を提供すること(第七条)、経費精算を提出し、県の検査を受けること(第九条)、業務に関する出納簿等を作成し、保存すること(第十条)、貸付金の未済期間中は、知事の許可を得ないで休廃業はできず、譲渡、貸付、担保提供も禁止されること(第十二条)、貸付を受けた者の死亡、行方不明等の一身上の変動または解散等の場合はその相続人又は精算人が直に知事に報告すること(第十三条)等の義務が課されていた。

なお、明治44年度の県予算額は7千円であった。これとは別に、明治44年8月に漁業組合資金融通に関し、勧第9,012号の依命通知が県から発せられ、漁業単位組合及びその連合会はその資金として、明治44年度分の郵便貯金通額2万4千円の割当を受けた。その後、大正2年に改正され更に増額した。

2.7 漁業奨励の施策

この項の最後に、漁業奨励の県の施策をあげておく。

明治41年7月に、優勝旗及び最高優勝旗内規(県内規)が県より各郡長に通達された。優勝旗交付内規には、茨城県水産組合支部または町村の区域における最高漁獲高をあげた漁船の船長に対し、知事が優勝旗を授与する(第1条)。そして、遠洋漁船または下記の金額に達しない漁船には原則として授与しない(第2条)とある。

春季漁船	1,500円
夏季漁船	3,000円
秋季漁船	1,300円

最高優勝旗交付内規には、茨城県区域における最高漁獲高をあげた漁船の船長に対し、知事が最高優勝旗を授与する(第1条)。そして、最高優勝旗の授与条件は、優勝旗受領で漁期の漁獲高が原則として5千円に達した漁船の船長の中から選抜する(第2条)とある。この内規は3年後の明治44年9月「茨城県漁撈奨励規程」と昇格し、県告示第457号を以て布達された。その要点は、さきの県内規と同様で、沿海漁業組合の地区内の最高漁獲高をあげた漁船の船長に優勝旗を、県内における同様

の船長に対しては最高優勝旗を授与し(第1条)、その場合の漁期は下記の期間とした(第2条)。

春漁期 2月1日から5月31日まで

夏漁期 6月1日から10月15日まで

秋漁期 10月16日から翌年1月31日まで

表彰制度の起源には多分に漁夫の盜漁防止のねらいが含まれていた。漁夫給与の慣習に「盲魚」があり、その限度を越えた場合が「盜魚」である。漁夫は寄港地で盗魚を換金して遊興費に充てる慣習が明治期に横行していた。その対策として平磯漁業組合は明治22年に、湊漁業組合は同25年にそれぞれ組合事業として表彰制度を開始していた。その趣旨は、平磯漁業組合は漁業種類毎に業績上位の漁夫に万祝衣を、湊町漁業組合は船旗(優勝旗と呼んだ)を授与することにより、漁夫の競争心を喚起して水名(漁獲物の売上高)を高め、盜魚を防止しようとする策であった。しかもその傾向は全県的であったので、県事業として船主層の意向により開始したのであろう。

第3章 明治期の主な漁業種類

前記の通り、明治期の本県の漁業は総体的には停滞期であったが、これを漁業部門別に見ると、沿岸漁業の停滞、沖合漁業の新興、遠洋漁業の模索の時期であり、それらの部門間における階層分化の進展期でもあった。すなわち、沿岸漁業は、江戸時代に出つくした古い技術の延長で、狭隘な地先漁場(沖出し距離数km)中心の操業であったから漁獲高は伸びなかった。それと対照的に新興した漁業がマニュファクチャーリー的な小資本漁業の沖合漁業であり、そのうちのかつお・まぐろ漁業においては、操業海域の拡大により遠洋化の萌芽がみられた。

そこで、ここでは明治期の沿岸漁業部門として地曳網漁業を、沖合漁業部門として改良揚縄網漁業、さんま流網漁業、かつお・まぐろ漁業、底曳網漁業だけを取りあげることにする。なお、沿岸漁業のうち地曳網漁業以外は、江戸時代の地先漁業と変りはなかった。また、遠洋漁業は萌芽期で模索の段階であったので、沖合漁業に含めた。

3.1 沿岸漁業

3.1.1 鹿島浦の地曳網漁業

明治期における地曳網漁業地のほとんどは鹿島浦だけになったが、その生産手段、技術、漁業慣行等は江戸時代の延長であった。しかし、改良揚縄網の出現と製品需要の減退など漁業環境の変化と漁業資源の豊凶の反映で、地曳網漁業は幾度かの盛衰を繰り返した。すなわち、明治20年代半ばから30年代半ばにかけては後退ないし不振が続き、この間に廃業するものもあった。明治末期か

ら大正4年のいわしの回復期に復興のきざしがあったものの大正中期に再び衰退した。明治期の鹿島浦全域の地曳網漁業の漁獲高は、最高年で15万円、不振年で5万円であった¹¹。なお、茨城県で最後まで残った鹿島浦の地曳網漁業は、昭和50年代当初に消滅している。

3.1.1.1 奥野谷浜の地曳網漁業

奥野谷浜（現、神栖町）は、最初、江戸時代末期に九十九里浜地方の漁民の移住によって集落が発生し、明治元年、母村奥野谷村の地主山本庄左衛門が地曳網漁業（「カクメ網」と呼称）を創業する時、奥野谷村の農家の二・三男16名を船子（水主）に雇用して移住させてから発達した。ここは、汀線に併行する3列の砂質浜堤間に後背湿地やくぼ地があり水田や畑地の造成もある程度は可能だったので、船子達は母村の援助を受けながら休漁日に開墾を行い、半農半漁村を形成した。ところが、ここは砂丘地帯なので、飲用水が乏しいうえ、漂砂が人家や田畠を襲い居住不能になって、鹿島台地の麓（県道辺り）に再度移住してそこを本居とする者があるかたわら、明治10年代以後の植林事業による防砂林の造営後は再び海浜に戻る者もあった（注：本格的な県営事業としての防砂林造営は、昭和24年からであった）。

このようにして、明治初年に成立した奥野谷浜の浜集落は、網元（地主）山本家支配の農奴的集落であり、村民は山本地曳網の船子であると同時にその小作人でもあった。さらにいえば、山本家は農地を媒体として船子の確保をはかったのである。それは下記の契約書に明らかである。

契約書

- 一 貴殿ノ厚キ御尽力ニヨリ私共一同大字奥野谷字東場開墾地へ各一戸ヲ取立受ケ開墾 費ハ不乃申農具迄一切支給ニ相成リ鴻恩山海モ ナラズ候依テ将来ニ向テ報恩ノ為メ 左ニ契約仕り候事
- 一 貴殿又ハ貴殿ノ子孫若シクハ貴殿指定ノ人地曳漁業中ハ各精力ヲ尽シテ地曳出船へ 参加出勤スル事
- 一 他方面ニ出**ル場合ハ其旨ヲ必ズ届出ツル事
- 一 地曳呼浜（筆者注：出勤命令）當**候中無断欠勤若シクハ外出ヲ機会トシテ呼浜日 数三分ノ一以上（但一年ヲ通シテ）欠勤セシモノニ限り開墾地ヨリ退去ヲ命セラレ候 トモ聊モ異議申間敷候事
- 一 呼浜ノ節日数三分ノ一以下無断欠勤セシモノニ限り過怠料トシテ一回金廿五銭ヅ 欠勤者ヨリ支出スル事
- 一 呼浜欠勤セサル者ハ相当報酬ヲ支給サル事
右条項堅ク相守リ申ス可ク為後日契約書如件

明治四拾参年拾壹月

細野卯太郎 印

和田 喜一 印
山沢松之助 印
太田 喜助 印
佃 霜藏 印

注：*は、文字不明箇所

（資料：「山本家所蔵文書¹¹」）

このような船子緊縛をしたのは、明治20年代後半からの不漁続々の結果、船子の向農脱漁傾向が高まったことと、村内に30年頃から共同地曳網が出現して山本家の船子の独占的雇用が不可能になったからであった。そこで、山本家では開墾には費用や農具まで負担し、その代わり地曳網漁業に精励させ、怠勤の場合は退居を含む罰則まで誓約させた。そのため、精意を査定する手段として、「曳高并ニ勤精細簿」を作成し、各人に評定して下記のような過怠金を徴収した。

星

不參星（欠勤）	一ツ拾銭
病人（星）	一ツ五銭
不參星九ツ星迄ハ代金ニテ受取	
不參星十二ニナリタル時ハ九分ノ当リ	
不參星三ツ丈代金受取ラズ	
不參星拾以上ハ順次ニ当リ一分宛差引	
右不參星受取金ハ悉皆無星ノ者ニ各分配二ツ迄同様	

これに関し、「神栖町史」は次のように解説している。「不參星（欠勤）1回につき10銭（但病人は5銭）の過怠金、ただし、それは欠勤4～9回までについてである。欠勤10回以上になると、1回につき給料の10%を差し引く。欠勤3回の者は過怠金を取られず、0～2回までの者に対しては報償金が与えられた。この報償金は、欠勤4回以上の者から徴収した過怠金を分配するというものが、網主に余分の支出が掛からないようになっていた。」

これらの在方水主の外に、網主の提供する住宅に居住する専門の技術者の雇水主があった。

山本家では、屋敷内の旗や板木をたたいて出漁を知らせた。なお、この場合の曳子は誰がやってもよかった。曳子の報酬は現物給与であり、曳子の多くは自家消費にあてた。

このように明治期に確立した奥野谷浜は農業を基盤に、地曳網漁業に支えられて発展し、鹿島高校の研究資料によると、明治40年には87戸、315人となり、その系譜は九十九里浜などの下総系30%、親村系30%，その他30%の比率であったという。ところが、大正5年から8年にかけて不漁が続き、頼みの農業も天災が重なって、浜は人口支持力を喪失して、多数の京浜地方や北海道・

樺太への出稼ぎ者を輩出したという。たとえば、大正7年（1918）2月26日の「いはらき新聞」は次のように報じている。

「鹿島郡中島村大字深芝及輕野村大字溝口、奥ノ谷等（いずれも、現、神栖町域）にては何れも半農半漁業なるが昨年農作の不作と不漁に加へ稀有の暴風雨に遭ひし為生計非常に困難なりしが本年に入りては一層困窮の度を増し漁民中には他に出稼する者少からず既に六十余名に達したり是等は東京方面及北海道樺太方面へ赴きたるなりと。」

3.1.1.2 柳川家と須田家の地曳網

明治期の鹿島浦で数少ない個人網のうち、柳川家地曳網と須田家地曳網は特に有名であった。

a) 柳川家の地曳網

柳川新田の開発は柳川家地曳網と関連しながら進められるので、柳川家地曳網の発展過程を概観する。下記は、網主柳川秀勝の「地曳網営業略記」であるが、この資料について若干触れておきたい。

「嘉永3年戊午（1850）3月地曳網漁ヲ創業仕候然ルニ移住ノ者共漁業不馴ニテ殊ニ人口少ナク他ヨリ水夫ヲ雇ヒ入レ営業仕候事

・ 明治元辰年移住ノ者増加シ追々漁業ニ馴レ加フルニ子弟成長セシニ付同年ヨリ大ニ漁具ヲ改良シ連年多額ノ漁獲ヲ得タリ

一 同年漁高1万2千円余ナリ

一 同2年漁高1万5千円余ナリ

一 明治3年漁高2万円余ナリ

（以下漁高ハ略ス）

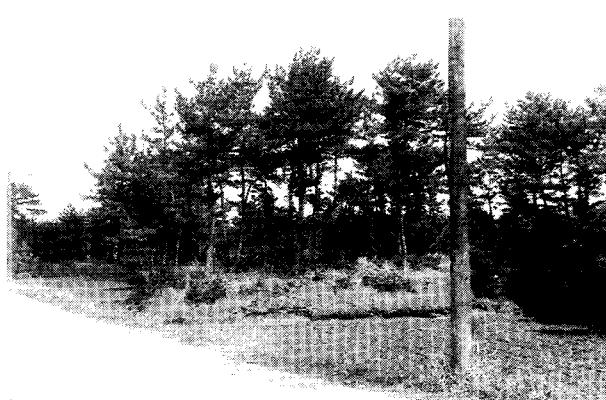


図1 奥野谷浜における鹿島砂丘の景観。防砂林は明治10年以後の人工林、左下の白く見える部分は水田跡地、右下は畑地であるが土壌が含塩砂質土なので農耕不適である（昭和40年12月撮影）。

・ 同13年漁高1万8千円余ナリ翌14年ヨリ本年マデ浦中不漁ナリ
但不漁続キトモ一昨18年5月11日ハ非常ノ大漁ニ後座候一網に干鰯4千5百俵ヲ曳揚ケタリ
是レ漁具ヲ改良シタル所謂ト奉存候
一 同15年新規ニ地曳一張ヲ増設ス当今二張共他ヨリ一人モ水夫ヲ雇ハス村中ノ男女ヲ使役シテ営業致シ居候事」

（資料：「地曳網営業略記¹⁵⁾」）

傍線1では柳川地曳網の創業年代は嘉永3年（1850）ではじめは水夫不足であったが、明治元年（1868）に至り、新田の人口増と子供の成長によって若手水夫の確保が容易になったことが記されている。慶応2年の新田の戸数は85戸、人口406人が明治3年には90戸、人口452人になっている。

傍線2の漁具の改良とは大地曳網（鹿島浦最高の大型網）への転換を意味するが、それを可能にしたのは、傍線1の水夫の確保が可能になったからである。その効果が以下の年代の増収に反映したわけである。

しかし、明治期に入る頃から、新田農民の中から新規に地曳網漁業を開業する動きがあり、それを懸念した柳川家では私有地を分配したり、永代小作制を施行するなどして、新田農民の労働力の独占をはかった。その方法は、地租改正（明治6年、1873）を契機に、柳川家の所有する新田内の全耕作地の4分の1を新田内の農民に分与したが、その際に次の内容を誓約させた。①家別ニ水主急度相勤メルコト、②出勤相成難候節ハ急度代人差出スコト、③他人ノ水主ニ雇レ候義決シテ仕ラズ、（以下要点だけ記入）④もし、背けば分与耕地を柳川家に返還すること、⑤分与を受けた者が生活困窮により入質又は売却の際は柳川家に相談し、かつ他村の者には譲渡しないこと、⑥地曳網は、御名前受けの外新規開業しないこと、⑦税金、区費等は遅滞なく柳川家に納めること。残りの4分の3の新田内の耕地は永代小作地として新田内の農民に貸して小作料を徴収した。

もう一つ、柳川家の水主確保の手段としてとった対策を付記しておく。その時期は柳川網の創始期（嘉永3年、1850）から20数年後の明治5～9年（1872～76）の動向である。この頃になると柳川新田内の有力農民間に地曳網開業の要求が高まり、新田開発の元祖の柳川家の力を以てしても抑えることが不可能な段階になった。柳川家では次のような条件をつけて新田農民の地曳網漁業の新規開業を認めた。明治7年には、柳川新田内は、柳川家経営の大地曳網1張の外に、新田農民経営の中地曳網は4張になったが、明治9年には3張になっている。

条件の内容は、「波崎町史料¹⁶⁾」によると、①地曳網営業の免許を柳川家の名義でとり、それを新田農民に貸

すという形式とすること。②操業については、柳川網の水夫を雇い入れないこと、水夫1人を柳川家に差し出すこと、無籍者を雇い入れないこと、網稼中は柳川家の指揮に従うこと、税金は新田農民から柳川家が預かり、柳川家において官納することなどであった。このような条件の結果は新田農民の地曳網漁業の発展を阻害した反面、柳川網は水夫の確保が容易になって傍線3にあるように発展した。

傍線3には明治15年に1張を増設して2張となり、しかも水夫は新田村中で完全自給が可能になったとある。

このようにして、名実共に鹿島浦隨一に成長した柳川網の生産高は、明治20年代後半が年平均8,400円、30年代前半で平均7,300円、同後半で平均4,700円、40年代6,600円、大正初年（4年間）平均16,400円であり、大正5年から10年までの年平均は7,100円と再び減少傾向をたどることになり、さすがの柳川家でも網經營が苦しくなった。その理由は、大正5～10年のいわし資源の極端な枯渇、そのための新田住民の脱漁向農による水主不足、および大正5年頃の漁船動力化による改良揚縄網漁業の振興に伴う水主の転乗、それに加えて大正7年以降の経済不況のためのメ粕・干鰯の価格暴落であった。このような地曳網漁業の危機的状態において、柳川網の經營転換を決定的にしたのは、昭和2年の網方議定の改正であった。その内容は、同史料によると、網数は1張に縮小すること、しかも、水夫給料は水主確保の為総売上の43%（それまでの柳川網は35%）とすること。しかも、經營陣は柳川家と村内で公選された役員とすること等であった。この網方議定により、昭和期に入ると柳川網の勢力の後退と相対的に他網の勢力の伸長、および水主の地位が向上したことが推察される。先の網方議定の改定以前の明治中期～大正期の網方勘定方式は、柳川家にとって有利なシステムであった。柳川家は屈指の大地主であるから小作料の収入もあったが、地曳網漁業の収益も有力な蓄財源であった。網方勘定方式は同史料によると、漁獲高から操業経費約10%と減価償却費27%，合計37%程度を網主が天引し、その残額（漁獲高の63%）を網主と水夫がほぼ6対4の割合で分け合うという、柳川家にとって有利な勘定方式であった。

b) 須田家の地曳網

もう一例、この年代に有名な須田網の経緯を「波崎町史料⁷⁷」などによって見よう。

須田新田の開発地主須田家が地曳網漁業を創始したのは柳川家よりも古く、文政年間（1818～29）とされている。その後、弘化年間（1844～47）に新網が増設されて2張になったといふ。須田網の労働力の給源は、柳川網と同様、新田内の在方水主とその家族の婦女子を主体とする曳子達であった。そして明治初年には地曳網漁業の

収益をもって屈指の大富豪に成長した。ところが、須田家は明治10年代から村の経済的、政治的支配力を弱体化させ、やがて没落の過程を歩むことになった。それは新田内の地主層の中から新規地曳網の開業者の出現により、須田網の独占力を喪失したことと、隣村の太田新田との漁場紛争の結果、太田新田地先漁場の大半を失ったからである。

須田新田内の地曳新規開業者の出現については、「波崎町史料⁷⁸」に次のような古記録が載っている。

「明治六年六月頃ヨリ百姓嘉兵衛外數人等別ニ地曳網引立ノ請願アリシモ許サス亦各自ガ開墾地分譲方ニ付請求セシモ…モ容ル、処ナラズ是ヨリ小前百姓ノ一部ト遂ニ訴訟ヲ構ヘ數年ニ涉リテ葛藤止マズ村内為ニ二派ニ分離シ秩序乱ル」

そこで、新網開業請願者（百姓27名）は、須田浜での操業を断念し、その代わりに太田新田村浜2反歩（借地料は干鰯100俵につき1俵）を借地して営業することとした。そして、「茨城県史料・近代産業編II¹⁶」によると明治8年2月に新治県の許可を取得した。

ところで、新網開業に当たって彼等農民がまず困難したのは、技術を持った水主の募集であった。そこで彼らは縁故をたどって九十九里浜から水主を招致することにした。しかもその時期は九十九里浜では水主の流出期であったので、それを雇い入れて乗組員の確保に成功した。九十九里浜の水主事情について、「波崎町史料⁷⁹」には次のような記載がある。

「つまり、明治10年代には、『近來何分水主共力我但勝手ヲ唱へ或ハ給金ヲ要求シ或ハ何役ニナリダキ杯ト申シ其意見ヲ達セサレハ乍チ去テ鹿島浦ニ至リ該網主ニ事フルモノ多ク鹿島浦ノ網主ハ亦九十九里ノ水主トサヘアレバ頻リニ之ヲ愛護シ处处ニ潜匿セシメ其搜索ニ困シマシム。』

このような九十九里浜の地曳網主の困惑とは裏腹に、須田新田の地曳網新規開業者はそれ等の水主の受け入れによって、技術を持つ水主の充足が可能になって、新田内での労働力調達上の困難からの脱却ができた。このようにして、新田内に新規開業の共同網が誕生し、さらに明治10年代には個人網の参入もあって、この年代に須田家の独占的支配力を失い財力を斜陽化させるのであるが、次に述べる漁場喪失（明治13年）も重なって明治20年頃には没落へ傾斜するようになった。

3.1.1.3 須田家の漁場喪失の経緯

隣村の太田新田にも江戸時代から押揚網漁業を開業す

る者が出現しており、明治初年には相当の繁栄を見せていた。太田新田の地先漁場は安政年間（1854～59）に須田家と太田新田村が折半して所有する約定が成立し、以後明治初年までこの約定が守られていた。ところが、地租改正（明治6年）を契機に太田新田側は、地先漁場（海岸浦）の「地券状」の交付を、さきの安政年間の約定に基づいて須田家に要求したが、須田家ではこれを拒否したので、明治8年に裁判訴訟を起した。その判決は太田新田側が勝訴になったが、最終的に決着したのは明治13年で、太田新田の地先漁場の地券は双方が折半して持つことになった。つまり、須田家では太田新田地先の独占的利用ができなくなったのである。ただし、干鰯場使用料は双方互いに無料とし、須田家の地曳網と太田新田の押揚網以外の網については、干鰯百俵につき3俵の借地料をとったという¹³⁾。

このような経過を経て、明治20年頃、須田家は財力・政治力を失いかわって新興の新田農民が經營する地曳網漁業が繁榮期を迎えたのであった。明治20年以後の須田新田の地曳網数は、「波崎町史料」等から推定して、共同網1張、個人網は儀七網、吉兵衛網、宮台網各1張、それに元、須田網の水主・賄いで独立して網主になった須田吉蔵網2張であった。なお、須田家でも没落したとはいえ、明治20年までは地曳網を操業していた。

3.1.1.4 地曳網の張数と漁獲高

明治期の鹿島浦における地曳網の状況は概ね次のように推移した。

天保年間	118張	(鹿島町史)
明治5年	120張	(明石与兵衛家文書)
明治10年	130張	(茨城県漁業基本調査)
明治24年	118張	(鹿島町史)
	個人網	72張
	共同網	46張（2人持42張、3人持1張、4人持2張、5人持1張）
明治29年	118張	(鹿島浦地曳網漁業組合規約)

明治29年以後は、大正初年まではこの趨勢が維持されていたと思われる。漁獲高は、明治14～25年は年平均14～15万円¹⁴⁾というから、茨城県のいわし総生産額の60%位を占めていたと見られるが、「鹿島浦地曳網漁業組合の県への報告書」によると、明治26年13万7,669円、27年10万1,904円と下降し、さらに「明治34年に同組合が鉢田税所に提出した文書」には、「……近年沖合漁業ノ発達ト季候潮流等ノ不順之レカ関係ヲ及ホスヤ大ナルモノ、如シ本浦漁業ノ衰退モ殆ト二十余年ノ長キニ亘リ当業者悲惨ノ極ニ達シ業ヲ廢スルモノ年ニ其数多キヲ加フ」とあり、明治26年13万7,690円、27年10万1,904円、28

年11万50円、29年10万8,215円、30年11万4,155円、31年10万2,865円、32年10万1,243円、33年7万9,514円、34年5万1千円と茨城県いわし総漁獲額の34%まで低減した。その後大正初年には好転した年もあったが、大正5年からは再び不漁になった。その結果、大正8年からは経営赤字が累積して、地曳網漁業は衰退傾向をたどるようになった。ともあれ、鹿島浦の地曳網漁業は明治初期がピークで、以後はいわし資源の下降に加えて、改良揚縄網漁業の新興の影響により、大正中期には急速に衰退したのである。

3.1.1.5 地曳網漁業の漁夫構成

鹿島浦の主な地曳網漁業地と地曳網船を図2、3に示した。漁業地は明治期の記録にある地名のみを記入し、地名変更した所は現地名を記入した。

明治期における鹿島浦の地曳網漁船（7丁櫓船）は、規模は全長31尺（10m）、内径は大帆の胴貫が6尺8寸（2 m 6 cm）である¹⁵⁾。この規模は、鹿島浦の中地曳網の標準型であったが、大地曳網には肩幅1丈（約3 m）、櫓数12丁立てのものもあった。なお、漁船1艘操業の片手廻しの場合は、家族労働主体の小人数操業（水主、曳子各10人位）であるが、漁船1艘に網を積む関係で普通7丁櫓船を使ったようである。

小型地曳網は、明治時代はもっぱら人力であった。口クロを使用するようになったのは、鹿島浦では昭和26年からだといわれる。中地曳網の網規模は、江戸時代と同じく、全長最大900m位、網丈5m位と推定される。網材料は荒手網は藁で、その他は麻が使われていた。

次に、江戸時代からの漁業規模を整理しておく。通例は大型、中型、小型と3分類するが、そのうち鹿島浦漁民が創始した江戸中期のものは小型で、網船1艘での操業なので「片手廻し」（図4a）であり、水主は10人程度で足りた。それに対し、当時鹿島浦に進出していた紀州や九十九里浜の地曳網は大型であったから、さぞ地元のものは貧弱に見えたことであろう。というのは、鹿島浦は元来農業不適地であったので大地主が少なく（共同組の多い理由）、また農村人口も希薄だったので水主や曳子の確保が困難であったからである。江戸後期になって地元網が大型化したといっても九十九里浜の中型の段階に過ぎず、大型地曳に相当するのは柳川網（明治初期）ぐらいといわれる。大型・中型地曳は網船2艘で張網するので「両手廻し」（図4b）であり、水主は中型地曳で平均65人を要したという。鹿島浦の中型地曳の装備（漁船を除いた漁網と漁具）は、「鹿島町史」によると、天保年間は120両で九十九里浜の中型地曳が520両あるから、装備の点でも貧弱であった。しかも、鹿島浦では明治30年以降の地曳網漁業の衰退に伴い再び片手廻しの小型網に移行するのである。

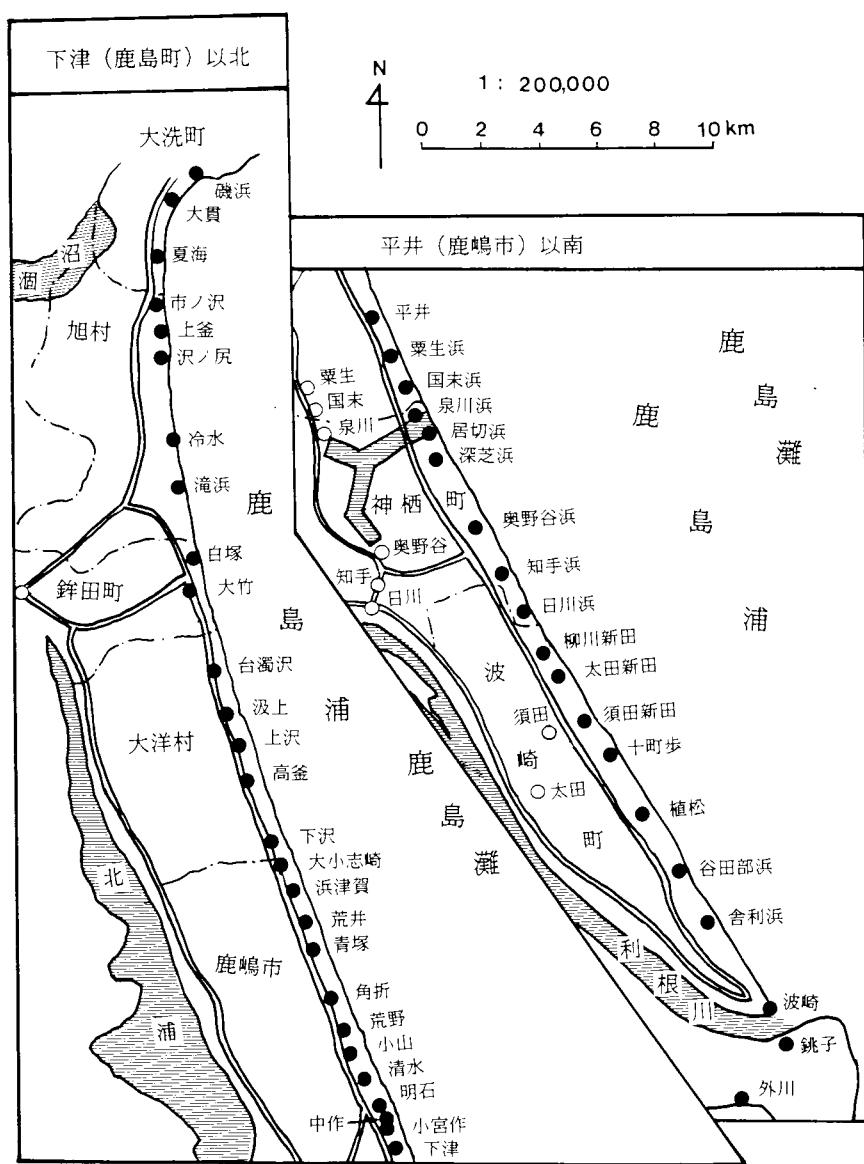
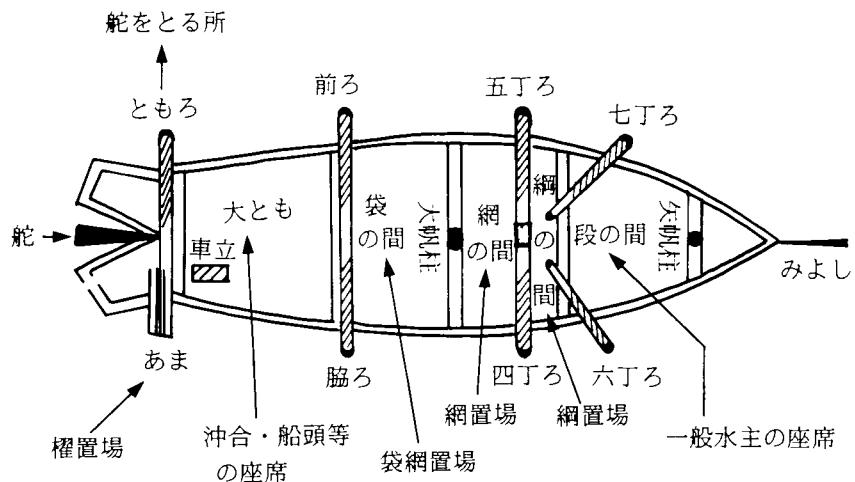


図2 明治期における鹿島浦の地曳網漁業操業地（推定図）

図3 明治期における鹿島浦の地曳網漁船（7丁櫓船）
（「鹿島町史」より模写）

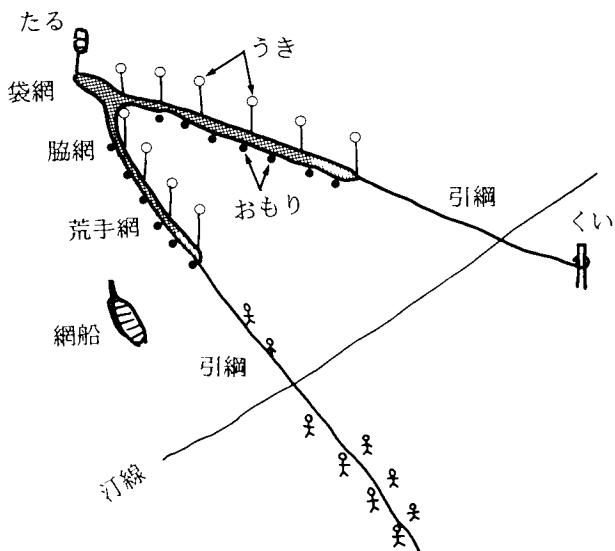


図4a 明治期における1艘曳き（片手廻し）の小型地曳網操業図

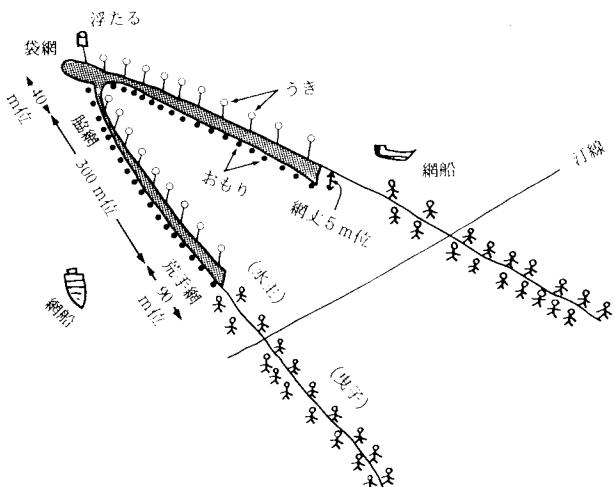


図4b 明治期における2艘曳き（両手廻し）の中型地曳網操業図

さて、明治期の鹿島浦の地曳網漁業の漁夫構成について述べる。ここでいう漁夫とは、正しくは従業員の意味である。

網主の要件は網株を持つことであるが、その持ち方は多様であり、個人網の場合は網株全部を1人で所有するが、共同網の場合は、真綱船、逆綱船、漁網を多人数で分有する。たとえば真綱船10人、逆綱船8人、漁網を5人で1株宛持つケースもあるように、網主の網株の持ち方には多様の形態があった。共同網の場合は、その網主達が支配人を互選して経営をそれに任せた。

漁夫（舟子）の組成については、地域と年代及び網規模によって相違があるが、その一例として両手廻しの大・



図5 漁夫の組織

中型地曳の状況を、「日本漁業経済史研究¹⁸」や「神栖町史¹⁹」などによってあげておく。

①賄（まかない）

差配役として、網主に代わって網經營の一切の会計事務を担当し、時には水主達の統制や他網との紛争の調停をする事もあった。したがって、網主の近親者から選任されるのが通例であった。給与は2代（2人分）が標準であった。図5では1網につき2人置かれているが、1人が普通である。

②船方

沖合：漁撈長の最高の権限と義務が与えられ、操業中は勿論、平常は漁船・漁具の管理上の指揮もする。「神栖町史¹⁹」によると明治中期の給与は年に30~100円で、外に扶助米として年に6俵と夏・冬には仕着せ等が支給された。配当割は3代だという。

中乗：鹿島浦の町村史に散見することから見て、浜や年代によってこの職種の設置は普遍的ではなかったようである。たとえば前にあげた鹿島町の船員構成には載っていない。中乗が九十九里浜で創置されたのは、地曳網漁業の大規模化した幕末時だというから、小規模地曳網漁業ではその設置の必要がなかったのだろう。中乗は沖合に次ぐ地位の役付水主で、平水主の人事を掌握しそれを管理する役職だという。1張に付き2人で真綱船、逆綱船各1人が乗り込む²⁰。給与は不明なるものの1.5~2代であろう。

船頭：船長格で、漁船運行の指揮者であるから真綱船、逆綱船に各1人が乗込む。また、作業に当たっては、若衆頭で水主の指揮をとる。給与は1.5代が普通であった。

平水主：一般水主で、人数は大・中型で20~40人、給与は1代である。

③岡動き

納屋番：文字通り納屋（漁船、漁網、漁具等の倉庫）および干場の管理者で、納屋に常住し、出漁日以外は雇水主を使って各種の用具を自作または補修した。そのため専門的技術者の年輩の夫婦者が選ばれた。給与は、漁獲配当2代と網主から扶助米年6俵が支給されたという。人数は1網に付き1人である。

水掛：雑役係で、水揚げの際に鰯の盗難の見張りをした。配当は1.5代。人数は1人。

大隠居（隠居）：中乗や船頭等の役付水主が、高齢化による引退後の職制で、いわば網主の顧問役であり、時

に外交面に携わることもあった。配当は1.5代が普通だったという。人数は不明。

④岡者（曳子）

1張に付き数十人の曳子を要した。多くは漁夫の妻子、老人で、周辺農村の住民が加勢した。曳子にはいわしが配分された。

漁夫報酬については基本的には江戸時代の延長で漁獲高から操業経費を差引き、その残額を網主と水主が6対4から5対5程度の比率で分け合う利益分配制であったが、年代、地域、網元によって違いがみられた。

一般的な操業経費、網主と水主の所得は次のように推定される。割合は対漁獲高比である。

操業経費 約35%

水主食料、燃料、網・船、漁具修理費、運搬費、小掛代、職人、手間代、その他の消耗品、税金からなる。柳川網のように資本財の減価償却費を算入するものもあった。

網主所得 約33%

これには、株持の支配（共同網の経営者）の所得が含まれ、また共同網の場合は網株数に応じて分配される。

水主所得 約32%（沖代、酒代を含む）

内訳は、歩合配当25%、沖代と酒代の合計7%と見た。歩合配当の個人配分は沖合3代、まかない2代、船頭1.5代等のように各自の持代数に応じてなされた。

以上を概括すると、操業経費、網主所得、水主所得は各3分の1ずつと見てよからう。

3.1.1.6 網主の組織化

明治期の「網方議定書」と「鹿島郡地曳網営業規則」は鹿島浦の地曳網漁業の最盛期の明治前期に、網主が自主的に作成した操業上のルールであるが、当時は、新網誕生の続出に伴う新旧勢力の交替期だったので、その間における網經營の悩みと、経営上の方策及び経営の実態が知られる貴重な資料である。

明治4年、日川・須田新田・奥野谷・溝口4か村地曳網方議定書¹⁹

議定書之事

一 近年諸品高値ニ付、地曳網方之儀、株仕継等も及難渋ニ、尚又船方之儀は、追々不情ニ相成、左ニ成行候では、地曳網方永続も相成兼候ニ付、此度村役人網主談評之上、以來地曳網永続方行届候様、一同取究致候儀、左之通

一 小買渡世渡向之儀は、其網限之事

尤買請候上は、勝手之事（注：小買とは網付商人のこと）

- 一 其網方水主家内之者共、銘々之網張候を打捨、他之網え勝手ニ出入等、致間鋪候事一 其網方炊之儀は、菜之ものとして、百俵以上壱玉限り、其網元え売渡可申候事
 - 一 網方株大破致、至急之仕継ニ差支、水生売渡シ候節は、右代金三日限無滞可相届申 事
 - 鰯引揚袋物之儀は、三ヶ村小買入会之事、尤小寄セ等は、其網小買限之事
 - 一 職中ニ他之網方之水主、無沙汰ニ相雇へ候儀、堅致申間鋪候事
 - 一 鍛治屋船大工他之炊 鰯ミは、其網元え売渡し可申候事
 - 一 鰯引揚之節、網方干場取定メ不申節は、小買ニテ勝ニ（手が脱か）干場取申間敷候 事
 - 尤小買干場之儀は、網之場より三拾軒外へ取可申候事
 - 干鰯入俵之節は、網物入俵不相済中は、小買之もの、勝手ニ入俵致間敷候事
 - 一 小買之儀は、其網附属小買え鑑札相渡し渡世為致、且鑑札無之者へは、堅売渡し申間敷箇之事
- 右之条々、村役人網主急度取極、連印致シ候上は、堅渡世向可致候事
- 明治四年末三月 日 （9名連名）

鹿島郡地曳網営業規則（20）（明治15年鹿島郡網主制定に規約制定のいきさつが次のように書かれている。

「鹿島郡ハ専ラ地曳網ノ漁場ニシテ從来入会自由ノ慣行ナリ而シテ其漁法タル海岸ヲ距ル凡ソ30町以内ノ海面ニ於テ漁スルモノニシテ各村絆界ノ定メナク從来規約ヲ設ケテ漁獵ヲナスモノナリ例ヘハ甲村ノ漁船乙村ノ地先ニ至リ漁獵ヲナシ之ヲ其地ニ於テ販売スルトキハ代金拾円ニ付廿錢ヲ其村ニ給与シ又鰯魚ヲ其地ニ於テ乾燥スルトキハ乾鰯百表ニ付四俵ヲ与ルノ慣行ニシテ今尚ホ之ヲ存ス然リと雖モ沖合ニ於テ魚群ヲ発見スル當テハ各村相競ヒ各船相争フノ極或ヒハ闘争ヲ試ミ之レカ為メ水夫ノ生命ニ關スルカ如キ弊ヲ生シ常ニ網主ノ困難スル所トナルヲ以テ各村網主ニ於テ從來ノ規約ヲ改正シテ漁業諸般ノ取締ヲナシタリ其ノ規約左ノ如シ」

規約の条文は31条からなり、長いので次のポイントにしほって大意だけを抄記する。

第一章 総則

第一条 此組合ハ取締ヲ旨トシ交誼ヲ厚フシ営業ヲ盛ニスル為設ケルモノナリ

第二条、第三条（組織に関する事。省略）

第四条 漁具ニ非サル竹槍小石其他闘殴ニ用ユヘキモノハ船中ハ勿論納屋等ヘ決シテ具フベカラズ若シ陰ニ備ヒ置キ而シテ發露スルアラハ該船主沖合船頭等

ノ責メタルベキ事

第五条 出船先ニ於テ喧嘩争闘スルベカラ（サ）ル事
第六条 航船ノ前ハ他船必ス通過スヘカラス且ツ一艘

タリトモ魚群（泡ヲ除ケノ外色ハ子鳥等）ヘ近付キ
故ラニ艤へ竿ヲ卓テタルトキハ他船ハ妨害ヲナスヘ
カラズ尤モ双方同時ニ鰯ヘ近付キタルトキハ兼テ寄
合網ノ談判ヲナシ甲乙相互ニ艤ヘ苦標ヲ卓 テ其
約ヲ表スヘシ若シ乙船之ヲ肯セス而シテ非理ノ網張
出シタルトキハ甲船ニ重苦標ヲ卓テ直ニ着岸ノ上幹
事又ハ最寄船主等へ事由ヲ届ケ其指揮ヲ受ケ可キ事
(但書は省略)

第七条 出船先喧嘩争闘シタル船ハ事柄相決リ候迄互
ニ休戦致スヘク此場合ニ於テハ該水主ハ他船ニ於テ
モ乗船致サセ間敷事

但小会ヲ開キ時宜ニヨリ伸縮スルコトアルベシ尤
モ他組合ニ涉ルトキハ此限ニ非ス

第八条 自他張網ノ節俄ニ激浪急潮又ハ夜網ニ臨ミ其
他困難ニ遇ヒ候節最寄網主ニ於テ百般世話可致事

第九条 船子ヲ雇ハントスルトキハ本人戸籍等ヲ糺シ
若先雇モ之アラハ故障ノ有無ヲ問合セ而シテ普通ノ
給金ヲ与ヒ相互ニ妨害ナキ様雇入ヘキ事

第十条 組合ニ入り新ニ営業セントスルモノハ必最寄
網主及受持ノ幹事ニ連印ヲ請ヒ可願出事

第十一条～第十三条(鰯、鰯掬取の禁止に関する事
省略)

第十四条 代方并ニ小壳鰯等網方鰯干場ニ妨ナキ様注
意スペキ事

第十五条 先張ノ網アルトキ後船網張出シタルトキ抱
網或ヒハ左右ニ接シタルトキハ先網ノ妨害ヲ為サ
ル様注意スヘキハ勿論總テ先張ノ指揮ヲ受ケ可シ

第十六条 (前条の際、後網が先網の器械を損傷した
場合の弁償に関する事。省略) 第十七条 組合地曳
網ニ於テ非常ノ難ニ遭遇スルトキハ會議ノ上応分ノ
補助ヲ為スコトアルヘシ

第十八条 (規約改正に関する事。省略)

第二章 役員職務

第十九条 (役員は頭取と幹事の二種があり、それぞ
れの職務が規定されていた。省略)

第三章 會議

第二十条、二十一条 (総会の規定。省略)

第四章 違約処分

第二十二条 規約ヲ犯シタルモノハ金20円以内ノ違約
金ヲ出サシメ組合中ノ蓄積金トスヘシ

第二十三条 (前条の違約に際し組合會議を催したとき
の費用負担に関する事。省略)

第二十四条 会期ニ臨ミ無断出席セサルモノハ左ノ
項々ニヨリテ処分ス

第一項 遅参ノ者ハ会費割合金ノ五分通リヲ追徵ス

第二項 不参ノ者ハ会費割合金ノ一倍ヲ追徵ス

第二十五条 開会中無断退席スルモノハ第二十四条ニ
因リテ処分ス

第二十六条 会場ニ於テ粗暴ノ挙動アルトキハ速カニ
退席セシメ而シテ組合ヲ除名スヘシ

第二十七条 第一章第六条ノ場合ニ於テ非理ノ網張出
シタルトキハ其獲ル所ノ魚ハ悉皆取上ケ之ヲ二分シ
其一分ヲ被害船へ渡シ其一分ハ組合ノ蓄積トナスベ
シ

第二十八条 第一章第十五条ノ場合ニ於テ先張ノ網ヘ
妨害ヲナセントスルトキハ第二十七条ニ準スヘシ

第二十九条、第三十条 (処分の補足的事項 省略)

第三十一条 規約ヲ犯スモノ尚ホ其処分ヲ肯セサルト
キハ組合ヲ除名スヘシ

前条ノ通規約取結候上ハ向後違変無之タメ一同連印如
件

明治十五年十一月

この営業規則の特徴を指摘すると次の三点があげられる。
①適用範囲が鹿島浦全域に広域化したこと。それは、各浦の地曳網漁船の操業範囲が鹿島浦全域に出漁していたからである。②内容が、入会操業上の作法、水主の雇入れ、違約処分、會議に関する事に重点が置かれたこと、③全体を通して、維新後の時代の進展に即応して江戸時代の網方議定を修正したことである。

この営業規則は、前記の「鹿島浦地曳漁業組合」(明治24年創立の準則組合)設立に伴い、その組合規約にはとんどが引継がれるのであるが、その範囲が前記のように広域なので、10小区に区分し、各小区毎幹事1名、委員3名を網主から互選して配置した。なお、組合規約の具体的な内容は営業規則とほぼ同じだが、特に操業上の作法、水主の雇入れ、違約者処分に重点が置かれたことから、明治期の鹿島浦にはそのような問題があったことが分かる。

明治7年には鹿島灘の地曳網主らによって「鹿島浦漁産会社」が設立されている。この会社の設立の動機としては、①維新期の急激な政治変革に伴う物価投機により仕継金(経営資金)の調達に難渋する網主が増えたこと。②同時期の社会的・経済的変動により、江戸時代からの干鰯問屋等からの融資が得にくくなつたことである⁷。

設立の目的としては、①会員(網主・河岸問屋等)の相互の資金の融資を行うこと(これが主たる目的)、②商品(干鰯等)には会印を捺印するなどして品質を保障すること。③荷為替金を貸与して利子を、売買口銭等の収益をあげることとされた。

また、資本金は総額5万円で、1株100円とし500株を発行する。うち300株は網主引受け、200株は河岸問屋及び有志引受けとし、会員(出資者)の範囲は、鹿島浦全

域（東下村から現在の旭村）とされた⁷。

なお、発起人は鹿島浦の開発地主（地曳網主）の柳川宗左衛門と須田官歳であった。しかし、これに呼応して参加した出資者は60余人というし、どの程度の事業効果をあげたかは不明である。ともあれ、このようにして、維新期の経済動乱を乘切ろうとする鹿島浦地曳網主旧勢力層の試みであった。

3.1.1.7 鹿島浦における地曳網漁業盛衰のまとめ

九十九里浜の地曳網漁業は、幕末時から沿岸潮流の異変で下降傾向をたどったというが、鹿島浦では順調に推移し、明治10年代の半ばから20年代半ばまでは、鹿島浦全域の干鰯等の各年生産額が14～15万円に達していたものが、33年には約8万円に低落した⁷。さらに34年以降は各年とも数万円台に落込んだ。その主たる要因をあげれば、

- ① 明治20年代後半から30年代にかけて、いわしの接岸量が減少したこと。
- ② 地曳網漁業より装備が軽便で高能率の改良揚縄網漁業が出現したことである。

改良揚縄網漁業は、明治25年より鹿島浦に導入され以後急速に普及した。たとえば明治32年波崎では改良揚縄網19張、同年秋には「協同網分離シテ更ニ二張ヲ増加」して揚縄網が21張になった。その理由は、地曳網漁業よりの転換の外に、八田網漁業よりの転換があり、それとは別に新規開業があったからである。

さて、改良揚縄網漁業の地曳網漁業に対する障害点を指摘すると、第1に、いわし資源に関して漁場争奪が起こったことがあげられる。茨城県でもその対策として、「地曳網漁ハ海岸ヨリ拾八町（約2km、水深13尋位）以内ノ海面ニテ漁獲スルモノトス」とし、それに対応して、「八田網及八坂網其ノ他沖捕鰯漁（注：改良揚縄網漁業など）ノ如キ地曳網ト同ク漁獲スルトキニ際シテハ前条（注：地曳網の漁場）ノ区域内ヘ侵入セサルモノトス」という取締方針を以て漁場の調整をはかったことがある。のことから、明治期に県段階として漁区設定の必要が生じていたことが推察できる。ちなみに千葉県では20年代後半から改良揚縄網漁業が発展して地曳網漁業との対立が激しくなり、九十九里浜では25年前後に紛争が多発して千葉県知事が調停に苦労したという。なお、鹿島浦では大正初期まで両業種間の紛争が続き人身事故が発生した時もあった。

第2に地曳網の水主が不足になったことである。地曳網の水主は既に地曳網漁業に魅力を失っているところへ新規開業の改良揚縄網漁業からの誘いがあった。その誘いにひかれた最大の要因は揚縄網漁業の高い賃金にあった。地曳網漁業の特質は、前にたびたび書いた通り多労漁業のうえ、沿岸定着の消極的漁法であったため潮流異

変により魚群が接岸しない時は不漁になるが、揚縄網漁業は沖合性漁業なので魚群を探索して能動的に漁獲する積極的漁法であるため、より安定した漁獲が可能になったこと、さらに揚縄網漁業は中小の地曳網漁業の半分の水夫で足りる省力漁業であった。

以上の結果、揚縄網漁業の当時における船主と水夫の漁獲高配分率は操業経費（漁獲高の14%）控除の残額で6対4であった⁷。また、少人数であるので1人当たりの配当金は地曳網漁業よりもはるかに高額であった。それが改良揚縄網が新興する最大の要因であった。

ついでに、大正期以後の地曳網漁業の衰微の要因をあげておく。

まず、第1に水夫不足については、沿岸漁村の農地の開発が進み、特に西瓜と煙草の換金作物の導入によって農業が新興し、脱地曳網の現象が顕著になったことがあげられる。

第2には、化学肥料におされて干鰯・メ粕の需要が減退するのに加えて、大正中期以降は経済不況が重なり網經營に赤字が累積し、廃業が続出したことである。

昭和期に入ると経済恐慌、戦時体制の影響で一層不振が続き昭和30年代に壊滅状態に陥るのだが、その間に改良地曳網（極小地曳網）への転換が試みられた。改良地曳網は、網船1艘（長さ8m、幅2mの2～3トン級の和船）、漁網は総延長100m、網丈7～8m（当時300万円という）、水夫および曳子は家族中心の小人数であった。それは、前記の農作業の兼ね合いで、人員確保が困難の故であった。操業時期は7～8月に限られ、稼働日数は僅か30日程度に過ぎなかった。対象魚はあじとさばが主で生産割合は両者合わせて80～90%であり、その他はせいごといわしであった。つまり、改良地曳網漁業のねらいは、あじ・さばのいずれも鮮魚の漁獲であったのである。というのは、7～8月の盛夏は小笠原気団の張出によって風波が静まるので、鹿島浦にあじ・さばが接岸するからである。いずれにしてもメ粕・干鰯生産は廃された。

戦時中は米軍機の爆撃を恐れて人出が集まらなかつたが、戦後しばらくの間は復活の兆候が見られた。県立鹿島高校の調査資料によれば、鹿島浦全域の地曳網經營体の推移は下記のようである。

「昭和20～21年に76張（県全体の90%）、30～31年には16張に減り、しかも零細な家族中心の個人經營体（注：改良地曳網）になってしまった。現在（昭和40年頃）ではむしろ地曳網に代って、たこ壺漁、はまぐりかきの方が盛んである。」とある。

このように、昭和40年代には鹿島浦の地曳網漁業は消滅寸前の状態になり、54年からは県の統計から消えた。それに拍車をかけたのが鹿島工業地域の開発であった。すなわち、防波堤建設のため鹿島浦中部以南の海底や浜

表6 茨城県における地曳網漁獲量の推移

年	漁獲量 (トン)	県全海面漁獲量に 占める割合 (%)
昭和27	3,247	6.2
35	433	0.4
36	208	0.1
37	330	0.2
38	76	0.04
39	112	0.08
40	10	以下略
41	1	
42	1	
43	22	
44	11	
45	4	

(出所：農林統計)

辺の地形が変化したことと、地域住民が脱農・脱漁化してサラリーマンに転身したからである。そして現在は、夏季の短期間だけ観光地曳網として操業しているに過ぎなくなった。

戦後における県全体の地曳網漁業の推移は表6のとおりである。地曳網漁撈体の地区別分布は、昭和45年には旭村1、大洋村2、県合計3か統、昭和47年は旭村2、鉢田町4、大洋村・大野村各1で県合計で8か統、昭和53年には鉢田町・大洋村・波崎町各1で県合計3か統で、昭和54年からは消滅している。

このようにして、300年間にわたり、幾多の栄光の歴史を有した地曳網漁業は茨城県漁業界から消えた。その間に、創始して栄え、最後まで残ったのもやはり鹿島浦であった。

3.1.2 県央・県北地方の地曳網漁業

地曳網漁業は県央・県北両地方とも盛んではなかった。大貫・夏海（大洗町）地先には小規模（片手廻し）の地曳網漁業者があった。網船は7丁櫓1艘で水主7～8人、曳子10人程度操業していたというが、この程度の装備では周年操業是不可能で魚群が濃密の時期だけの出漁であった。したがって特別の雇用関係はなく、従来からの縁故関係の農夫または婦女子が臨時に従事していた。

それに対し、前浜村（那珂湊市）の地曳網は大規模（2艘張=両手廻し）であった。水主の数も30人というから鹿島浦の標準型（中型網）に相当する規模である。「前浜村史²¹」によると、天保・弘化期（1830～47）の頃

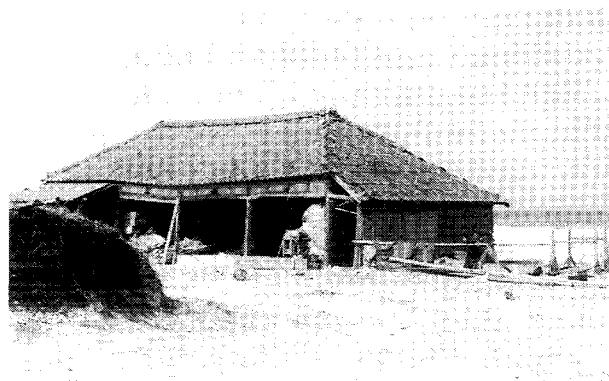


図6 鹿島浦における地曳網漁業の納屋。地曳網漁業時の倉庫で、納屋番が常住していた。昭和40年頃は、堆砂により倒壊寸前の状態であったが、往年は水主達の出入りで賑わった。この納屋の網主は、第2次大戦後、釣り漁等の沿岸漁業に転換した（昭和40年12月撮影）。

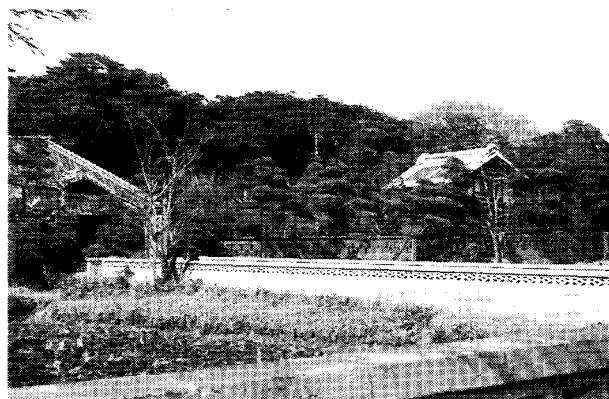


図7 鹿島浦の地曳網主の邸宅。この邸宅の主は元地曳網主・地主であったが第2次大戦後は、地曳網漁業を廃業して澱粉工場経営に転業した。位置は汀線附近の浜堤で右側が後背湿地であり、屋敷は暴風・防砂林内に築造されている。邸宅（左）と倉庫（右）が離れているのは、泛水と風による大火のおそれを配慮したためという（昭和40年12月撮影）。

は大漁の年もあったが明治10年代には不漁になったといふ。沖出し距離は5～6町（600m前後）と狭かった。それは、鹿島浦のようには遠浅な海底ではないからである。この網が何時頃まで存続したかは不明である。

また、「那珂湊市史料²²」の解説に、前浜村の地曳網漁業は正徳3年（1713）に、かつおを漁獲したとあり、いわしも1網で干鰯にして2千貫（7t）も獲ったと書かれている。湊村でも地曳網漁業が明治初期に営まれていた。湊村の戸長笹島孫次郎の県（郡か）への報告書（原本は、故湯浅五郎氏が笹島家の襖の下張りから発見した

もの)によると、明治15年4月に湊村に地曳網漁船2隻があり、壹張と報告してあるから、その規模は両手廻しで前記の前浜村のと同程度であったろう。

ともあれ、三浜地方には江戸時代に地曳網漁業が導入されたことは確かだが、明治期に至っても発展することはなかった。それは、海浜の地形的条件の不適に加えて、旋網類漁業の先進地であったからである。なお、三浜地方の地曳網漁業の終焉は不明であるが、各種の資料から恐らく明治中期であろうと思われる。

県北地方では、大津村に地曳網漁労体が2経営体残ったが、これも明治末までに廃業したらしい。

3.2 沖合漁業

3.2.1 改良揚縄網漁業

まず、いわし類の分類を整理しておきたい。いわし類には、まいわし、かたくちいわし、うるめいわし等日本近海には数種あるが、茨城県の対象魚はまいわしとかたくちいわしがほとんどである。まいわしは体長によって、しらす（全長3.5cm以下）、かえり・ひらご（全長3.5～体長6cm）、小羽いわし（体長6～12cm）、中羽いわし（体長12～18cm）、大羽いわし（体長18cm以上）と呼ばれ、小羽いわしは当歳魚、中羽いわしは1～2歳魚、大羽いわしは3歳以上である。かたくちいわし（せぐろいわし）は中羽いわし相当の体長が普通である。この稚魚もしらすと呼ばれる。かたくちいわしは、「海の牧草」といわれるよう、他の大・中型魚類の餌料にされていくので、このことから古来よりかつお・本釣漁業の活餌に利用してきた。また、かたくちいわしはごく沿岸にまで来遊することから、小型の揚縄船の重要な対象魚である。なお、資源の変動幅はまいわしに比較して小さい。

3.2.1.1 改良揚縄網の導入

明治30年頃までの磯浜村以北では八坂網をいわし漁業に使っていたが、この網には底網がついていないので、漁夫は網からの逃散を防ぐため、竹竿で海面を叩いたり、水中に飛び込む等の様々な操作をした。また、網裾を絞るには多数の矢網を使って人力でしぼったから多数の人手を要した。それは、地曳網は底網がなくても、海底を底網として代用できるが、八坂網漁業は沖合操業なので、それが不可能だからである。

たまたま、茨城県では八坂網漁業の最盛期頃の明治14年（1881）に関沢明清によって米国で開発された巾着網が始めて我が国に紹介された。米国式巾着網漁法は、漁網の下部に多数の輪環を取りつけておき、それに締結綱を通し、その綱を分銅下垂の力で恰も巾着のように漁網の裾を絞る方式であった。その1か統の装備は漁船3艘（網船2艘、手船1艘）で、漁夫は25人というから、八坂網の半分程度の人数で足りた。なお、その他に巾着漁

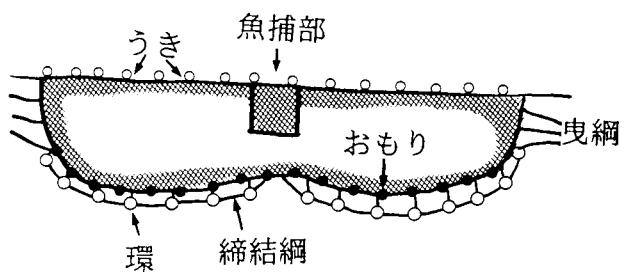


図8a 巾着漁法の漁網構造図（いわし旋網）。2艘旋用であり、網規模は長さ300m位、網丈30～40m位である。

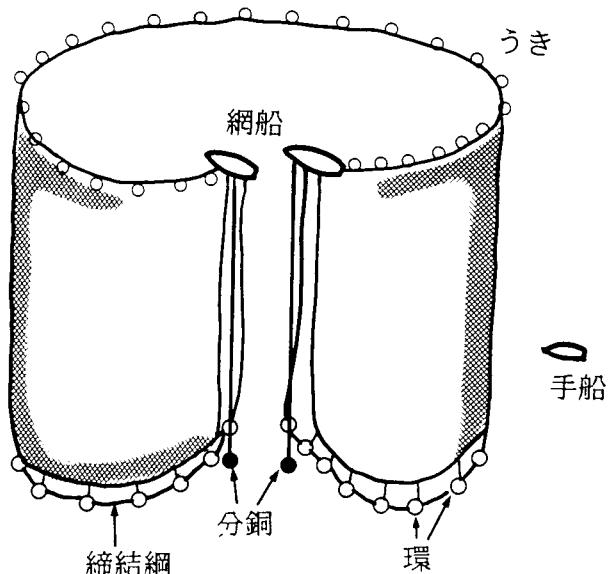


図8b 巾着漁法の操業図。分銅を下げて、その下垂力で締結綱をしめて網裾を絞る。

法の利点としては①夜間操業もできる、②操業海域が広い、③包囲した魚群の逃出す比率が少ない、④さけ、さば、ぶり、あじ、いわし、かつお、まぐろ漁と利用範囲が広いことなどがあげられる²³。

ただし、巾着網漁業は網をしほるとき分銅を下げてその下垂力を利用することから、網の操作が煩わしい欠点があった。これについて、那珂湊町の漁業開拓者の大川健介は、明治25年頃、水産局からこの雛形を借りて実験しているが操作不明で失敗に終っている。

ところで、関沢明清によって始めて我が国に紹介された米国式巾着網漁業の実用化には様々な苦難があった。明治20年代に至って、北海道や宮古方面の篤志家達の試行錯誤あるいは網具の改良によって、同地方に普及するようになった。「大日本水産会報²⁴」には、「数年前より改良揚縄網、巾着網、線（綿）糸網、鱈漁等の試験に着手せるものがありが何れも好成績を得たり………」とあることから、茨城県でも明治25年頃から巾着網漁法の試

験研究をしている。しかし、これは普及はしなかった。それは、より簡便な改良揚縄網漁法が同年代（明治25～26年）に茨城県に導入されたからであろう。

改良揚縄網は、九十九里浜の海上郡椎名内村の漁師千本松喜助、石橋太郎兵衛等によって、明治21年頃にいわし漁用に考案されたもので、網規模は長さ106間（191m）、幅21-22間（38m）で麻網であった。装備は漁船2艘、漁夫26人という。この網は米国式の巾着網の原理をとり入れたもので、巾着式揚縄網、揚縄巾着網とも呼称された。当時は茨城県等では改良揚縄網と呼んでいたが、現在は単に揚縄網といい、「あぐり網」とかな表示するよう制度化されている。

千本松喜助等が改良揚縄網を発案した動機は、江戸湾内で操業していた6人網（米国式巾着網）にヒントを得たことだといわれている。

次に巾着網と改良揚縄網の差異であるが、これについて「明治漁業開拓史¹³」は概ね表7のように紹介している。

このような高能率で簡便な改良揚縄網漁業は地元九十九里浜を始めとして、またたく間に全国に普及するのであるが、まず九十九里浜における地曳網漁業の反響を見よう。

明治20年代は九十九里浜でもいわしの接岸量の減少期であったところに、改良揚縄網の出現によって沖獲り漁業が重なってはたまらないという理由で、九十九里浜の地曳網漁業者の猛反対が起り、明治26年まで数年間にわたる県を巻き込んだ激しい紛争が展開された。しかし、時代の進展には勝てず、明治29年には房総の改良揚縄網統数740に対し、地曳網は219張になった¹³。

茨城県への改良揚縄網漁業の導入は那珂湊の大川健介によってなされた。下記は大川健介の談話である。これは、かなり長文なので途中を省略して抄記する。

改良揚縄網ヲ拡メルコト

「八坂網ハドウモ、大鰐ヲ取ルコトニハ適シマセン、ソレハ大鰐ハ中々敏イ奴デアルニ、此網ハ空口ノ上ニ、荒手ヤ、手綱ナド、云フガ、250尋モ付イテアルノデス

カラ、之ヲ不残引取ッテ了フ内ニハ、網ノ中ノ鰐ハ皆外ニ突キ返シテシマヒマス。ソレデ漁夫共ハ、数本ノ竹ヲ以テ、一生懸命水ヲ乱打シ、或ハ石ヲ投ゲ、又ハ数名ノ漁夫ガ水中ニ飛込ダリシテ、其逃げ道ヲ遮ラウト色々工夫致シマシタガ（こういう）コトデハ効力ハアリマセン、（中略）ソレデスカラ眼前其大群ヲ見ナガラ空シク帰船スル外ハナク、実ニ宝ノ山ニ昇リ、宝ヲ取ラズニ帰ルヨウナモノデ、之ヨリ遺憾ナコトハアリマセン。

何カ良キ工夫モガナト思案シテ居シマス内、平磯町、磯前勘三郎氏ガ、水産局ヨリ巾着網ノ雛形ヲ持ッテ参リマシテ、此網ハ至極大鰐ヲ取ルニハ適當デアルト云ウコトデシタカラ、私モ大ニ喜ビ、此雛形ニヨリ浮縄デ200間余ノ網ヲ拵ヘテ使用イタサセマシタ、処ガ網ダケハ先ズヨク出来マシタガ、其第一ノ使用法が能ク分リマセンノデ、其從前ノ八坂網ノヤウニ使ヒマシタカラ丸デ反対ノ方向カラ、網ヲ拵ゲテ居タノデ、何モウマクアリマセン、漁夫共モ益々コノ網ヲ厭フヨウニナリマシタ。（中略）鰐モ這入ルヤウニナルダラウト考ヘ、毎日酒代トシテ金十円宛ヲ与ヘテ漁夫ヲ励マシマシタガ、（中略）到頭失敗ニ終リマシタ。此損害凡500百以上ニ及ビマシタ。

スルト明治26年（1893）千葉県海上郡浦賀村ノ人、千本松喜助氏ガ、揚縄網ヲ発明シ、此網コソ大鰐ヲ取ルニハ最モ適切デアルト言フコトヲ伝聞イタリシマシタノデ、早速同氏ノ元ヘ手紙ヲ寄セ、其網ノ構造法並ニ使用法ニ熟練セルモノヲ数名雇ッテ貰ヒタイト云フコトヲ依頼イタシマシタ、スルト千本松氏ハ大層親切ノ人デ御座イマシテ、直チニ御出張下サレ、網ヲ縫ヒ、水夫數名御連レ下スッテ、此網ヲ積ミ數日間ハ御自身船ニ乗込デ、能ク使用法御教示下サレマシタノデ相応ニ鰐モ取レマシタガ、漁夫共ハドウモ昔カラ使用ニ馴レタ網計リ使ヒタガッテ仕方ガアリマセン、（中略）コノ秋カラハ、八坂網ヲ全廢シテ了ヒマシタ、（中略）ソレデ他ノ船主モ、大ニ冷笑シ逆モ錢ノ無イ者ニハ、那麼仕事ハ出来ナイ、ソレデモ船主ハヨイカモ知ラナイガ、第一漁夫共ガ困ッテ了ウダラウナド、教唆的ニ云フモアレバ、何ンデモ改良物ガ好キダカラ、之モ巾着網ト同様ニ失敗物ダナドト、種々雜多ノ非難ヲ致シマシタ、（中略）今度ハ冷笑

表7 巾着網と改良揚縄網の差異

項目	巾着網	改良揚縄網
網の構造	図8 参照	図8 参照
網のまき方	潮流に向かってまく	潮流を背にしてまく
網の括り方	分銅の下垂力を利用する	分銅を使わない
網規模	網長220ひろ（330m） (価格2千円)	網長100ひろ（150m） (価格3百～1千2百円)
使用可能な水深	40尋（60m）	13～14尋（20～21m）

非難ノ中ニ態ト2張ノ網ヲ縫ヒ、千葉県へ回船サセマシテ、(中略)

明ケテ明治30年ノ春ニハ、大鰯ノ大漁ガ來マシタガ、例ノ八坂網計リデシタカラ、矢張リ大噪ギシタ計リデ取ルコトハデキマセン、(中略)笑ッタ奴輩ヲ降参サセルモ此時デアルト励マシタノデ漁夫共モ大ニ勇ミ立チマシタ、私共ノ船ハ最ウ毎日ギッシリト、4艘ノ船ニ積切りデ參シマシタガ、之ニ引替ヘ、他船ハ今云フタ通り、大噪ギシテ、折角巻キ込ンデモ、大鰯ハ不残突キ返シテ了ヒマスカラヨウヨウ残リノ背黒鰯ヲ僅カニ取ッテ來ル外アリマセン、(中略)始メテ自分等ノ笑ッタリ、悪口シタコトヲ悔ヒ、改メテ、弟子入りト云フ様ニナリマシタ、(中略)又私ノ船ハ前々ヨリ使用シテ熟練シテ居タ結果、同網ヲ用ヒテモ其ノ取高ハ何時モ他船ノ2倍以上デ御座ヒマシタ、ソレデ(中略)之レ皆大川君ノ賜デアル何ウカ、コノ大功績ニ酬ヒタイトイフコトニナリ、銀製ノ大盃ヲ贈ラレマシタ」²⁵

大川健介は、那珂湊における漁業の開拓者で、この外にも幾多の漁業への貢献があった。大川健介は鉾田村生れで、明治13年に湊村の大川藤重の養子となり、同15年(1882)から漁業を経営した。彼の顕彰碑は那珂湊公園に建立されている。彼の主な功績をあげると次のとおりである。

①八坂網漁法の改良を行った。当時の八坂網は20節目(33cmに20の結び目がある)以上であったため小鰯(かたくちいわし)の捕獲は不可能であった。そこで彼はより細かい網(25節網)を買入れて小鰯(かたくちいわし)の漁獲に成功した(明治19年)。以後、普及してかたくちいわしは「田作」という名産品となった。

②漁業組合の創立に貢献し、初代湊町組合長に就任した(明治24年)。

③漁獲奨励のために組合に表彰制度の創設をした(明治25年)。この趣旨には、下記のほまち(盜魚)防止が含まれている。

④ほまち(盜魚)、なまきり船などの旧来の因習を打破した。なまきり船とは正月2日の出初のとき先頭となる船をいう。なまきり船は必ずその年に不幸が来るという迷信があり、湊町では非常に恐れられていたが、彼は敢えてこれを遂行した。これにより以後この迷信は打破された(明治25年)。

⑤難破船遺族の救護に尽力した(明治29年)。以後救助体制が確立した。

⑥那珂川河口の改修と牛久保港の建設に尽力した(明治30年代~40年代)。

⑦同業者を募って合資会社(合同漁業)を設立した(明治41年)。

大川健介に関連して「港(那珂湊)揚縄網沿革²⁶」には次のようにある。

「(大川健介が)千葉県の人千本松喜助氏、(改良)揚縄網ヲ発明セリト聞キ、同氏ニ網及ビ其ノ使用法ノ教授ヲ依頼セリ、同氏ハ二人ノ熟練ナル漁夫ト共ニ来リ、其使用法ヲ教授シ3~4回使用セシニ成績ヨロシカリキ。ソノ後当地ノ漁夫ノミニテ行シニ其ノ使用法不熟ノ為、船方ノ不平、轟々ノ内ニ、巾着網ト同様ナル失敗ヲ繰返セリ。如何ニモシテ揚縄網ヲ成功セシメント欲シ、銚子マデ廻航、其ノ使用法ノ不完全ナル処ヲ、補ヒテ帰レリ、其ノ年ノ秋、神戸ノ水産博覧会ヘ、其ノ雛形ヲ作造シテ出品セリ、同会閉会後、當時漁業家ノ有力者、大川健介氏、率先、再使用ノ任ニ当リ、行イシニ、運ヨク非常ナル漁獲ヲ占メタリ、之ヨリニワカニ、揚縄網ガ興シ来リ残部ノ八朔(坂)網ハ全部揚縄網ニ変更スルニイタル、其ノ後時々改良ヲ加工タリシカバ、現今揚縄網ハ当港ノモノ最モ發達スト。」

さらに、使用当時の模様が次のように書かれている。

「其レガ使用ニ不熟練ノ為ニ々不漁ナルコトアリシカバ八朔(坂)網ニノミ慣レタル漁夫等ハ再ビ八朔網ヲ用ユルコトヲ切望シ揚縄網ヲ用ユルコトヲ忘レタリキ、然レドモ、智恵アル船方等ハ揚縄網ハ凡テノモノニ良好ナルヲ信ジテ動力ズ、竟ニ港ニテノ漁撈會議ヲ開キ、八朔網ヲ絶対ニ用イザルコト及ビ、今後、編網セザル様決議シ漁夫等ヘモ一々嚴達セシカバ、漁夫等ハ不平ノ裡ニ、同網業ニ從事スル様ナレリ、ナレド最初ノウチハ思ハザル不漁ノトキアリシキト。(組合長 黒沢氏談)」

改良揚縄網漁法は、大川健介が明治26年に導入して以後、漁夫の不馴れもあったろうが、それ以上にまいわし資源の欠乏の方が業績不振の原因としては大きかった。それが上向きに転じた明治30年には、大川家のこの網は大羽いわしの大漁に成功した。それに刺戟されて、翌31年には湊町で10張、平磯町で5張の改良揚縄網への劇的転換がなされ、32年になると湊町では八坂網18張に対し、改良揚縄網は15張になった。磯浜町では、明治28年八坂網船84隻、改良揚縄網船4隻だったものが、同30年八坂網船48隻、改良揚縄網船6隻となった。鹿島浦方面の改良揚縄網の導入は湊町より1年位早く、「波崎町史料」²⁷には、「改良揚縄網漁業は、明治25年に鹿島浦南部の高松村、軽野村、東下村に伝播したが、前2ヶ村には定着せず東下村のみ一切地曳網漁業を更めて本漁業に従事し……」とある。また、「茨城県史・市町村編II²⁸」には、東下村の稻村喜太郎が、明治27年に八田網漁業から改良揚縄網漁業に転換したことが書かれている。これ

らの系譜は九十九里浜系で、直接そこから導入したのであろう。また、久慈浜以北の県北地方でも改良揚縄網漁法への転換が進み、明治40年頃は旋網漁業の総てが改良揚縄網になっている。しかし、その間に地曳網漁業との激しいトラブルがあったことから、その対策として、茨城県沿海漁業組合は明治29年頃、地曳網漁場は距岸18町（約2km）以内とし（規約11条）、八田網・八坂網・沖捕鰯漁（改良揚縄網）はそれ以外の海域で操業すること（規約12条）として調整をはかっている。

明治末期～大正初年の改良揚縄網漁業の1か統の装備は、網船2艘（真綱船、逆綱船各1艘）で、その船型は各船とも肩幅8尺8寸（2.7m）、長さ31尺5寸（9.5m）、9丁櫓、9トン位で、乗組員は各船20人が普通であった。真綱船には大将（船主が普通）が乗組んだ。手船は2艘でその船型は各船とも肩幅6尺5寸（2m）、長さ20尺（6m）、7丁櫓、5トン位で、乗組員は各船とも8人位（ただし5人という資料もある）、うち鰯見が各船1人ずつ乗組んだ。このように、装備は当初に比して大規模化したのであるが、さらに、大正初期の動力化時代になると、この外に曳船（動力船、6～7丁櫓、7～8人乗り）1艘が加わって1か統の総勢は5隻、60人位になった。

網や綱の材料の進歩をみると、網材料は明治30年頃から綿糸が普及し、明治末期の茨城県の揚縄網のほとんどは従前の麻綱が綿綱に代わり、市販の製品を使うようになった。これを購入して素綱をつくり、さらに柏やかつらの樹皮を煮詰めた汁を以て染綱した。綱は鹿沼麻を材料に自製または市販品を購入していたが、大正期にはマニラ麻製の市販品に変わった。

3.2.1.2 いわし漁の漁期と漁場

いわし漁の漁期は通常の場合は次のとおりであった。

春職：旧正月～旧5月5日

夏職：旧5月15日～旧9月10日（ただし魚影なく、殆ど休漁）

秋職：旧9月15日～旧12月末日

（盛漁期は旧11月～翌年旧4月）

文献によると大洗町のように夏職を欠き、春職と秋職の二職制のみとするものもある。夏職を欠く理由は、こ

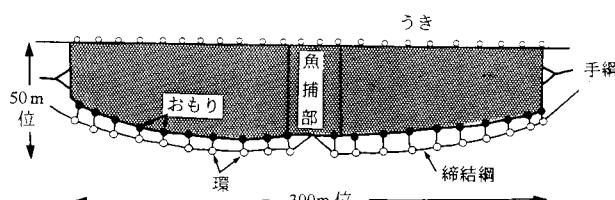


図9 大正初期における改良揚縄網の構造図
(当初よりは網規模は1.5倍位に大型化している)

の時期茨城県沿岸にはいわしは集積しないからである。いわしは元来温海性の魚類で最適水温が12℃～16℃であるのに対し、茨城県沖のいわし漁場の水温は夏季に20℃以上に昇温するためである。したがって、いわし主漁期は北上する魚群を捕獲する春職と、南下する魚群をねらう秋職が主になる。

なお、旧6月から旧8月は農繁期でもあり、また、かつお一本釣漁業の最盛期なので、漁夫の兼業上の理由もあったと思われる。大洗町では、春・秋の二職制で、春職は1月～6月中旬、秋職は6月下旬～12月に職分けしているが、5月から8月の夏季は前記の理由で、休漁期であった。

改良揚縄網の操業は、いわしの豊漁時には夜間にわたり1日に10回も繰返したという。網しめの操作は巾着網と同様だが、巾着網が分銅を使うのに対して、改良揚縄網は分銅を用いないよう簡素化している。なお、当時はすべて2艘まきで、1艘まきが茨城県に始めて出現したのは、昭和42年である。

改良揚縄網の漁場は三浜地方の場合、距岸距離は10町（1km）～3里（12km）、南は銚子沖から北は四ツ倉

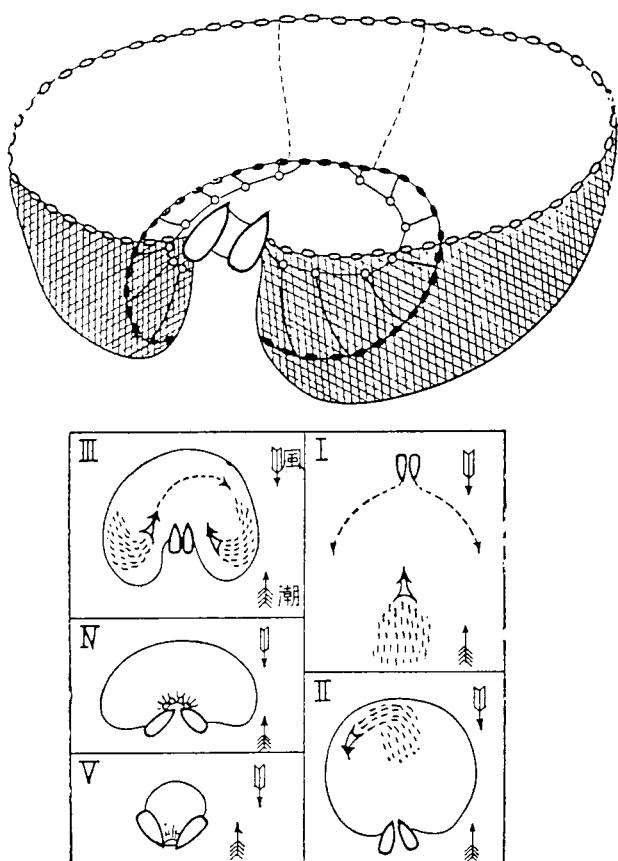


図10 改良揚縄網（2艘まき）操業模式図。潮流方向を背にして網をまく。手船の働きは省いてある。上図は下図のVの状態でこれより魚揚げ作業に移る（神田²⁵ より）

沖まで、水深は30尋（約45m）が限度で、最適水深は15尋～18尋（約30～35m）であった。最適の気象状況は、春は東南風、冬は西風。ただし、晴雨にはかかわらない。

3.2.1.3 漁夫の雇用と漁夫報酬（県北・三浜地方の場合）

漁夫の雇用方法は、「身の代金」2円位を以て労働契約を結び、さらに「前貸金」の貸借で契約が確定する慣行があった。ただし、以前の船主からの借金を完済しないときは、次の契約は成立しない船主同士の取り決めがあった。

これらの雇用方法は江戸時代からの慣行であり、かつお・まぐろ漁業等でも同様であった。なお、この雇用切換は各職毎に行われたが、それは契約の更新であり、実質的には、漁夫は終身雇用が原則で、一生を特定の船主の漁撈に従事する慣行であった。したがって、漁夫は小学5年の児童期から20歳となって成人するまでの見習期間を、船主宅に同居して過ごし、雑役のかたわら乗船して技術を修得して、一人前の舟方に成長し、以後は老年期まで特定の船主に隸属して就労するのが建前であった。ところで明治期は改良揚縄網の漁夫が不足し、各浜では房州方面から出稼漁夫を招致して補充した。その傾向は県北地方に強く見られた。

漁夫報酬は、経費を引いた残りの全額歩合制であった。揚縄網漁業は元来が多船多労の漁業のうえ、水揚金額はいわしが安価の為に上昇し難いので、結果としてかつお・まぐろ漁業より漁夫の1人当たりの配当金は低額であった。それが漁夫の高齢化と不足の主たる原因となった。つまり、若手船員は、より収入の多いかつお・まぐろ漁の漁夫に流失したからである。いわしが安価の理由は、鮮魚・加工品の消費が伸びないうえ、明治中期以降は、化学肥料におされて干鰯・メ粕の需要が減退したからである。

明治期における、県央・県北地方のいわし類の水産加工と流通について付記しておく。鹿島浦よりも交通機関が発達していたこの地方では、いわしは主として食用に供された。しかし、いわしは輸送上鮮度保持が困難である食品であったから、鮮魚の輸送や加工品の製法にはいろいろの工夫があった。鮮魚として出荷する場合は大鰯（まいわしの3歳魚）が用いられ、近距離は箱詰、遠距離は樽詰にし、塩を振りかけて腐敗を防いだ。加工品は、ひらき（原魚は大鰯）、ほうざしと煮干し（原魚は中・小まいわしとかたくちいわし）、田作（原魚はかたくちいわし）であり、食品加工施設の能力以上に大漁であった場合に限り、メ粕や干鰯が製造されたが、県央・県北地方のメ粕・干鰯生産は乏しかった。鮮魚・加工品の販路は京浜地方、関東地方全域に及んでいた。

3.2.1.4 明治期のいわし類漁獲高

表8には、茨城県における明治34年以降のいわし類（しらすを除く）の漁獲量の推移を示した。漁法は地曳網漁業と流網、改良揚縄網漁業等の合計である。

3.2.2 さんま流網漁業

明治期のさんま漁業は明治30年代までは極めて不振であったが、明治40年代以後は流網漁業の普及によって、毎年約1,000トン以上の漁獲量を維持するまでになった。

茨城県における明治期のさんま漁法は、20年代までは八坂網が主流で、以後は改良揚縄網が使われていたが、38年以後は流網漁法に転換して夜間操業になった。

千葉県では、千葉県水産試験場が明治38年にさんま流網を発明し、従前の八坂網に代わって、より高率の流網漁法となり、房州のまぐろ釣り漁船が餌料用のさんまを求めて、流網漁法を以て久慈沖に進出していた。その漁法に刺戟され、同町の小沢久米八が明治38年にいわし流網を改良してさんま流網漁業を創始した。翌39年平磯町の磯崎与茂七がさんま流網漁業を始めた。以後、この漁法は平磯、磯崎、湊町で改良、普及している。磯崎与茂七は、はじめさんま漁獲に、旧来の八坂網を使っていたが、明治32年からは改良揚縄網に切り換えた。ところが改良揚縄網は漁船4隻が必要であり、漁夫は60人以上を必要とし、しかも夜間操業は不可能だったので、より効率的な小規模操業（漁船1隻、漁夫16～17人）で、しかも夜間でも操業可能な流網漁業に明治39年9月から再度転換した。そして彼自身が操業するかたわら平磯漁民の技術指導に尽力した。彼の発想の動機は、明治37～38年頃秋職のいわし揚縄網操業中、1寸目のところにさんまが多量に刺さっていたことと、伊豆方面では夜間流網を用いてさんまを漁獲することを聞いたことに刺戟されたといわれているが、千葉県の影響もあったかと思われる。漁夫は流網漁法を以前からのまぐろ流網漁業で熟練していたから、平磯町に急速に普及し、同町の漁獲額は明治40年13千円、大正元年64千円、同3年133千円（同町全漁獲額の28%）、同5年66千円（同23%）と急成長した。

しかし、さんまが常磐海区へ回遊する時期が、秋の10月から12月上旬で極めて短期間のため、茨城県全体としては基幹業種とはなり得ず、他の漁業の裏作としての操業であった。

明治期における茨城県のさんま漁獲量を表9に示した。茨城県における明治30年代までのさんま漁獲額の海面総漁獲額に占める比率は低く、明治24年はわずかに2%位、同37～39年の平均は1.7%であった。明治25～36年までは資料がない³。それでも、全国順位は第5位であったという。それは、八坂網や改良揚縄網による沿岸漁業が中心だったからである。

表8 茨城県におけるまいわし・かたくちいわし漁獲高の推移（明治34年～大正2年）

年 次	まいわし		かたくちいわし		合 計	
	漁獲高 (t)	漁獲額(千円)	漁獲高 (t)	漁獲額(千円)	漁獲高 (t)	漁獲額(千円)
明治34年	4,643	150				
35	3,251	107				
36	3,660	123				
37	3,352	99	172	4	3,524	103
38	832	42	300	23	1,132	65
39	1,308	69	577	26	1,885	95
40	3,502	241	4,755	319	8,257	560
41	1,841	107	3,041	130	4,882	237
42	1,113	73	622	27	1,735	100
43	1,398	70	1,477	127	2,875	197
44	678	31	1,620	63	2,298	94
大正元	1,507	82	2,902	111	4,409	193
2	3,003	90	6,438	198	9,441	288

(出所：「茨城県史料・近代統計編」)

注1：千貫未満切捨によりトン換算。千円未満切捨。

注2：まいわしは明治33年まで、かたくちいわしは36年まで資料を欠く。

表9 茨城県におけるさんま漁獲高の推移（明治37～大正3年）

年	さんま		漁 法
	数量(千貫)	価格(千円)	
明治37	74	21	揚練網漁業
38	9	3	同
39	46	20	流網漁業普及
40	253	144	同
41	690	184	同
42	1788	390	同
43	736	248	同
44	373	113	同
大正1	2536	423	流網漁業全盛
2	3422	663	同
3	2307	426	同
4	1789	500	同

明治40年代に流網漁法に転換してからは沖合漁業となり、その比率は明治40年8%, 41年10.3%, 42年19.7%, 43年18.8%, 44年9.8%, 大正元年28.2%と上昇した。

そして、漁業地区は明治30年代までは、八坂網や改良揚練網漁業の先進地の三浜地方を中心であったが、40年代以後は県北地方の久慈町、大津町、平潟町、川尻村等

に拡大した。また、40年代の漁場は茨城県沖合距岸15～16浬（約30km）辺までになった。さんまの消費市場は鉄道の発達により、40年代は名古屋、阪神地方にまで遠隔化した。

3.2.3 底曳網漁業

明治期の茨城県の底曳網漁業は、明治10年代まではギス網漁業であったが、20年代以降は打瀬網漁業に主力が移った。

3.2.3.1 ギス網漁業

ギス網は、江戸時代の手練網が進化したもので、文献によるとギス網と手練網を区別しないものもある。網分類では地曳網とともに曳網類に分類されている⁹。しかし、漁法上は下記の点が相違している。

①地曳網漁業は、陸地を拠点として網を陸揚げするのに對し、手練網漁業は網を船に引き寄せるこ

②したがって、ギス網漁業は原理的には地曳網漁業と同じだが、漁船に引き寄せる点で地曳網漁業よりも進化していること。

③地曳網漁業は、汀線付近の距岸距離が僅か3km以内に來遊する魚群を待っての操業に対し、ギス網漁業は距岸20km辺りまで出漁して、魚群を探索する積極的・能動的な漁法であるので、漁獲の安定度が高いこと。

④地曳網漁業は浮魚を対象とするのに對し、ギス網漁業は後記のような底生魚を対象とすること。

ギス網漁業の漁場条件としては、網裾を海底まで沈める関係で、低平な海底地形と底質が砂泥質であることと、魚群集積の高密度な魚礁があることが要求される。つまり、この2つの条件を合わせ持つ浅海が理想的漁場ということになる。茨城県では、県北地方の沿岸にその典型が見られる。例えば、明治初期に、平潟では漁船総数約60隻のうち約30隻のギス船があり、茨城・福島沖に出漁したという。

明治期のギス網の構造を図11に示した。操業海域は水深90mが限度で、沖出距離は、沖ギス漁業が25km、灘ギス漁業が13kmであった。漁船は櫓漕ぎ船1艘で、家族2~3人で足りた。要するに、ごく零細な漁家漁業であった。

漁期は周年ではなく晚秋から翌年早春で、冬季が盛漁期であり、ギス船は夏季にはかつお漁に転用された。

漁場は茨城県沖が主体で時には福島沖に及ぶこともあった。また、明治29年頃の茨城県沿海漁業組合規約第13条にみられるように、水深は30尋以深と規定された時もあった。

漁獲物は、きす、ほうぼう（かながしら）、かれいが主で、あんこう、さめ、ひらめ等も含まれていた。ギス網の語源は、きす採取に発していたと思われる。このように、この漁業は対象物に高級魚を含んでいたため、安定的収益をもたらし、それが明治20年代までこの漁業が県内に繁栄した所以であった。

ギス網の操業過程は、まず、網を海底に届くまで沈め、引網を伸ばした後に、いかりを下ろして船を固定させ、引網を引いて網を船に引き寄せ魚を袋網に入れながら船上に持ち上げて漁獲するというものであった。

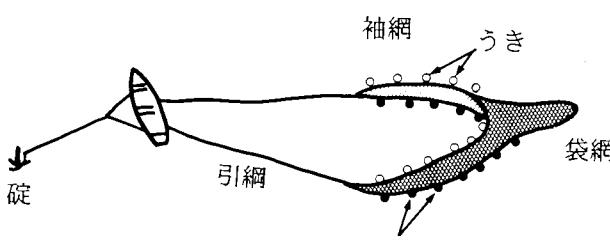


図11 ギス網漁業の操業模式図

3.2.3.2 打瀬網漁業

明治20年頃から底曳網漁業は打瀬網漁業に主流が変わった。そのいきさつが「日本漁業と水産茨城の沿革³⁰」に大要次のように記載されている。

「明治末頃（筆者注：明治20年頃が正しいと思われる）宮城県桃浦所属の打瀬船が平潟に大舉入漁して長期間操業を続けたが、漁獲も好調に進んだ帰途、漁船や装備を地元に売却して帰って行った。これを買い取ったことによって、地元船による打瀬網漁業が始めて開始された。それまでは平潟港に入港する漁船のほとんどが回船で占められていた。（中略）その後（2~3年後）において、今度は愛知県蒲郡から打瀬の漁船団が平潟港に多数入港してきた。これも引き上げ時には、漁船と装備を売却して帰るものが多数あったから、これらを含めて平潟の打瀬網漁船は急増した。」

また、明治32年に波野村の大川清之助、上川熊太郎、大川虎松、大川久之允が愛知、大阪の打瀬網漁法を修得して従前の手縄網（ギス網と思う）を打瀬網に切り換えている。

このような三つの事例から、茨城県の打瀬網漁業の系譜は宮城県系と愛知県系及び大阪府系であり、その伝来ないし導入年代は明治20~30年代であったことが分かる。

ここで、ギス網と打瀬網の漁法上の差異を整理しておく。類似点としては経営規模は零細な漁家経営、1隻当たり所要人数2人~数人の沿岸漁業である点である。相違点としては表10に示した。

ところで、表10のような高能率漁法の打瀬網漁業は、発生と同時に他の業種から批難攻撃の的とされた。「幼魚濫獲と打瀬網漁業³¹」によると、明治15年から30年までに打瀬網漁業に対し禁止または制限を加えた県は、静岡、愛知、三重、和歌山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、大分の12県あった。そのうち、福岡、高知、三重の3県は原則として全面禁止であり、他の9県は漁場規制、漁具・漁網（網目）規制、夜間操業禁止など県によって様々な方法がとられた。ただし、茨城県の規制はなかった。打瀬網漁業に対する反対理由は

表10 ギス網と打瀬網の漁法上の差異

漁業種	漁船の動力源	漁 網 の 操 作	網の曳方	漁獲能率
ギス網漁業	風力（帆走） 人力（櫓漕ぎ）	ある程度を曳き廻したら、船を碇泊して、網をひきあげる。	縦曳き	低い
打瀬網漁業	風力（帆走）	風力（帆）、潮力を利用して移動しながら、魚群を網にとり入れる。 あとは、上と同じ。	横曳き	高い (2倍)

①稚魚を乱獲するばかりでなく、卵を産みつける海藻を痛める。②魚類が散乱する。③海底をいため、魚類の餌料（プランクトン）を減らす。④他の業種の操業を妨害するというものであった。

ちなみに、先に書いたように、明治前期、中期に平潟漁港に他県の打瀬網の廻船が入港していたこと、愛知県の打瀬網漁民が平潟漁港で漁船や漁網を売却して帰ったことは、彼らの郷里では打瀬網漁業に対する規制が厳しかったからであろうと推測される。このように、茨城県漁業に定着した打瀬網漁業は、大正期の漁船動力化によって、機械打瀬網漁法となり急成長を遂げたのであった。なお、打瀬網の発生地は泉州岸和田地方、その年代は宝永年間といわれ、江戸時代末期までに全国的に普及した。茨城県に導入されたのは明治20年代であったと思われる。

打瀬網の操業図を図12に示した。船は帆を張って横向きに走航し、したがって船の進行方向は風向と一致する。張出しを設けているのは、網口を広げるためである。現在、茨城県に残存しているのは霞ヶ浦の観光用の「帆曳網」だけである。

3.2.4 かつお一本釣漁業

3.2.4.1 かつお漁業の創業

かつおは、江戸時代には沿岸に来遊する魚群をねらってどこの浦浜でも一本釣漁法によって行われていた。たとえば、寛永期（1704～10年）に水戸領全域にかつお漁船が320隻あったという³²。その外、旋網類や八田網漁業でも沖合性漁業として、地曳網漁業は沿岸（地先）漁業としていわし等と混獲した。明治期になってもその状況は変わらないが、沖出し距離が伸びて沖合漁業となり漁獲量が躍進した。ところで、網漁業（特に流網漁業）では魚体を痛め魚肉が裂けるため市場価格が安いので一本釣り漁法が主流になった。ただし、現在でも旋網漁業でかつおをとっている。

茨城県内におけるかつお一本釣漁業の中心地の推移を見ると、江戸時代は県北地方が中心地であった。その根拠をかつお節の生産について調べると、日立市域の会瀬村、河原子村、川尻村が盛んで、特に川尻村はかつお節

を江戸に出荷して名声を博したし、北茨城市の大津村では、文化14年に地元船27艘と廻船8～9艘がかつお16万本をとったという。平潟村も同様に盛んで、大津節、平潟節の名で江戸に出荷し、「諸国鰯節番附表³³」に河原子節、会瀬節、川尻節、久慈節、水木節、田尻節と共に前頭にあげられている。

ところが明治中期になると、久慈、大津の両村は中心漁業がいわし旋網類漁業に平潟村は底曳網漁業に移行し、その他の県北地域では零細な小舟漁業に留まり、沖合漁業の進展が乏しかった。また、県南地方の波崎村（東下村）もいわし旋網漁業および地曳網漁業が中心的漁業であったから、これらの地域でも行われていたが、自然にかつお一本釣漁業の中心地は三浜地方に移動することになった。たとえば、明治19年の湊村勧業調査によると、かつおの漁獲量は平磯村439千尾、前浜村29,819尾、湊村16千尾とあり、明治41年6月現在の三浜地方のかつお釣漁船数の分布は、平磯町43隻、湊町23隻、磯浜町35隻、前浜村は不明（全部休業したらしい）で、三浜地方の合計は103隻となり、同年の全県のかつお船の約半数に達した。当時の船型は9丁櫓～11丁櫓（明治41年6月24日付「いはらき新聞」）であったが、明治末期になると13丁櫓（19～20トン級で本県の和船時代の最大型）も出現した。

乗組員は一つの櫓を2人交替で漕ぐことから櫓の倍数は必要で、20人から35人位が普通となった。ただし、明治36～40年のかつおの不漁期には、休業漁船がふえた関係で1隻につき50人位の乗込みになった船もあったというが、これは多分漁夫救済のためからであろう。

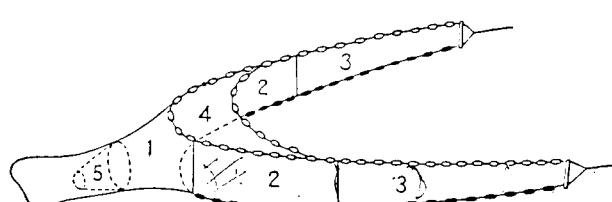


図12a 打瀬網構造模式図（1. 袋網、2. 袖網、3. 荒手網、4. 天井網、5. 返し網）³⁴

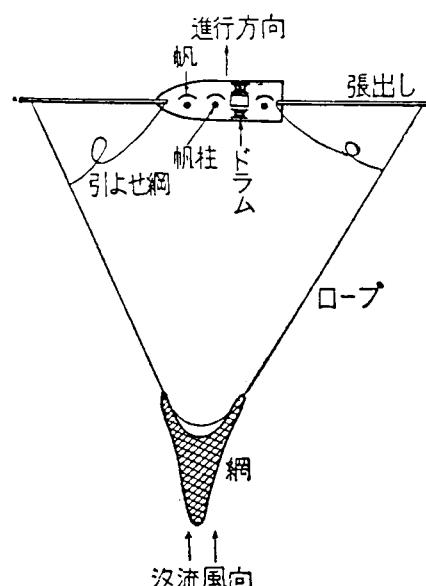


図12b 打瀬網操業図³⁵

それについて、「平磯町鮪流網漁業沿革等³⁴」を見よう。

「夏職ノ鰐漁業ハ今ヲ去ルコト二百六十余年前（筆者注：慶安～承応期頃で1650年前後）ニ開始セリ、船ハ春職（筆者注：2月下旬～6月上旬のまぐろ流網）ノ型ト異ナリ幾分大ナルヲ使用シ從テ該漁船ノ乗込人員モ十五、六人ナリ。艤ノ数モ七丁位ニシテ今ヲ去ル百余年前ヨリ木綿帆ヲ使用スルニ至レリ此ノ漁業ハ別ニ船數ノ変化ナシ明治二十五、六年頃ニハ約五、六十隻ノ漁船アリキ、此ノ時ニハ船ノ雇幅八尺位ニシテ乗組員モ二十五名平均ナリキ故ニ新シク此ノ漁業ヲ開始スルニハ約一隻ニ対シ千円ヲ要セリ、要スルニ春職（筆者注：まぐろ流網漁業）ノ如ク網具ナクシテ新設費ノ多キハ漁夫ニ対スル貸附金ノ多キ為メナリ此ノ時代一隻ノ鰐釣漁船ヲ建造スルニ要スル費用ハ約九千円ニシテ一隻ノ漁獲高ハ平均一千六、七百円アリタリ後追々此ノ漁業盛大トナリ船数ハ格別増加セザリシモ漁業ハ大イニ拡張セラレ漁船ノ肩幅九尺位トナリ艤数九丁乃至十一丁トナレリ乗込人員モ最モ多キ者ニアリテハ三十名ヲ乗船セシメキ、時ハ明治三十三年頃ニシテ漁獲最高ノモノ五千五百円位トナリ平均二千五百円アリタリ然レドモ此ノ如キ大漁ハ年々続クモノニ非ラズ一年大漁ナレバ後三、四年ハ不漁ノ続クモノナリト、明治三十七、八年頃ヨリ追々不漁トナリ明治四十年頃ニハ船數減少シテ約三十隻位トナレリ。故ニ此ノ残リタル船ニ廃業セル船ノ漁師乗込ミテ一隻ニ附五十人位ニ増加シタル事アリキ、石油發動機船ハ三職ヲ通ジテ一隻ビ船ニテ漁業ヲ営ム昨大正四年ニハ漁期ノ始メヨリ終リマデ引き続キ大漁ニシテ（筆者注：大正4年は大正年間最高、翌年以降停滞）最高漁獲高約九千円ニ達セリ而テ平均四千二、三百円ナリキ、元來鰐漁場ハ本県鹿島沖合ヨリ平潟沖合ヲ中心トシテ往々福島県塩屋崎（埼）沖合マデ操業スルコトアリ、然レトモ航海不便ナルヲ以テ遠洋ニ出漁スルハ沖合三十哩乃至四十哩位ナリ然ルニ石油發動機ノ開始セラレテヨリ千葉県沖合ヨリ宮城県沖合マデ出漁スルニ至レリ漁場ハ七、八十哩（哩）ノ沖合

マデ拡大セラレタリ、此ノ漁業ヲ過去二百五十余年ニ開始セラレタルモノナレトモ此ノ漁業ニ於テ遭難セシモノ稀レナリ。夏職ハ最初ハ始終鰐釣り漁ニシテ外ノ漁業ヲナス事ハ稀ナリ又此ノ漁法モ昔時ヨリ進歩シタルヲ認ム事ヲ得ズ、依テ本町根本惣三郎氏、磯崎与茂七氏、二川福太郎氏ノ三名ハ鰐釣漁ノ旧来ノ方法ヨリ少シモ改良セルラ認メザルヲ慨歎シ県当局者ニ具申シテ大正四年農商務省鰐巾着網ヲシテ本県沿岸ニ之レガ試験ヲナセリ。」

これについて、多少付記する。

①平磯町のかつお一本釣漁業の創業年代については、湊村に紀州漁民がかつお釣りに来航したのが正保4年（1647）であり、同時に地元漁民にかつお釣りの技術を伝授したという（湯浅五郎談）から、平磯村が同漁法を以て夏職として創業したのはそれよりおよそ数年後ということになる。なお、紀州漁民の来航以前の当地のかつお釣り漁法は沿岸で個人的に行っていたが、紀州系の漁法は乗組員団を組成して集団的に、沖合性漁場に出漁する方式であり、これにより「夏職」として確立することとなった。②上記の「沿革」から、明治期における平磯町のかつお釣漁業は次のように経過したことが分かる。

かつお釣漁業の年代的推移は次のように概括される。

明治10年代までは低迷期で13年まではインフレによる消費減、14～19年は金融引締による不況のため魚価が暴落した。たとえば、19年は44万尾と豊漁であったが、魚価暴落のため経営状態は悪化した。

明治20年代～35年は発展期で水揚額は30年には8万3千円、35年には5万円を示している。

明治36～大正元年は後退期で明治40年には2万8千円、同41～42年にはかつお豊漁により復興のきざしもあったが、43年3月に漁夫の大量遭難があり、それを動機として、大正元年から、漁船動力化による遠洋化が始まったが大正元年の水揚額は4万円台に留まった。

②平磯町のかつお漁場は、この文面では南北幅が鹿島沖合より平潟沖合が中心で、時に塩屋崎沖合とあり、沖

表11 明治期における平磯町のかつお釣漁業の変遷

年代	隻 数	船 型	1隻平均漁夫数	1隻平均漁獲額
1650年代 (創始期)	不明	7丁櫓（5トン）	15～16人	不明
明治25年 (1892)	50～60隻	肩幅2.4m 9丁櫓（9トン位）	25人位	1,600～1,700円
明治33年頃 (1900頃)	60隻以上	肩幅2.7m 9～11丁櫓（16トン位）	30人位	2,500円以上
明治40年頃 (1907頃)	30隻以上	肩幅3m 13丁櫓（20トン位）	35人以上 (50人のもある)	不明

出し幅は30~40哩位（55~74km位）とあることから案外狭かったと見られる。もっとも文章中に「元来」とあることから推して明治期を通じて漁場が伸びなかつたことがうかがわれる。文面の後段に平磯町の篤志家達が巾着網（米国式）への転換をはかったとあるが、その動機は一本釣漁場の狭隘からくる、その漁業の停滞にあったのではないかと推察される。それは当時の平磯の和船の能力の貧弱性に起因があった。その証拠に動力付漁船化がほぼ達成した大正4年の平磯町のかつおの漁獲量は、一躍36万貫を越え、その金額は12万7千円になった。それは、動力化により、千葉県沖から宮城県沖合まで、距岸距離は70~80マイル（約130km~150km）と拡張したからであった。

3.2.4.2 茨城県の全国的地位

明治期は、平磯町だけでなく三浜地方を中心に県下一带にかつお漁業が盛んになり、全国有位のかつお漁業県になった。

明治期を通して全国的にかつおの漁獲量の多い県は、千葉、茨城、福島の3県であり、それらがトップ争いをしていた。表12に3県のかつおの漁獲量と全国順位を示した。漁獲量は属地統計量である。農商務省の「水産事項特別調査¹」によると明治24年の茨城県のかつお漁獲額は、269千円で、全国順位は第2位、生産額比率は19.4%であった。

表12について試算すると、これら3県の漁獲量の対全国比率は、明治24年が約55%，同34年推定40%，同40年36%と傾向としては漸減したものの、全国順位はほぼ3県が上位を独占していた。その理由は①まず房総沖から福島沖にかけて、かつおの好漁場であったこと、②鉄道が開通して京浜への輸送が便利になったこと。これについては製氷業の発達が大きく貢献した。すなわち、箱詰め、または樽詰めによって氷をもって鮮魚出荷が可能になった。③次は京浜地方の消費が伸びたことである。すなわち、商工業の発達に伴ってかつお趣向の強いいわゆる「江戸っ子」市民が増え、その需要が大きな支えとなつ

表12 明治期における千葉・茨城・福島県のかつお漁獲量
(単位:千貫)

県名	年 次		
	明治24年	34年	40年
千葉	2,230①	1,296②	1,060④
茨城	1,683②	1,181③	1,323②
福島	1,553③	486	493
全国合計	10,000	不明	8,000

注:○の数字は全国順位 (出所:農商務省統計)

て発展したのであった。特に鮮魚出荷は位置の相対的有利性から3県のうちでは千葉県がすぐれていた。これに対し、茨城県や福島県は節出荷の比重は千葉県より高かった。たとえば、明治24年の茨城県のかつおの漁獲額27万円（全国2位）に対し、節製造額は17万円（全国第3位）で、その比率はほぼ3対2であった。

3.2.4.3 漁獲量の推移

茨城県における明治期のかつお属地漁獲量推移を表13に示した。表13で、漁獲量平均は3,865.5トンである。漁獲量には2つの谷と1つの山がある。すなわち、明治36~39年と同43~大正3年が谷で、明治40~42年が山に相当する。

まず、明治36~39年の第一の谷の成因については、茨城県~福島沖へ黒潮勢力の張出が微弱で、かつおの回遊路が南方に移動したが、漁船能力の関係上それに追随不能のため不漁年になったと考えられる。

明治43~大正3年の第2の谷の成因については複雑な要因がからんでいる。①かつお資源が下降傾向であったこと、②明治43年3月のまぐろ流網漁船の遭難で、県下のかつお漁夫を大量に失ったこと、③大正元年からかつ

表13 茨城県のかつお漁獲量 (明治34~大正3年)

年	かつお	
	数量(千貫)	価格(千円)
明治34	1181	414
35	1054	425
36	814	375
37	893	355
38	981	437
39	742	355
40	1323	664
41	1600	911
42	2509	1035
43	715	365
44	776	432
大正1	592	358
2	535	336
3	723	414
4	2166	690

「茨城県史料・近代統計編」により作成

注1: 属地統計であるから他県船の水揚高を含む。

注2: 明治33年以前の漁獲量はこの史料にはない。

注3: カツオ一本釣漁業以外の漁業の漁獲量を含む。

注4: 「水産事項特別調査」によると、明治24年のかつおの本県の漁獲額は269,136円であった。

お漁船の動力化が始まったものの、大正3年頃の石油発動機は故障が多く、漁夫は沖出し距離の大幅延長を忌避したこと、この頃の距岸距離は130kmに留まっていた。④かつお漁船はスペースの関係で氷を積めないうえ、まぐろ漁業のように船上で内臓物を除去する事も頭数上不可能のため、鮮度維持（価格保持）の関係で現地水揚げが行われ、南方出漁の場合は銚子漁港に、北方出漁の場合は福島県、宮城県（大正以後）の漁港に水揚げしたから、県内の属地漁獲量は相対的に低減することになった。

その反対に、茨城県沖に黒潮分流が張り出し、しかもその海況が長期間継続する年は豊漁年となり、その典型年は明治40~42年であった。このように、大正初期までの茨城県のかつおの水揚量は数年周期で変動していた。

3.2.4.4 漁期

かつお一本釣漁業の職種はもちろん夏職であるが、明治期は陰曆も用いていたので、新旧の関係が必ずしも明確ではない。例えば、明治22年1月31日届出（同年2月9日県認可）の平磯村、前浜村漁業組合規約では次のように期日が設定されていた。

第37条 舟子雇替ノ季節ヲ左ノ三期ニ区分ス
 春職 陰曆12月28日ヨリ翌年5月10日マデ
 夏職 陰曆5月11日ヨリ9月18日マデ
 秋職 陰曆9月19日ヨリ12月27日マデ
 若シ5月9日ニ潤月アルトキハ相半シテ前後ノ両季ニ付シ12月に潤月アルトキハ 秋職ニ加フ

また、大正5年の平磯漁業組合調査では、
 春職（まぐろ流網） 旧暦正月1日より5月節句に至る
 夏職（鰐釣） 5月1日より9月19日に至る（旧暦であろう）
 秋職（秋刀魚漁） 9月20日より12月31日に至る（旧暦であろう）

さらに、昭和14年の那珂湊町長大内義比談では、那珂湊町の場合新旧暦の関係が明確に記録されている。

春職 旧正月1日より旧5月末まで
 夏職 旧6月1日より新9月20日前後まで
 秋職 新9月20日より旧年末まで

これにより、那珂湊町の明治期の夏職の時期は、旧6月上旬より新9月中旬までであったことが分かる。それは茨城県沖から福島県沖にかつお魚群が回遊する時期と一致する。船はまず銚子～波崎沖に例年6月初旬に出漁し始め、北上するかつおを追って矢田部・砂山・堀川・平井沢・鹿島・汲上・滝浜・玉田下・二の沢・一の沢・アカバッカ・夏海・湊・平磯・磯崎・沢下・村松・久慈・水木・河原子・会瀬・滑川・川尻・高戸・磯原・二

ツ島・大津・平潟の各沖合を経て塩屋崎沖まで及んでいたが、明治末期には時として金華山沖近くまで出漁する場合もあった。この期間は、いわし漁業の閑漁期なので八坂網や揚縄網漁業との漁夫雇用上の摩擦が少なく、かつ網を使わないから、これらの漁業への障害とならないことからやり易かった。

3.2.4.5 乗組員の労働

乗組員の労働関係については、改めて記するので、ここでは概要だけを付記しておく。

かつお漁船は明治後期に大型化したといつても最大でも13丁櫓（20トン位）であるから、30人程の宿泊のスペースはとれず、日帰り航海の操業が原則とはいえ、操業が夜間にわたる時は非番の者は交替制で甲板上に「青空を見て」寝るしかなかった。1航海日数は3日にわたる時もたまにはあったが帰航途上で魚群に遭遇した場合は、既に漁獲したかつおを海上に投棄して新たにかつおを釣る場合もあった。基地は母港主義であったが、現地水揚と現地仕込みも行われていた。入港すれば荷揚げと仕込みを同時にを行い、直に漁場に直行する連続作業であった。

乗組員の編成は、三浜地方では通常船頭（漁撈長）が船主より委任されて、船頭宅で「櫓間割」という集会を開き、下記のような役割が船頭から任命された。7丁櫓船の場合では、「船頭」は船主が任命し、「トモ櫓押し」（副船頭兼務）、「カジ櫓押し」（炊事兼務）、「前櫓押し」、「四丁櫓押し」、「五丁櫓押し」、「おもて」、「かえ櫓押し」、「見習い」は、船頭が任命した（那珂湊市湯浅五郎氏談）。

乗組員数は1つの櫓を2人が交替制で漕ぐから7丁櫓の場合、櫓の倍数+見習い+船頭で総員15~6人となる。

那珂湊地方（旧湊町と旧平磯町）の漁夫の労働制度が確立したのは明治中期であり、その内容は①大仲制度下の全額歩合制、②船代天引制、③船頭制度であった。これらの制度はすでに江戸時代に萌芽した労働慣行であったが、那珂湊地方でかつお釣漁業が盛んになるに伴って制度的に確立した。当地方の船主は、大正期からまぐろ・さんまの流網漁業も同一漁船でほぼ同一の乗組員をもって兼営していたから、流網漁業においてもほぼ同一の歩調をとることとなり、については揚縄網漁業にも波及して磯浜、大貫の大洗町方面にも拡大し、やがて県内の諸漁港の沖合漁業にも何らかの影響を及ぼすことになった。

a) 大仲制度の確立

この制度の起源は江戸時代であること、及び水揚金額から船主（網主）と漁夫に分け合う以前に差引くことは既にたびたび書いた通りであるが、江戸時代には「漁撈経費=諸係り」といって、漁夫の食料費が大部分を占め、その他の費目は消耗品的なものであり、金額も水揚金額の数%と極めて少額であった。したがって、「諸掛り」

の大部分は漁夫の現物給与の性格のものであった。

それが、明治期になると「大仲経費」と呼称するようになり、その費目も金額もふえて水揚金額の10%位に上昇した。しかも大仲経費の内容は漁夫に公表しないので、漁夫は疑惑を抱き、船主に対する不信感の誘因になった。「大仲経費」という用語が田淵町に移入されたのは明治30年頃といわれ、その内容は、漁夫食料費、燃料、通信費、用水費、漁餌費、各種の消耗品としての器具・器材費であった。

なお、活餌（生きいわし）は、いわし漁業兼営の経営体は自給可能だが、それを兼営しないものはいわし業者から購入した。

b) 船代天引制の確立

船代を水揚高から天引することの萌芽は江戸時代末期に見られるが、当時は漁船、漁網の装備が貧弱だったので極めて少額であり、かつほとんどは実施しなかった。それが、明治中期以後の装備大型化に伴って、増額しつつ一般化した。たとえば、平磯漁業組合細則（明治22年追加）第16条に船代等が次のように定めてある。

ア、かつお釣り

取穫高ノ10分ノ1及船代3人ヲ船主配当トシ其他ヲ舟子トス

但費用ハ双方ノ負担トス

イ、まぐろ、さんま流網漁業

取穫高ノ10分ノ1・半及其他2分シテ其ノ一ヲ船代トシテ船主へ配当シ其ノ一ヲ舟子トス

但費用ハ双方ノ負担トス

ウ、蛸釣

取穫高10分1及船代1人半ヲ船主配当トシ其他ヲ舟子トス

但費用ハ双方ノ負担トス

エ、手縄網

取穫高10分2及船代2人半ヲ船主配当トシ其他ヲ舟子トス

但費用ハ双方ノ負担トス

さて、船代の性格であるが、本来の意味は利益分配制のもとでの漁船・漁具の使用料（損料）であった。それが、明治中期以後の装備の大型化に伴う漁船や漁具の新調費に充てるための減価償却費の意味に変わった。

明治期における船代（網代ともいう）の全国的水準は、水揚高の10%程度といわれるが、那珂湊方面では高率で各種漁業を平均して20%位になると推定される。なお、鹿島浦の柳川地曳網の減価償却費（船代相当）は27%位であるという⁷。

さて、次に明治期の漁夫の実際の賃金分配の方式を見

よう。もちろん、年代や漁業経営体によっての違いはあるが、かつお一本釣漁業における一般的傾向を示すと下記のようである。

$$\text{水揚高}100\% - (\text{大仲経費}10\% + \text{船代} \langle \text{網代} \rangle 20\%)$$

$$= \text{残額}70\% \text{ (A)}$$

$$\text{残額 (A)} \times 50\% \text{ 又は } 60\% = \text{船主取分 (B)}$$

$$\text{残額 (A)} \times 50\% \text{ 又は } 40\% = \text{漁夫取分 (C)}$$

漁夫は漁夫取分（C）を各自の持代数に応じて個人毎に分け合った。持代数は、船頭（2～3代）、カジ櫓押し・トモ櫓押し1～1.5代、その他の平漁夫1代、見習い（未成人者）0.5～0.8代、外に魚見に1.5代を配当するかつお船もあった。

以上は那珂湊地方における明治期の漁夫賃金の勘定方式の一般的傾向であるが、これに対しかつお釣漁業の先進地焼津では企業福祉的な船一家主義の賃金分配方式がとられていた。

「明治漁業開拓史¹³」に焼津における乗組員の家族に対する分配が次のように書かれている。「一つは将来の労働力としての男の子に対するもので、就業年限以前の幼少年に、たとえば10歳未満に0.1代、10歳に0.2代、11～12歳に0.3代、13～14歳に0.4代、15歳に0.6代といった具合であった。男子のいない家の場合には、長女に対して同じ分配が与えられた。これによって、成長後にその船への乗組み義務が発生したのである。もう一つはすでにその職務に堪えられなくなった老人に対するものであった。これは青壯年時代の貢献に対する感謝と慰労とがこめられたものであり、………」とある。

c) 船頭制の確立

江戸時代の沖合漁業はすべて船主自ら乗込む親方（船主）船頭制であったが、明治20年代以後の那珂湊地方では、船主は経営に専念し、漁撈の実際は船頭に任せる方式に変わった。

つまり、かつお漁業において資本と労働が分化したのは明治20年代であったが、その要因は新興船主の誕生にあった。元来、那珂湊港は商港で漁港ではなかった。それが明治22年の鉄道の開通によって、従来の流通港としての機能を喪失し、従前の問屋商人は蓄積した商業資本をもって漁業経営に転身することになった。したがって、これらの新興船主は漁撈上の経験も知識もなかったことから、専門的知識を有する船頭（漁撈長）に漁撈の一切を任せることにした。これが那珂湊における船頭制成立の起因である。こうして発生した船頭制は直ちにまぐろ、さんま流網漁業にも適用され、三浜地方に波及することになった。

漁船が動力化した大正以後になると、漁場も拡大し、出漁日数も乗組員数も増えた関係で、船主は船頭の支配力を強化する必要から、雇用や賞与等を通して船頭の権限の強化をはかったので、船頭は絶対的な権力を持つようになった。

以上のように、茨城県の漁業の近代化を推進した漁業はかつお一本釣漁業であった。すなわち、漁船の大型化とその構造の改良、造船技術の進歩、それに伴う漁場の拡張、船頭中心の乗組員の編成、漁業利潤による船主の資本蓄積、かつおの輸送方法の改良、かつお節製造法の改良、漁撈や操船技術の進歩はかつお釣り漁業において推進されたのである。これは全国でも同様であった。

その基盤の上に大正期の漁船動力化がなされたのであった。つまり、漁船の動力化が多少のトラブルはあっても比較的円滑に進行できた背景には、すでに明治期において、そのために必要な近代的な漁業条件が、かつお釣を先達として準備されていたからであった。この点で、従来、明治期は停滞ないし模索の時期といわれてきたが、この評価を見直すべきものと思われる。

3.2.5 まぐろ流網漁業

3.2.5.1 まぐろ流網漁業の発達

すでに、前報³³で書いた通り、江戸時代に日立地方では、すでに天保・弘化期（1830～1847年）にぶり流網漁業を行っていたというから、おそらく流網漁法で小まぐろも混獲していたことであろう。もし、それが事実とすれば、まぐろ流網漁業の県内創始地は日立方面ということになる。

この流網漁法が幕末時（1850年代）に、平磯村（磯崎を含む）に移入され、漁網の改良を経てまぐろ流網漁業に応用され、春職として栄えた。それは、平磯本村から磯崎の沖合にかけては寒暖両水系の接合海域で、随所に潮目を形成する好漁場であるうえ、春季になると黒潮系の暖水が表層を被い、かつその厚さが薄いので、まぐろは浮上して表層を遊泳するようになるので、春まぐろ流網漁業には最適の海洋条件になるからであった。

ところが、まぐろ流網漁業が発達すると、八坂網漁業の漁場問題が起った。すなわち、安政期に湊村と磯浜村の小舌網業者との間に、流網漁業の漁期を八十八夜以後と協定したが、守られなくなったので、明治10年頃、湊・磯浜両村の八坂網業者と平磯村のまぐろ流網業者が「まぐろ流網漁業の漁期を、旧4月1日以後旧9月15日まで」と漁期を協定した。しかし、この約定は、その後、八逆網漁業の衰退、まぐろ流網漁業の盛況の結果両業者間の勢力が逆転して、明治20年代になると守られなくなった。このように、明治33年頃になると平磯町にまぐろ流網漁船は90隻以上になった。なお、「茨城県産業

要覧³⁵」によると、明治41年のまぐろ流網漁船総数は212隻で、その地域分布は平磯町（約70隻）の外に湊町、久慈町、川尻村、河原子町、大津町、平潟町があった。

漁獲物は本まぐろ、びんなが、かじきで漁獲高はたとえば明治34年には545千貫（30万円）、40年には194千貫（18万円）、44年には114千貫（14万円）（いずれも概数）である。「平磯村鮪流網漁業沿革³⁴」には次のようにある。

「(江戸時代の既記事項に続いて) ……追々此ノ漁業（まぐろ流網漁業）ノ盛ンナルニ從ヒ一年毎ニ隆々トシテ盛大ニナリタルモ明治25年ヨリ30年ノ間ニ於テ尤モ不漁トナリ最高漁獲高ニ於テ五百円位トナレリ。故ニ幾分ノ船數ノ減少ヲ來タシタルモ又復活シテ明治33年頃ニハ一時ニ勃興シテ93隻ヲ算スルニ至レリ此ノ時代ニハ在来ノ船主ノミナラズ米屋モ酒屋モ生魚商ヨリ資本ヲ求メ船主トシテ漁業ヲ営ムニ至レリ此ノ時代ニ一隻ノ漁船ヲ求ムルニ11、2百円位ヲ要セリ尤モ漁具漁船共ニ拡張セラレテ船肩幅八尺位艤数9丁若シクハ7丁位トナレリ從ヒテ網数モ増加シ乗込人員モ、15、6人ヲ算スルニ至レリ、然ルニ明治40年頃ニ至リ1隻分ノ漁獲減シ遭難船ノ數モ亦増加セシカハ漸次船數ヲ減ジテ約70隻位トナリタリ、此ノ當時ハ既ニ千葉県富浦ニ於テハ大目鮪流シト称シ船ハ本町流網と同形ナルモ乗込人員10名位ニシテ遠洋ノ大目鮪流網ヲ使用セリ本町漁船千葉県銚子沖ニ入港シ、此ノ漁業ノ有望ナルヲ認メ帰リテ本町ニ於テ、此ノ大目鮪流網ヲ12隻行フモノ出来タリ。又本町鮪小目流網船ガ銚子港ニ入港シ此ノ沖合ニテ漁業ニ從事中風ニ吹キ流サレテ遠洋ニ出タルトキ大鮪ノ漁場ヲ通過シ大鮪7、8本ヲ漁獲セル事アリ此ノ漁場ハ銚子沖約17、8哩位ナリ、此ノ大目鮪流網ハ南京麻製ニシテ1尺位ノ目ナリ大鮪ハ流網ニテ捕獲シ得ル事ヲ知リ富浦附近ニテ好漁場ノアルヲ認メ其ノ有望ナルコトヲ知リ明治41年頃ニハ本町流網漁家ニ於テハ何レモ鮪流網（大目）ヲ行フ様ニナリタリ。從テ漁業ノ拡張セラルルト同時ニ経費ノ多大ヲ來シ明治42年ニハ船數減ジテ約60隻位トナリタリ。但シ此漁船ノ數ノ減少シタルハ春夏秋ノ三職ヲ通ジテ漁業ヲ行フ漁業家ノ船ニ非スシテ主ニ春職ノミ漁業ヲ行フ漁業家ノ船ナリ。此ノ時ニ於ケル最高漁獲高ハ2千2、3百円ニシテ平均1千7百円位ナリ乗込人員ハ18、9名ナリ、要スルニ前述ノ如ク目下ノ流網ハ今ヲ去ルコト150年前（誤認だろう）ヨリ開始セラレタルモノニシテ今日（大正5年）ニ於テハ鮪延繩モ又「ギス」手繩網モナク全部流網漁業トナリタリ。（途中略）明治35年頃ニハ秋職モ極メテ少量ニシテ小鮪ハ沖合ニ沢山來遊シ居レトモ延繩ニツカズ依テ磯崎与茂七氏ハ率先シテ春職ニ使用セシ鮪流網ヲ用ヒテ漁業ヲ始メ12月中ニ出漁シ2貫位ノ鮪40余本漁獲セリ之ヨリ初メテ秋職ノ終リ頃ヨリ鮪流網ヲ

使用スル事トナリ。」

以上の記録から、平磯町のまぐろ流網漁業の発達の経過は、天保年間（1830～1843年）から始まっていた日立地方（水木浜といわれる）の沿岸操業のぶり流網漁法をまぐろ漁業に応用したものであるから、移入当初（1850年代）の網目は、ぶり用の小目網（5寸目）であるので、対象魚は小まぐろ（びんなが、めじ）であったこと。漁期は春職だけであったが、明治34年冬、平磯町の磯崎与茂七の開拓によって始めて秋職まぐろ流網漁業が開始されたこと、およびこの網もやはり小目網であったことが分かる。その後明治41年に至って大まぐろ（本まぐろ）向きの大目網（30cm目）に改良して銚子沖（距岸約30km）まで出漁したこと、さらに平磯のまぐろ流網漁船数は、漁況と資本や経費の関係から最少50隻（明治25年頃）、最多93隻（33年頃）と変動したこと。また漁網は麻網であったことも知られる。

3.2.5.2 磯崎与茂七の功績

ここで、「平磯町鮪流網漁業沿革³⁴」の中にある磯崎与茂七の功績について触れておきたい。

磯崎与茂七については、さんま漁業の項でも書いたがまぐろ流網漁業においても秋職の開拓者として地元漁民間に現在でも高く評価されている。表14に磯崎与茂七の功績を整理した。明治期の平磯村の漁業はかつお・まぐろ漁業が主流で、4～5月のまぐろ流網漁業、夏季のかつお一本釣漁業が盛んで、4～9月は栄えたがあとの約

半年は、漁夫がまぐろ延縄漁業に不慣れと天候激変による遭難を恐れたため極めて不振であったので、彼の多年の夢は中秋～早春のまぐろ漁業の振興であった。

「茨城県水産誌³⁵」には大正3年11月における磯崎与茂七の持船について、「春、鮪流網漁船2隻、いわし刺網漁船1隻、いわし揚縄網漁船4隻。夏、かつお釣漁船2隻、流網漁船1隻。秋、さんま刺網漁船3隻、いわし揚縄網漁船4隻、流網漁船2隻」とあるが、これは延数で同一漁船を兼用するので、絶対数は、かつお釣り・まぐろ流網・さんま流（刺）網兼用船3隻（敷長6間、発動機付）、揚縄網漁船4隻（敷長5間、無動力船）、いわし刺網漁船1隻（敷長3間、無動力船、餌いわし船か）であったと思われる。したがって當時雇用漁夫は200人位であっただろう。

ついでに、磯崎家の被災について付記する。持ち船の難破は、明治30年4月に春職まぐろ流網漁船が難破し水夫が13名死亡、同31年8月に夏職かつお釣漁船が難破し漁具が流失、同38年1月に秋職まぐろ流網漁船が難破し水夫6名が溺死、同40年1月に秋職まぐろ流網漁船が難破し水夫6名が溺死、同43年3月に春職まぐろ流網漁船2隻が喪失し水夫35名が溺死、外に同漁船1隻が漂流と数多い被災を受けている。また明治32年9月には、平磯町の大火の際の類焼により住宅等のほとんどの建物を焼失している。

このような不運にもかかわらず、彼は公的には漁業界・町政上のほとんどの要職を歴任する一方、漁業の開拓に尽力した。

表14 磯崎与茂七の主な功績

明治7年7～8月	父死亡（1月）の跡を受けて鮮魚商、鰹節製造、かつお漁業を経営（この時18歳）。
20年4月	春職まぐろ流網漁業開始。
25年3月	いわし刺網漁業開業。
10月	いわし八坂網漁業開業。
12月	さんま揚縄網漁業開業。
26年11月	県試験船2隻を借りて株式組織で大鮪延縄漁業を嘗む（失敗）。
28年9月	同志2名と共に再度大鮪延縄漁業を嘗む（失敗）。
32年10月	いわし揚縄網漁業開業。
33年7月	鰹節、塩辛等の却売業開業。
34年10月	千葉県（銚子町か）から熟練漁夫を招致して、単独で秋職大鮪延縄漁業を嘗むも失敗。
34年12月	地元漁民を懸賞募集して秋職まぐろ流網漁業を開始し、大成功をあげ、これにより多年の夢が実現することになった。（注：漁夫を懸賞募集した理由は、当時流網漁業は危険操業で、「ごけ網」といわれ漁夫が恐れていたからである。これにより辛うじて12名の応募者を得たという。）
35年頃	鰹節製法の改良に着手し、新製品の開発に成功した。その結果、鰹節の生産高が約1万円となり、販路も東京は勿論、関東全域に拡大し名声を博した。
39年9月	さんま流網漁業を開始し、さんま漁法に新機軸を出す。
42年4月	春職一番漁として県から最高漁獲優勝旗を授与される。
43年6月	夏職まぐろ流網漁業を開始し、相当の成績をあげる。
44年12月	スタンダート石油発動機8馬力をまぐろ流網漁船に据付けて操業。
大正3年	夏職まぐろ旋網漁業を同志と共に開始。このときの船団は、発動機付網船共漁船9隻で漁夫70余名を以て、原釜（福島県）沖まで出漁した。

3.2.5.3 平磯町のまぐろ流網漁業

磯崎家の明治34年12月の秋職まぐろ流網漁業の大成功に刺激されて、同36年には平磯町のまぐろ流網漁船は60隻、漁獲金額は132万円に達し、従前久しく首位であったかつお釣漁業を越してまぐろ流網漁業は首位となり、平磯漁港水揚高の60%を占めるに至った。このように平磯町には明治30年代に、春職まぐろ(旧正月～旧4月)、夏職かつお(旧5～旧9月)、秋職まぐろ(旧11月～旧12月)を基本型とするかつお・まぐろの周年漁業体系が確立した。ただし、この三職制の漁期の実際は漁況により多少のずれもあり、夏職のまぐろ漁を、秋職にさんま漁を営む漁船もあった。こうして平磯町のまぐろ流網漁業は全国的に有名になった。その理由は次の三点である。第1には、平磯町の沖合が前記の通りの海況で、まぐろ類は春季には特に豊漁の海域であったこと、第2には、まぐろ流網漁業の操業年数が長く続いたこと、第3には、そのため漁夫は流網漁法に熟練していたことであった。このうちの第2の点について全国的趨勢は、大正元年の農林統計によれば、まぐろ流網漁船185隻(全国)に対し、まぐろ延縄漁船166隻(同)であった。特に千葉県では延縄漁法の歴史が古く、まぐろ延縄漁業は幕末期から盛んになり、明治期には漁船を大型化して遠隔漁場に進出し、1航海の所要日数は1週間に延び、遠洋化していた。したがって遭難も多く、千葉県では「後家縄」といわれて恐れられていたという。しかし千葉県でもまぐろ延縄漁業は、冬季だけの短期間の沖合漁業で、かつお一本釣漁業の裏作漁業であった。そこで、千葉県は大正3年に動力船「清澄丸」を建造して、遠洋まぐろ延縄漁業を実験し、遠洋漁業の推進をはかっている。

茨城県でも、江戸時代まで沿岸でまぐろ延縄漁業を春職として操業していた。ところが、前記のように1850年代に、平磯村に流網漁法が導入されて沿岸まぐろ流網と変り、以後は、第2次大戦前の綿網欠乏時まで近海まぐろ流網漁業が継続した。もっとも、平磯の漁業者磯崎与茂七が明治26～34年に再三大鮪延縄漁業への転換の試みを行ったが、いずれも失敗したので後続が絶えたといわれる。それは彼が試行した秋季には大鮪が接岸しないためであろう。

3.2.5.4 流網の漁網

次に、まぐろ流網用の漁網について付記する。

平磯では、他の漁業では既に綿網に転換した大正初期まで、まぐろ流網はもっぱら麻網が使われた。材料麻は野州麻(鹿沼麻)と南京麻(相州藤沢産)で、網大工や主に漁夫家族が手よりで糸にして網地に仕上げ、素網を自製した。次に、素網を漁夫が晴天の日に海浜で荷車等により縦横に引っ張って目締めをした。その作業過程における掛け声が「網のし歌」の起源であるから、「網の

し歌」の発生地は平磯ということになる。現在平磯海岸(磯崎)に記念碑が建っている。なお、一説ではその歌調は東北の民謡という。次の作業は染網であるが、染料は白河、岩手県中山辺りから購入の柏皮粉を用い、その煮汁の中に入れて染色し、強靭性と水切れをよくした。しかし、麻網の寿命は短く僅か3年以内だというから、船主にとってはその補給が大変であっただろう。大正中期になると網業者が出現し、網の自給は廃されたらしいが、網大工による補修は継続した。

大正初期の網経費を平磯町の場合で見よう。

まぐろ小目網(鹿沼麻使用、網目6寸目)

網地費(原麻費+工賃)(推定)

1もがい(長36m、幅12m) 約26円

1隻当50もがい携行 約1,300円

染網費(柏皮代+燃料費)

1もがい 約1円、50もがい 約50円

まぐろ大目網(南京麻使用、網目1尺)

網地費(原麻費+工賃)(推定)

1もがい(長70m、幅12m) 約35円

1隻当60もがい携行 約2,100円

染網費(柏皮代+燃料費)

1もがい約1円60もがい 約60円

まぐろ中目網(南京麻使用、網目7～8寸)

経費の資料はないが、ほぼ上記と同程度と見られる。

(資料:「茨城県漁業調査³⁷」)

なお、平磯町ではまぐろ中目網はあまり使用しなかった。まぐろ小目網・大目網の使い分けは下記のようであった。

まぐろ小目流網

使用開始年代:異説もあるが幕末期(1850年代)

使用時期:3月～5月初旬(春職)

対象魚類等:大目流網と同様だが、それより小型な魚類等に好適(例、びんなが、めじ、ぶり、さば等)(注:めじは、本まぐろの幼魚)

まぐろ大目流網

使用開始年代:明治40年頃(千葉県富浦より導入、平磯町では明治41年から大目流網が普及した。この漁場は、小目流網漁業より遠方で操業)

使用時期:12月～3月(秋職・春職)

対象魚類等:大鮪(30～150kg),ねずみ鮫(75～150kg),かじき類,いるか,ばか鮫(1.5～3.7t),ごんどう鯨(750kg～2t),おっとせい等の大型動物。勿論最も魅力的な魚類は単価の

高い大まぐろ（本まぐろ）であり、それをねらう為に遠隔化し、ひいては遭難誘発の原因にもなった。

ところで、改良揚縄網をはじめその他の漁業においては、明治30年頃から麻綱地の市販品（手工業品）が出廻るようになり、さらに明治末期には国産の綿綱（機械製品）が普及していた。それにもかかわらず、まぐろ流綱だけは前記のように大正初期まで麻綱を使用し、しかもそれまで自給した平磯町の理由については、経済的理由によるのか、それとも操作上の馴れといった伝統的理由からなのか、または適格な綿綱地の市販品がなかったためなのかについては資料的なものが多く不明である。綱の材料は、明治末期にはしゅろ（小目流綱）と鹿沼麻（大目流綱）に代り、大正期に入るとマニラ麻も部分的ながら使用されるようになった。

3.2.5.5 流綱漁船の勢力

次に茨城県の漁船数の推移を見よう。まぐろ流綱漁船数は、農林統計（大正元年）によると、千葉県、茨城県、福島県で圧倒的に多く、3県合計で160隻とある。中でも茨城県には70隻以上はあったと思われる。それは、千葉県では当時まぐろ延縄漁業への転換が進んでおり、福島県では元来まぐろ漁船が少なかったからである。なお、大正元年にはすでに流綱から延縄への転換が全国的には進んでおり、まぐろ延縄漁船は千葉、静岡、和歌山3県を中心、全国に166隻あった。

まぐろ流綱は湊町以北の県北地方でも行われていたが、中心地は平磯町と湊町であった。両町のまぐろ流綱漁船の推移は次のとおりである。

平磯町（「平磯町鮪流綱漁業沿革³⁴」等）

明治25年 50～60隻

船型は敷長8.5m、肩幅2m、6～7丁櫓（5トン位）、乗組員12人（春職のみ操業）

明治33年頃 93隻

船型は敷長9.2m、肩幅2.4m、9丁櫓（10トン位）、乗組員15～16人（春職のみ操業）

明治40年頃 70隻位

船型は敷長12.6m、肩幅3m、13丁櫓（約20トン）、乗組員18～19人（春、秋職操業）（大目流綱漁業開始）

明治42年 60隻位

船型と乗組員は前と同じ（春・秋職操業）

大正4年 28隻

動力付帆船、船型は敷長42尺（約13m）、肩幅10尺（3m）、約20トン 馬力数8～20馬力、乗組員27～28人（うち機関部員2人）（春・秋

職操業）

湊町

明治32年 25隻³⁷

明治41年 26隻（資料同上）

大正5年 動力付帆船10隻位³⁹（船型等は平磯町と同じ）

磯浜町

明治期にはない。

その他の地区

久慈町、川尻村、河原子町、大津町、平潟町にもあつたようであるが漁船数等は不明である。

なお、明治41年末の茨城県のまぐろ漁船数は212隻、42年には128隻であった³⁶。

次に、明治43年3月12日のまぐろ漁船の遭難事故の調査から、この年の春職に出漁した隻数をもって推察してみよう。

各町村の隻数は湊町19隻、平磯町43隻、前渡村3隻、久慈町3隻、河原子町9隻、坂上村4隻、高鈴村2隻、若松村2隻、高松村1隻、東下村2隻、合計88隻であった。そして、この乗組員総数は1,440名であった。したがって1隻平均の人員は16.4人である。また、この頃は未だ無動力船（帆走の和船）であった。

このときの旧那珂湊市域（湊町、平磯町、前渡村）のまぐろ流綱船数は県合計の74%、乗組員数は約77%に当たり、うち平磯町の対県比率は隻数において49%、乗組員においては51%と高率であった。ところで、明治41年の許可件数212隻に比べて著しく出漁船数が少ないのは表16に示したように明治41年、42年とまぐろの不漁年が続いたため42年は128隻に約半減し、43年3月現在のまぐろ流綱漁船の県の合計数はほぼ100隻位と推察される。

3.2.5.6 漁獲量

明治期におけるまぐろ漁獲量の推移は表16に示したが、県内の水揚地は三浜地方の平磯漁港と那珂湊漁港が著しく卓越しており、その比率は県内総水揚量の90%台を占めていた。それは、漁港の機能特にまぐろの流通機能が優れていたからであった。しかし、三浜地方でも、明治30年代の半ば頃までは、漁船も小型であったので、まぐろ流綱漁業の開拓地の平磯漁港がまぐろの水揚を独占していた。例えば、湊村勸業課の調査によると、明治19年の平磯村のまぐろ漁獲量2万6千尾に対し、湊村は僅か200尾であった。それが、平磯漁業組合調査によると、平磯町のまぐろの漁獲高は、30年9万1千円、35年13万2千円であった。なお、組合調査には、「年次」とあるが、「年度」であろう。本県全域の水揚額は、35年前後の平均額が約20万円であったから約70%を平磯漁港に水揚げしていたと考えられる。ところが、同港は30年

代後半からはまぐろ漁船が大型化したので接岸不能になり、浮船をもって中継しなければならなくなつたので、那珂湊漁港へ水揚げが集中し、茨城県のまぐろ水揚げの90%は那珂湊漁港が占めるまでになつた。そのため、平磯漁港とその補助的漁港の磯崎漁港のまぐろの水揚げは衰微した。

3.2.5.7 漁 場

明治末期の茨城県のかつお・まぐろ漁場は、船型の大型化に伴つて図13に示す通り広域化した。これを江戸時代と比較すると南北幅は2倍、沖出距離は数倍以上に拡大したことになる。沖出距離が拡張した理由は、船型の大型化により、まぐろ漁業の場合は非常用として4日分までの食料・飲用水等を積載できるようになったからである。

漁場の南限は銚子沖($35^{\circ}40'N$)、北限は塩屋崎沖($37^{\circ}N$)を通常とし、時には双葉郡沖、あるいは仙台湾というから、そうした場合の茨城県のかつお・まぐろ漁場の北限は $38^{\circ}20'N$ となるので、経度幅が $2^{\circ}40'$ (約300km)となる。また距岸距離は最大110kmの沖合漁場であった。なお、明治中期には漁場区分を、距岸3海里(5.5km)までを沿岸漁場、5.5~80kmを沖合漁場、80km以上を遠洋漁場とされたが、現在では沿岸漁場は距岸50kmま

で、沖合漁場は50~360kmといわれる。

このような漁場制約の要因は漁船の性能にあった。すなわち、堅牢性や復原性に富む外に航速力や積載能力が問題になる。
 ①航速力：当時の帆船の航速は順風でも時速8kmと遅く、しかも風によっては沖に停泊して順風待ちをした。
 ②積載能力：自港出航時に2~4日分の食料を携行したが（出稼操業のときは現地で補給）、それが積載能力の限度であった。漁夫の宿泊室は漁船の容積上とれなかつたので、航行中または沖での停泊時は交替で青空を見て仮眠をとつた。積載能力の関係で水を携行できなかつたので、漁獲物の鮮度維持に苦労した。まぐろは、航海が2日以上に及ぶ場合は、船内で臓物を除いて腐敗を防止した。かつおは、漁獲尾数の関係でそれができないので、航行途上で新しい魚群に遭遇した場合は、すでに漁獲したかつおを海上に投棄して新しい物に換えた。このような理由で、かつおの操業は日帰り水揚が原則で、まぐろは夜間流しなので翌朝水揚げをした。
 ③堅牢性等については、明治42年当時、西洋型のまぐろ流網船は128隻中1隻しかなくあとはすべて旧式の日本型漁船であった。

それに比して静岡・千葉県のかつお・まぐろ漁船は大型で、伊豆諸島の錢州等での遠洋操業（基地よりの距離

表15 茨城県のまぐろ類漁獲高の推移（属地）

年	まぐろ	
	数量（千貫）	価格（千円）
明治34	545	301
35	189	110
36	319	184
37	112	69
38	204	119
39	119	80
40	194	179
41	135	148
42	134	159
43	133	165
44	114	139
大正	122	152
2	135	150
3	192	222
4	167	181

出所：「茨城県史料・近代統計編」³⁾

注：ちなみに明治24年のまぐろ漁獲額は4万円で全国8位であった¹¹⁾。

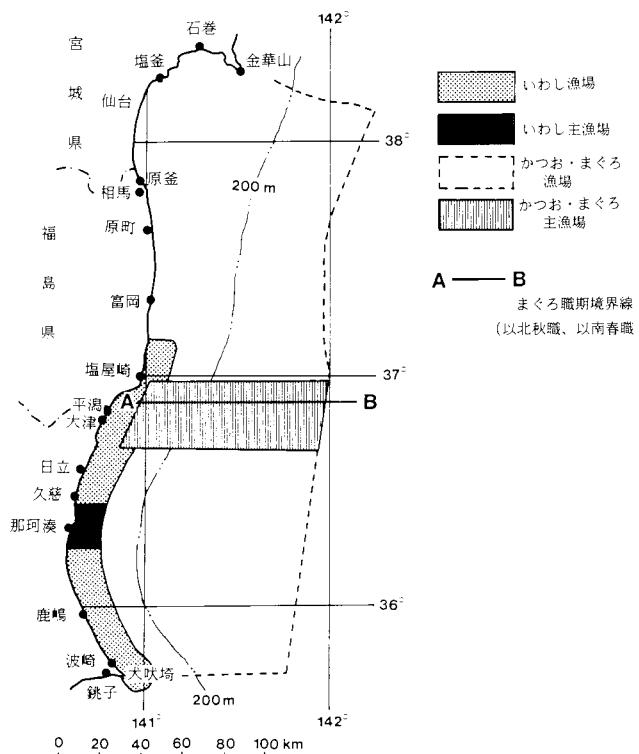


図13 明治末期における無動力船のいわし・かつお・まぐろの漁場想定図。茨城県水産試験場³⁸⁾、茨城県漁業調査³⁷⁾、那珂湊市史料（第2集）²²⁾、その他の資料により作成、通常は福島県沖まで仙台湾にまで出漁するのは極稀であった。

200km,3日航海)で、明治末期のまぐろ漁は延縄漁法が主流となっていた。それに比して茨城県は明治末期に至っても沖合漁業の段階に留まっていたのは茨城県周辺の沖合がかつおまぐろの豊穣な海域であったからだと思われる。そのことが茨城県漁船の性能の向上や漁法の改良を遅らせる要因になったことは確かで、その行きづまりを開拓すべく、前記のように磯崎与茂七が試行した訳である。

3.2.5.8 流網漁業の洋上作業

まず、操業地点の選定は水温測定(適水温ほぼ17°C以上)から始まり、海鳥の飛翔状況、しのぎと呼ばれる魚群の遊泳跡、まぐろのはね工合を総合して船頭が決める。通常は夜間作業で、投網、曳航、揚網に1回当たり7時間をする。特に荒天時は漁獲量が多いので遭難の頻度が高く、浜では「ゴケ網漁業」といわれて恐れられていた。また、漁夫は船に宿泊施設がないので船体内で仮眠したから、冬季は冷えのため病気を誘発したといわれる。

第4章 漁船動力化のはじまり

4.1 全国における漁船動力化の趨勢

はじめに全国の漁船の動力化の趨勢を見よう。明治33年までは、我国には捕鯨船以外に動力漁船はなく、明治39年静岡県水産試験場が、米国ユニオン・アイオンワード

ク会社製18馬力4サイクル電気着火式石油発動機を輸入して、新造指導船富士丸(25トン)に取付けてかつお釣り漁を実験したのがはじめとされている。しかし、この3年前の明治36年に静岡県伊勢新田の七尾文七が5馬力の発動機を20トンの和船に据付け、「千鳥丸」と命名して銭州でかつお釣漁をやっている。このように、静岡県は動力化の先進県で、早くも明治41年には新造動力船25隻、従前の和船に動力機関を取付けた漁船80隻に達したという³⁶。茨城県の漁業者が、明治42年に始めて動力漁船を見たといわれているが、おそらく静岡県の漁船であったと思われる。動力機関はその年の明治42年には北海道に伝わり、手縄網船に石油発動機が取付けられて試験的操業が行われており、同43年には京都、福井でも手縄網漁船に試みられたが企業化されるまでにはいたらなかった。

明治40～大正3年における主要県の発動機付漁船数を表16に示した。この表からも、漁船動力化の先頭に立ったのはかつお・まぐろ漁業、特にかつお釣漁業であったことが分かる。

茨城県でも、漁船動力化は全国と同様にかつお・まぐろ漁業からすすめられた。その動向を示すため表17に明治後期～大正中期における無動力船の階層分布、表18に大正初期から中期の動力船の勢力を示した。ただし、当時の公式統計には不明な部分もあるので、ここでは「茨城県史料・近代統計編³⁷」の数値を用いた。

表16 主要県における発動機付漁船数(明治40～大正3年)

年	次	明治40	41	42	43	44	大正2	3
静 岡		4	54	86	165	281	358	386
三 重		—	2	6	79	166	251	281
茨 城		1	2	—	—	—	151	221
岩 手		—	—	2	3	15	99	170
高 知		—	—	5	24	38	103	110
千 葉		—	—	2	6	11	38	99
和 歌 山		—	1	4	29	36	70	108
鹿 児 島		—	1	23	68	85	118	120
福 島		—	—	—	—	3	137	122
宮 城		—	1	10	11	13	21	51
全 合 計		21	82	198	541	828	1,674	2,073
国 1隻平均馬力		17.8	26.3	22.6	19.8	17.9	14.5	14.9

出所：「水産年鑑³⁸」

注1：茨城県の数値には疑問があるが、大正2～3年は全国第3位であった。

注2：大正2年の全国1,674隻の内訳は、かつお釣886隻、かつお・まぐろ釣367隻、運搬船234隻、その他187隻。

注3：動力付漁船数は、かつお・まぐろ漁業の先進県に多い。

注4：全国合計は、その他の道府県を含めた数である。

注5：茨城県については表19とは一致しない。

茨城県は、明治39年に筑波丸（27トン、補助機関付）を建造して、同42年6月に沿海漁業組合に試験的目で貸付け実験させた。これが茨城県の最初の動力付漁船であったが、この場合の発動機はデンマーク製のダン式で故障が多く、後に木下製のユニオン式に換えた。しかし結果的には不成功に終った。その理由は、発動機自体の不完全と機関士の未熟のためであった。

4.2 明治43年のまぐろ流網船の大量遭難

明治43年3月に、まぐろ流網漁業における大量遭難が発生したが、これを契機に動力化の気運が高まった。この遭難は茨城県の漁業にとって有史以来の大事故で有名であるので、その状況について付記しておく。

明治43年3月10日に低気圧が日本海と紀伊半島付近に発生し、東進して12日早朝に房総半島付近に達した。このため、那珂湊沖では11日夜半から吹雪だったが、12日昼頃には風速18mの北風となった。その夜は低気圧の通過に伴って西風に変り、風速は相変わらず衰えを見せなかった。遭難が発生したのは12日であった。この日は千葉県沖合50マイルの海域で、大目流網漁を営み、大まぐ

ろを満載して帰港途中での暴風雨による遭難であった。その損害は、漁船88隻、漁夫547名（溺死と行方不明）で、出漁漁夫1,440名（1,447名という記録もある）の38%を失う大惨事であった。その以前、まぐろが不漁続きであったところへ、たまたま鮪魚群が銚子沖に集結したので、漁民は悪天候を冒して出漁したため事故を大きくした。当時は気象観測や伝達手段が不備だったので、漁師達は地域的伝習による判断に頼っていたからで、これを契機に気象観測の整備が進み、漁民もこれを信頼するようになったといふ。その一方、それとは別に、直接の原因が次のように分析された。第1に漁船構造上の欠陥で、当時は和船であったから、航海途上の船員の居場所は甲板であったため、低気圧に伴って発生する時雨（しぐれ）により、転覆以前に凍死寸前の状態になっていた。第2に遭難地点が母港寸前であった点から、漁船のスピードが問題になった。つまり、もう少し早く帰港できたら無事に済んだはずといわれた。第1の点からは西洋型漁船へ、第2の点からは帆走に代り、動力化漁船の方向に向かうこととなった。

旧那珂湊市の平磯から磯崎にかけての海岸の松林は、

表17 明治後期～大正中期における無動力船の階層分布（年末現在）
(単位：隻)

船 型	5 間以上	3 間以上	3 間未満	計
明治35年	238	1,393	11,414	13,045
36年	274	1,467	11,007	12,748
37年	744	1,734	12,811	15,289
38年	1,293	3,189	8,251	12,733
39年	1,042	3,526	7,849	12,417
40年	1,188	3,944	8,179	13,311
41年	1,161	4,232	7,349	12,742
42年	1,182	4,460	7,290	12,932
43年	993	4,661	6,717	12,371
44年	939	4,806	5,940	11,685
大正元年	861	4,882	5,794	11,537
2 年	773	4,570	5,171	10,514
3 年	734	4,460	4,796	9,990
船型	10～20トン (100～200石)	5～10トン (50～100石)	5 トン未満 (50石未満)	
4 年	684		8,394	9,078
5 年	416		8,212	8,628
6 年	442		8,274	8,716
7 年	384		8,855	9,239

出所：「茨城県史料・近代統計編³」

注1：海水漁船と淡水漁船の合計数

注2：船の長さ5間以上は100石（10トン）以上、4間は50石（5トン）程度であろう。

表18 茨城県の漁船（海水漁船）動力化の動向（年末現在）

(単位：隻)

船型	5間以上	3間以上	3間未満	計
大正元年	38	—	—	38
2年	184	—	—	184
3年	202	—	—	202
船型	50トン未満	30トン未満	20トン未満	
4年	—		244	244
5年	—		271	271
6年	—		272	272
7年	54		189	243

出所：「茨城県史料・近代統計編³」

注1：この原表には、大正元年以前の動力付漁船はないが、それは官公庁船を省いたからであろう。

注2：明治44年に始めて、10トン船が実用化したという記録がある。

注3：船の長さ（敷長）5間以上は、10トン以上と見てよからう。

注4：大正7年に20トン以上に大型化している。

表19 明治43年3月12日の遭難状況

(単位：隻、人)

	漁船		乗組員			
	遭難隻数	溺	死	行方不明（死亡）	計	生存（還）者
(那)湊町	19	—	—	107	107	216
(々)平磯町	43	86	204	290	447	
(々)前渡村	3	22	18	40	19	
(久)久慈町	3	—	28	28	15	
(多)河原子町	9	16	—	16	109	
(々)坂上村	4	18	16	34	28	
(々)高鈴村	2	—	17	17	15	
(鹿)高松村	1	1	—	1	15	
(々)東下村	2	12	—	12	11	
(々)若松村	2	2	—	2	18	
計	88	157	390	547	893	

注：遭難隻数のうち、沈没・行方不明合計27隻、他は船体破損と漁網・漁具流失

遭難者の遺族が、めいめい苗木を持ち寄って植えた松林で「涙の松」といわれて神聖視されていた。この辺の浜辺に平磯の遭難者を引揚げたという。また、華藏院に残る碑は、明治44年横綱常陸山が那珂湊で追善相撲大会を開き、その益金で建立したものである（図14）。

明治37年から昭和14年における茨城県の漁業遭難を表20に示した。

内容別には、36年間の集計で最も多いのが漁船では船体破壊で701件、次いで転覆が151件であり、行方不明が104件、沈没が83件、座礁が76件、その他が133件と続く。過去36年間に漁船遭難件数が1,248件あったから、平均

では毎年34件発生していたことになる。漁夫遭難の内容は溺死および行方不明（死体があがらない場合の用語）で、その数は36年間の合計で1,272人にのぼり、年平均では35人を失っていたことになる。

ところで、当時の漁民の多数があこがれていた西洋型の動力漁船になった大正中期以降も、漁船の遭難件数は減っていない。その理由は、新型構造の動力漁船の能力を過信して無理な操業を行い、また能力以上の遠隔漁場に出漁するなどの漁船使用上に原因があったのであって、漁船の装備や構造上の所以ではない。それは、上記に見る通り、大正中期以後は遭難件数の割に極端に死亡



図14 漁民大量遭難の碑（明治44年建碑）

数が低下していることで分かる。

明治43年の大量遭難救助対策として、茨城県等が措置した主要項目を挙げると、

- ① 県は、海軍省に依頼して、軍艦高千穂艦による探索を福島県から千葉県の沖合にかけて、3月15日まで行ったが、全く発見できなかった。
- ② 宮内省日野根侍従が派遣され、遺族に対し、千4百余円の御下賜金が下賜された。
- ③ 関係町村や関係漁業組合および関係業界からの遺族救助対策が施された。

4.3 再建資金の貸付施策

しかし、大量の漁船、漁網漁具、漁夫の喪失の痛手は大きく、茨城県漁業の再建が危ぶまれた。そこで県は、明治44年6月22日「勧業基本金貸付規定」を改正して、再建資金の融資をした（この規則制定は明治36年度）。

その骨子は以下のとおりである。

勧業基本金貸付規定（県告示第325号）

第一条（貸付の対象）

- 一 次に示す日本型漁船を建造する場合
 - イ 船体構造の2/3以上水密甲板を張り船室を設けること。
 - ロ 船首に堅材を用い、且つ船首尾に肘材を取付けること。
 - ハ 必要な箇所に相当の肋骨を入れ戸立は敷及柵

表20 茨城県の漁業遭難（明治37年から昭和14年）

年	遭難隻数	死亡・行方不明者数
明治37	不明	20
38	12	46
39	9	19
40	21	107
41	19	51
42	32	52
43	50	590
44	26	11
大正元	32	51
2	12	19
3	37	116
4	17	23
5	14	11
6	16	18
7	14	13
8	21	6
9	16	5
10	18	8
11	21	2
12	15	11
13	11	1
14	9	2
昭和元	15	7
2	24	11
3	70	2
4	11	0
5	7	3
6	5	0
7	430	10
8	6	2
9	1	0
10	2	2
11	15	13
12	56	17
13	96	16
14	88	18

（「茨城県史料・近代統計編³」より算出）

に堅固に取付けること。

- 二 補助機関を据付けたる漁船を新造し若は購入し又は在来漁船に補助機関を据付けるとき。
- 三 改良漁具を購入し若は新造するとき。
- 四 漁獲物共同販売所、共同製造所、共同貯氷所その他之に類似する共同事業の施設の為資金を要するとき。
- 五 その他知事に於て必要と認めるとき。

第二条（貸付けを受けられる者）

- 一 本県内の漁業組合、水産組合又は水産業を目的とする産業組合。
- 二 本県内に引続き五箇年以上住所を有し且引続き五箇年以上漁業に従事し現に漁業に従事する者。

第三条～第五条（貸付を受けるための手続き）（省略）

第六条（償還）

貸付金の償還期限は五箇年以内とす。

貸付金の利子は1箇年五分とし（以下略）

（償還の方法等）（省略）

第七条（担保）

貸付を受くる者は知事の適當と認むる相当の担保を提供すべし。

第八条～第十七条（付帯事項）（省略）

この貸付規定は、大正2年3月に県告示第142号を以て改正され貸付枠が拡大した。

改正規定（大正2年）はほとんど旧規定（明治44年）と変りはないが、主な改正点をあげると、

- ① 貸付の対象者を、旧規定ではこの県内の居住期間と漁業継続期間各5年以上であったが、それを3年以上に短縮した（第2条）。
- ② 貸付の要件については、旧規定第1条の（イ）（ロ）（ハ）の構造を備えた日本型漁船に補助機関を据付ける場合、または（イ）（ロ）（ハ）の構造を有する補助機関付漁船を新造若しくは購入する場合と改正されて、動力化の場合に限定された（但し、在来船据付は除外）（第2条）。
- ③ 農業に対しても適用された。

貸付の目的が、「農業及水産業ノ改良奨励ヲ図ル為確実ナル事業ニ對シ勧業基本金 ヨリ其資金ヲ貸与ス（第一条）」とある。

大正2年4月1日以後の貸付に適用され、貸付額も増額して、有史以来の本県漁船大量遭難後の本県漁業の再建に大きな貢献をした。

なお、遭難発生直後から、この勧業基本金貸付規定布達（明治44年6月）および同規定の改正布達（大正2年3月）まで、当時の茨城県知事坂仲と県参事杉山および平磯漁業組合長根本惣三郎等は中心的に本県漁業再建に貢献した。

旧規定第1条（貸付の対象）「——日本型船型イ、ロ、ハ」の規定の意義は、日本型船型に西洋型船型の設計を部分的に取入れることによって、従来の和船の堅牢化をはかったことにあった。しかし、当時の全国的趨勢は動力化を前提に西洋型漁船建造の氣運にあった。にもかかわらず貸付規定がなお日本型船型を基本設計として固執した理由は、茨城県の船大工に西洋型漁船建造の能力がなかったこと、建造資金を考慮したためであったらしい。

しかし、これより半年前、すなわち明治44年1月において、茨城県は湊町の船大工稻野辺彌吉に依頼して、西洋型漁船の模型を造らせている。その設計書は農商務省のものだろうと推察される。このことから、茨城県は西洋型漁船に关心を持ち、それへの転換を意図していたものと考えられる。なお、改正規定（大正2年県告示第142号）に於てもこのことは改正されなかった。

旧規定第一条二においては、動力付漁船を新造または購入と、在来漁船に動力を据付ける場合とに分けているが、いずれの場合も動力機関は補助機関であった。つまり、常時は帆を以て走航するが、無風又は逆風時ののみ動力を稼働させることによって燃費の節約をはかった。補助機関付漁船は通常は動力漁船とはいわれず、機帆漁船というべきものであろう。

なお、大正2年の改正規定においても、この分け方は踏襲された（ただし、在来船据付けは除外）。

また、明治44年6月（貸付規定改正時）の茨城県準備金は7千9百円と少なく、貸付条件もかなりきびしいものであった。

4.4 貸付施策による漁船動力化の進展と問題点

明治45年1月に平磯町漁業組合長根本惣三郎が、さきの県貸付金1千円を借り受け改修漁船（肩幅1丈=3m、長さ7間=12.6m、甲板張り、約10トン）を発注し、これに池貝鉄工所製作の石油発動機12馬力を取付けた。もっとも彼はこうしなければならない理由があった。それは、遭難事故発生直後の知事対談の際に、あらゆる手段を尽くして漁業復興を確約しているからである。知事はこの動力漁船に「必勝丸」と命名した。この必勝丸こそ茨城県漁民が建造した茨城県最初の本格的な動力漁船であったが、地元平磯の漁民達はこの異様な漁船に驚嘆し、将来漁業の発展を阻害するものとして、彼を非難するようになった。そのため彼は、平磯漁業組合長を辞任して、この船をもってまぐろ大目流網漁業を遂行し、成功を収めた。これは大正元年であった。その年、平磯の磯崎与茂七は在来船（無動力和船）にスタンダート石油発動機8馬力を取付けてまぐろ流網漁業を行いこれも成功している。また、同時期に平磯の漁業者薄井辰吉、根本源重、磯野平吉も在来船に石油発動機を取付けて同

様の操業をしているので、大正元年に稼働した動力付漁船は平磯で5隻となった。こうして、早くも翌2年には、平磯のかつお・まぐろ漁船（兼業船）の半数（約10隻）は動力付漁船となつた³⁶。

しかし、漁船動力化の過程は順調ではなく、いろいろの障害があった。それを整理すれば次のようになる。

① 魚群がエンジンの音に刺激されて逃散するという風説。特に、揚縄網漁業者からの猛烈な反対があった。

② 漁船の積載能力上の困難：20トン未満船では、スペース、荷重上に無理があった。それは、当時の石油発動機は輸入品・国産品とも容積・重量が共に大きく、しかも水冷式であったので多量の冷却水の携行を要したからである。このことが、以後の大型化の要因になった。

③ 修理技術者と機関士の不足：国産の発動機（試作の段階）も輸入発動機も粗悪品が多く故障が多発したが修理可能な技術者が不足しており、時には製造元または発売元まで、発動機を陸送しなければならない場合もあった。勿論その期間は帆走または出漁不能になった。また機関士も不足しており、他県から高給をもって招聘した。「茨城県漁業調査³⁷」によると大正5年の機関士の月給は20円から25円と高給を以て優遇したという。

④ 燃費を多量に要した：茨城県の大正初期の漁船は機帆船で発動機は走航の補助として使用されており、できるだけ帆走により燃費の節約をはかっていたが、漁夫は危険な帆張りの作業を嫌い、動力の方が時速6マイルと航速が速いので自然と発動機の使用機会が増加した。船主はその対策として燃費を航海経費（大仲経費）に加えて、水揚高から天引することにして、その抑制をはかった。

⑤ 動力化のため多額の転換資金を要した：西洋型新造船の場合はもちろん、在来船を一部改造して発動機だけを取付けるにしても、当時高価であつただけに、多額の発動機購入資金を要した。「茨城県漁業調査³⁸」によると、国規定漁船一隻の船体建造費は1,200円（肩幅3m、長さ12m）で、20馬力石油発動機は1基千数百円を要した。船主はこの費用捻出のため水揚高から30%以上（船代23%，発動機代10%）の天引をするようになったのはこの頃である。

大正初期のかつお・まぐろ、底曳網、揚縄網経営の船主は、上記のような障害を克服して動力化を推進したのであるが、そのときの支えになったのは漁夫の強い賛成意向であった。その主な内容は次のようにある。

①操業時間の増加により、漁獲量をふやすことができる。帆船の航速は時速5kmが平均であったが、動力船は時速6マイル（約11km）であるから、それだけ目的の漁場に早く到達できるので、操業時間の大幅延長と、限られた日数（4日が限度）内に遠隔漁場に出漁が可能になり、1航海当たりの漁獲量が増加して、漁夫の

歩合配当が増額したこと。②漁夫は、最も危険の多い帆張りや重労働の櫓漕ぎが軽減されること。ただし、大正初期のものは機帆船であったため、帆張りより解放されるのは、無風または逆風時のみである。③発動機を取付けるための大型代船建造を機会に、農商務省規定の西洋型漁船の設計を取り入れることにより、堅牢な漁船構造になること。農商務省規定の漁船設計は、さきの「勧業基本金貸付規定」に見える。また、船型は大正6年までは20トン未満であったが、7年には30トン級漁船と大型化した。

第5章 水産加工業の概観

明治後期における茨城県の水産加工品産額は表21のとおりである。

これより、当時の水産加工業の特徴を指摘すると次のようになる。①漁獲額合計に対する加工品額の比率は、明治30年71%，35年68%，40年47%，大正元年39%，4年28%と漸減傾向をたどった。それは交通機関の発達に伴って鮮魚出荷の増加の反面、干鰯・粕類等の肥料材料の生産が減少したからである。②交通機関が発達しても、未だ輸送力が貧弱で運賃も高かったので、原料の大部分は現地水揚物に依存していたから、加工品の産額は現地水揚量に左右された。たとえばいわし類は明治35～39年、同42～44年、かつおは明治36～39年、同43～大正3年と不漁であったので、それ等を原魚とする加工品は減産したが、豊漁年は増産したので、製産額は次のように変動した。明治30年を100とするとき、同35年98.4、同40年130.3、大正元年86.4、同4年84.2（ただし、淡水魚を含む）。③食用品は江戸時代伝統の低度加工品が大部分で、鰯節の比重が高かった。すなわち、その総額比は明治30年27%，同35年42%，同40年45%，大正元年33%，同4年36%，同5～10年の平均は32.5%を占めていた。しかし、茨城県の鰯節は品質が粗悪のために他県物より市場価格が安かったといわれる。その理由については江戸時代のかつお漁業の所で書いた通り、明治期に官民一体となって、先進地から技術者を招聘するなどして県内各地で講習したのであるが、効果をあげ得なかつたのは、やはり茨城県の原料かつおの肉質に脂肪分が多かつたためであろう。特殊な食品に缶詰があった。これは日露戦中の明治37年に陸軍省の委託によるもので、この年に茨城県水産試験場が8,786貫（20,165円）、鉄電七が39,375貫（94,691円）、小沼徳衛が11,100貫（23,058円）、明治38年は鉄伝七17,370貫（37,775円）、小沼徳衛8,300貫（17,644円）、菅谷毅5,230貫（11,400円）、磯前勘三郎2,000貫（4,400円）の生産をした。缶詰の原魚は、いわし、さんま、かつお、わかさぎであった。④肥料源としての干鰯・粕の生産は明治後期に減退傾向をたどった。

表21 明治後期における茨城県の水産加工品産額

	明治30年	35年	40年	大正元年	4年
合 計	829,336	816,463	1,080,56	716,218	698,159
かつお節	227,610	339,385	485,200	238,920	254,346
干いわし	72,629	13,910	92,593	62,232	43,803
ごまめ	26,665	18,351	57,791	12,895	35,223
干あわび	4,221	42,478	61,250	29,100	27,750
干えび	113,558	33,466	33,466	30,989	24,449
干わかさぎ	17,267	41,930	47,419	74,898	80,222
干しらうお	4,472	36,182	30,547	58,595	65,783
搾粕	96,527	53,568	16,192	36,547	25,431
干鰯	89,780	64,200	27,275	51,791	28,737
その他の	176,607	192,984	228,835	120,251	112,415

出所：「茨城県史料・近代統計編」

両者の合計は明治37年340千貫、同39年123千貫、同41年55千貫、同43年258千貫、大正元年314千貫と漸減した。そして、干鰯の貫当たり単価は、明治37年20銭、同39年22銭、同41年25銭、同43年17銭、大正元年21銭と低迷した。それは化学肥料の影響があったからである。⑤明治後期になると加工業者は漁業者から分離独立するようになった。それは、漁船の大型化、経営の複雑化に伴い、漁業者は漁業に専念するため加工部門を切り捨てたからである。

しかし、加工業者は加工原料が地元漁港に常時水揚されているわけではないので、休業期間が生ずるため多くは農業との兼営をしていた。その辺にも鰯節の事例で見たように製品の粗悪の理由があったのであろう。

なお、明治期における茨城県の特産物に乾鮑があった。その生産額は前記の通り総生産額の5%未満（平均）で多くはないが、数少ない輸出品として清国向けに出荷された。生産地は岩礁に富む磯浜以北の特に県北地方（久慈町、水木町、川尻村、大津町、平潟町）であった。

謝 辞

本報告を作成するのにあたり、茨城県水産試験場の大内康子嬢には資料整理と作図の作業に多大の御協力をいただいた。記して感謝申し上げる。

文 獻

- (1) 農商務省：水産事項特別調査、明治27年
- (2) 山口和雄編：「現代日本産業発達史、第19、水産」、昭和40年
- (3) 茨城県：「茨城県史料・近代統計編」昭和42年
- (4) 茨城県：「茨城県統計表」

- (5) 茨城県水産会：「茨城県水産誌」第1～5編、昭和18年
- (6) 茨城県議会史編纂委員会：「茨城県議会史・第1～4卷」、昭和37～41年
- (7) 波崎町：「波崎町史料I、II」、昭和56・57年
- (8) 大洗町：「大洗町史」昭和61年
- (9) 神栖町：「神栖町史・下巻」平成元年
- (10) 「茨城県勧業年表」明治19年
- (11) 「茨城県水産会報、第1号」明治31年
- (12) 「茨城県水産会報、第7号」明治33年
- (13) 二野瓶徳夫：「明治漁業開拓史」、平凡社、昭和56年
- (14) 「山本家所蔵文書」（神栖町史所収）
- (15) 柳川秀勝：「地曳網営業略記」明治20年
- (16) 茨城県：「茨城県史料・近代産業編II」昭和48年
- (17) 鹿島町：「鹿島町史」昭和47年
- (18) 「明石与兵衛家文書」
- (19) 「茨城県漁業基本調査」
- (20) 山口和雄：「日本漁業経済史研究」、北隆館、昭和23年
- (21) 「日川・須田新田・奥野谷・溝口4か村地曳網方議定書」明治4年（茨城県史料・近世社会経済編II所収）
- (22) 「鹿島郡地曳網営業規則」明治15年（茨城県勧業年報、明治19年所収）
- (23) 小池信親：「前浜村誌」、明治19年
- (24) 那珂湊市：「那珂湊市史料第一・二集」、昭和50・52年
- (25) 「大日本水産会報」明治26年
- (26) 「大日本水産会報 第192号」明治31年
- (27) 「湊商業会議所報告」明治35年（那珂湊市史料第二

集所収)

- (26) 「港（那珂湊）揚縄網沿革」、著者不明、大正5年
- (27) 茨城県：「茨城県史・市町村編Ⅲ」昭和56年
- (28) 神田献二：「漁業一般」成山堂書店、昭和39年
- (29) 川合角也：「漁網論」、水産社、大正5年
- (30) 関東農政局茨城統計情報事務所編：「日本漁業と水産茨城の沿革」昭和47年
- (31) 岸上鎌吉：「幼魚濫獲と打瀬網漁業」、農商務省水産調査所、「水産調査報告」、第6卷、第1冊、明治30年
- (32) 「寛永文書」（「北茨城市史」所収）
- (33) 山本高一：「鰐節考」、水産社、昭和17年

- (34) 「平磯町鮒流網漁業沿革」大正5年（那珂湊市史料第二集 所収）
- (35) 杉山 節・二平 章：「茨城の漁業発達史、第1報、江戸時代における茨城漁業」、茨城県水産試験場研究報告第37号、平成11年
- (36) 茨城県編：「茨城県産業要覧」明治43年
- (37) 「茨城県漁業調査」、大正五年
- (38) 茨城県水産試験場：「茨城県水産試験場漁業調査報告（臨時報告）」、明治39年
- (39) 中山琢三：「鰐釣漁業」水産社、昭和13年
- (40) 農商務省水産局「水産年鑑」、大正六年

付表 茨城県の漁業史年表

年 代	県内関係事項
1868年（明治元年）	高神村（現、波崎町）に漁民党が結成される。
1869年（～2年）	磯浜村に千葉県からつづき網漁法が導入される。
1870年（～3年）	那珂川に新河口が出現する。（1871年消滅）
1871年（～4年）	涸沼に漁場紛争が起こる。（明治6年解決）
1872年（～5年）	前浜村の川上多衛門がまぐろ流網（春職）開始。
1874年（～7年）	鹿島浦漁産会社が設立する。
1875年（～8年）	太政官布告第23号を以て、小物成税を廃止する（2月）。 太政官布告第195号を以て海面官有制と海面借区制を施行する（12月）。 太政官達第215号で海面借用願取扱方針を指示する（12月）。 県は、従前の漁業雑税の廃止令と「捕魚採藻押借願」及び「押借料」について布告する（12月）。
1876年（～9年）	涸沼の漁場紛争が再燃する（明治19年解決）。 太政官達第74号を以て、8年達の第215号を改正する（7月）。（押借料は県税となる） 県は、「捕魚採藻営業税則」を布達する。 那珂川で、本邦最初の鮭の人工ふ化が試みられる。
1877年（～10年）	茨城県漁業税則布達により、定率課税方式に改正する（3月）。 波崎町に車夫党が結成され、漁夫がその影響を受ける。

年 代	県内関係事項
1879年（～12年）	平潟港の東防波堤着工。又、大津で潜水器採鮑始まる。
1881年（～14年）	米国式の巾着網が紹介される。 この年より10年代末まで、金融引締による不況の為魚価暴落して漁業経営に苦しむ。
1882年（～15年）	鹿島郡地曳網営業規則が制定される。
1883年（～16年）	農商務省主催の第一回水産博覧会が開催される。
1884年（～17年）	菊地可が那珂川で鮭の人工ふ化を始める。
1885年（～18年）	茨城県が、漁業組合要項を布達する（9月）。 この頃、本県でギス網漁業が全盛する。
1886年（～19年）	農商務省が漁業組合準則を公布する（5月）。 茨城県が沿海漁業組合準則を布達する（7月）。又、鮭鱈漁業取締規則を施行する（1月）。 茨城県主催の土佐式かびつけ節製法の講習が行われる。
1887年（～20年）	この頃、平潟が打瀬網漁業を導入する。又、平磯の磯崎与茂七が春職まぐろ流網漁業を開始する。 本県のかつお船は11丁櫓が普通となり、漁夫20～25人乗込みと大型化する。
1888年（～21年）	茨城県が鮭鱈漁業取締規則を改正する（10月）。又、湖沼川漁業採草取

年 代	県内関係事項	年 代	県内関係事項
	締規則を布達する（11月）。千葉県海上郡椎名村の千本松喜助・石橋太郎兵衛が改良揚縄網を考案する。	1896年（明治29年）	茨城県沿海漁業組合連合会が設立する（12月）。
1889年（明治22年）	この年より33年にかけて、県内各地に準則漁業組合が設立する。エーアール・ムルデルが那珂湊港築造計画案を作成する。水戸線が水戸まで開通し（1月）、以後那珂湊の海運業が衰微して、鮮魚商等は漁業に転向し、かつおまぐろ漁業の新興船主が誕生する。それに伴い、船頭制の強化が始まる。	1897年（明治30年）	この頃、漁労経費を大仲経費と改称し、その費目・金額とも増加する。平磯町のまぐろ流網漁業は全国的に有名となり、その漁船50隻を超える。鹿島浦の地曳網漁獲額10万円に減。以後衰微する。漁夫の盗魚がふえ、それを防止するために表彰制度が各漁業地に普及する。遠洋漁奨励法を公布する（3月）。常磐線平まで開通（翌31年岩沼まで開通）。
1890年（明治23年）	茨城県が、鮑採取の潜水器の使用を禁止する（ただし、25年に県内20台の使用を認める）。	1898年（明治31年）	本県水産巡回教師門脇捨太郎調査報告書作成。県は、「水産会設置規定」を制定する（2月）。茨城県水産会が設立し（3月），共進会を開催する（11月）。
1891年（明治24年）	本県の全国順位は漁獲額第5位、販売額第4位となる。又、本県は全国第2位のかつお生産県となる。鹿島浦に全域を網羅した地曳網漁業組合が成立する。又、鹿島浦の地曳網が118張と減少する。全国的傾向として、綿網の普及が始まる。	1900年（明治33年）	茨城県水産試験場を磯浜に設置する（4月）。
1892年（明治25年）	那珂湊漁業組合が漁獲表彰を開始する。県内の漁業組合は9組合となる（6月現在）。平磯町の磯崎与茂七がいわし流網を開始する。	1901年（明治34年）	明治漁業法（旧漁業法）を公布する（4月）。平磯町の磯崎与茂七が秋職まぐろ延縄漁業を試むも失敗する（10月）。まぐろ流網漁業大成功（12月）。新川漁港（湊町）築港及び久慈河口港修築事業に着手する（県営）。大津町と若松村に水産補修学校が設立する。
1893年（明治26年）	湊町の大川健介が米国式巾着網漁業を実験する（失敗）。波崎町に改良揚縄網が伝わる。九十九里浜で打瀬網漁業と地曳網漁業との間に漁業紛争が起こる。	1902年（明治35年）	茨城県、占用漁業権漁業の種類を告示する（5月）。
1894年（明治27年）	湊町の大川健介が千本松喜助を招致して、改良揚縄網漁業を始める。本県が改良型漁船2隻を建造し、平磯漁民に貸す。平磯町の磯崎与茂七がまぐろ延縄漁業を試みる（失敗）。28年に再度行うも失敗。	1903年（明治36年）	久慈町の山縣熊之介大目流網（まぐろ）を始める。茨城県が漁業取締規則を制定する（6月）。静岡県の丸尾文七が、動力付漁船でかつお漁を営む。
1895年（明治28年）	東下村（波崎町）の稻村喜太郎が八指村（千葉県海上郡）から八田網を換えて改良揚縄網を導入する。	1904年（明治37年）	茨城県沿海水産組合が県の認可を受け創立する（12月）。たばこ専売法が施行（4月）され、湊町の民営刻みたばこ製造業が廃止（38年4月）となり、以後業者は漁業に転身。久慈町にかつお節伝修所が開設する。

年代	県内関係事項	年代	県内関係事項
1905年（ 昭和38年）	久慈町の小沢条八が、いわし刺網を改良して、さんま流網漁業を始める。又、平磯町でも翌年からまんま流網漁業が始まる。 遠洋漁業法を改良し、奨励金交付対象を拡大する（3月）。 本県のかつお船に、13丁櫓（35人乗り）が普及し、漁場が鹿島灘～塩屋崎沖に拡大する。		年制定の内規の実施）。 農商務省、県内漁港等11港調査開始（44年度までに、平潟、大津、川尻、会瀬、水木、高戸、久慈、磯崎、平磯、湊、磯浜港を調査）。 磯崎漁港整備着工（大正14年既成）。
1906年（ 昭和39年）	平磯と久慈に町立水産補修学校が設立する。 静岡県水試が石油発動機付漁船富士丸（25トン）を建造する。 本県試験船、筑波丸（27トン、補助機関付）を建造する。又、「遠洋漁業開発計画」を決定。 平磯町の磯崎与茂七がさんま流網漁業を開業する。又、この頃県内に綿網が普及始まる。	1910年（ 昭和43年）	春職まぐろ流網漁船大量遭難発生、犠牲者547名（3月）。 漁業法改正（明治漁業法）公布（4月）。 大津、磯浜、平磯、水木各漁港整備着工。 漁業組合が漁獲物の共同販売を始める。
1907年（ 昭和40年）	高鈴村、河原子町に公立水産補修学校を設立する。 本県のかつお・まぐろ漁場は、142°E, 35°40'～37°30'Nに、末期には38°Nを超える。 平磯で大目流網（まぐろ）始まる。	1911年（ 昭和44年）	本県が勧業基本金貸付規定を改正して、漁船構造の改良と動力化を促進するなど漁業の再建をはかる（6月）。 本県が、「茨城県漁労奨励規程」を制定する（9月）。 平磯町の根本惣三郎が必勝丸（10トン、12馬力）を県の貸付金により発注する。 湊町の稻野辺彌吉が、県の依頼により西洋型漁船の模型をつくる。 波崎町の篠塚安次郎が、筑波丸を借りて鹿島浦でたいの延縄漁業を試みる。 久慈河口の堤防工事着工。
1908年（ 昭和41年）	本県が優勝旗等授与の内規を制定する（7月）。		
1909年（ 昭和42年）	本県試験船筑波丸を沿海漁業組合に貸付けて実験させる（6月）。 本県が優勝旗等の授与を始める。（前		